

国の形と皇室制度

大岡
弘

国文研叢書
No.40

公益社団法人 国民文化研究会

国の形と皇室制度

大岡 弘 著

はしがき

令和三年十二月の下旬に、いはゆる「政府有識者会議」の、皇位継承問題に関する最終報告が公表された。しかし、その報告内容には、古来、皇室の歴史と伝統に基づき形成されてきた「皇室の形」が、正しく反映されてはをらず、「皇室の形」が間違った方向に向きを変えられようとしてゐると感じられた。「取りあへずの案」として、中途半端な議論のまま取りまとめられた観があり、問題があると思はれた。そこで、本書では、この「政府有識者会議報告書」の問題点に関連させながら、皇室の歴史に照してみても、本来のあるべき姿がいかなるものであるかを論じてみた。

本書は、祖国日本の「国の形」や「皇室制度」、特に「天皇祭祀」について、先人達の思ひに耳を傾け、著者がこれまでに納得し得た「知見」をまとめ直して「一書」としたものである。

我が国では、古来、人間を含めた総ての自然物から成る森羅万象の中に神々を感じるといふ、日本民族の「民族宗教」とも言へる独自の信仰を形成してきた。その八百万やまろの神々の中で天照大神あまてらすおほみかみを至高至貴の神として仰ぎ、その御子孫たる御歴代の天皇を国民統合の中

心に戴いて、国を統一し国家を存続させてきた。御歴代の天皇が、日本国民の「民族信仰」である、このやうな「神道」と深く結びついて、その信仰のもと、百二十六代の永きにわたって一度の例外もなく、男系の天皇によつて皇位の継承が行はれてきた。その万世一系の天皇を国民の上に戴く我が国の「国の形」は、世界に比類なき我が国独自の統治形態であり、二千有余年の時を超えて今なほ存続してゐるのである。

我が国が今後、厳しい国際情勢のもとで、他国に蹂躪じゅうりゃんされずに安定した「強い独立国家」として存続していくためには、我が国の永い歴史を顧みて、先人達が「いのち」をつみかさねて築いてきた文化伝統に思ひを致し、我が国のこの「国の形」を守り抜いていかなければならない。このことを国民一人ひとりが認識して、覚悟を定めることが肝要となる。本書が、そのことにいささかでも寄与するところがあれば、幸ひである。

令和五年十月十七日

大岡弘

「引用史料の表記」と、いくつかの「基本的用語」について

(1) 引用史料の表記について

大日本帝国憲法及び皇室典範、並びに他の史料における「カタカナ表記」、「清音表記」、「句読点」については、読み易さを考慮して、これらを適宜「ひらがな表記」、「濁音表記」に換へ、また、適宜「句点」と「読点」を加へた。

史料における神名の表記に当っては、長い正式名称と「正漢字表記」を、可能な範囲で適宜短くして、かつ「カタカナ表記」に換へた。なほ、始原神「イザナギの大神」については、近年、「イザナギ」が正しい読み方とされてゐるが、本書では、著者の「語の響き」の好みで、慣用読みの「イザナギ」で統一してゐる。

(2) いくつかの「基本的用語」について

① 「男系（父系）」と「女系」について

「系」とは、祖先を基点とする血統関係のことで、厳密な意味では、父子関係のみで辿る場合を「男系（父系）」と言ひ、母子関係のみで辿る場合を「女系（母系）」と言ふ。ただし、今日の皇位継承問題では、「女系」といふ用語を広い意味に用ゐて、中間に一代でも母子関係を含むやうな、「男系」のみにあらざる血統関係（非男系）を指して、「女系」と呼んでゐる。

本書でも、「女系」といふ用語を後者の意味で用ゐてゐる。

② 「皇胤」と「皇統に属する」について

「皇胤」とは、天皇の血筋、すなはち遡れば神武天皇から血筋を引いてゐる人の意味であり、これまでに皇位に即かれた方々は、総て「男系の皇胤」に限られてゐると説明されてゐる（小堀桂一郎著『萬世一系を守る道』、海竜社、平成二十四年）。

「皇統に属する男系の男子」とは、「皇族として皇統譜に記載されてゐて、かつ男系の男子であること」と説明されてゐる（門田隆将、竹田恒泰共著『なぜ女系天皇で日本が滅ぶのか』、ビジネス社、令和三年）。

本書では、「皇胤」といふ用語を多義的に用ゐてゐる。神武天皇に男系で繋がる御子孫方、

また、父親が天皇または皇族である方々、さらには、「父胤」ちちだねそのものを指して用ゐる場合もある。

③ 「皇祖神」こうそじんといふ用語と、「皇室の始原神」しげんしん、「皇室の始祖神」しそじんについて

「皇祖神」といふ用語は、天照大御神あまてらすおほみかみ（『古事記』での表記）、すなはち天照大神あまてらすおほみかみ（『日本書紀』での表記）を称して用ゐる場合が多い。

本書では、「皇祖神」といふ用語を、「イザナギの大神」おほなみから神武天皇に至る代々の神々の総称として、「皇室の祖先神」といふ意味で用ゐてゐる。「皇祖神」の中で、「イザナギの大神」を「皇室の始原神」と称し、「天照大神」を「皇室の始祖神」と称して、特別に位置づけてゐる。

④ 「皇親」こうしんと「皇族」について

「皇親」とは、「明治の皇室典範」成立（明治二十二年二月十一日）以前に長い間用ゐられてゐた用語で、天皇の御親族、すなはち、男系皇統に属する皇室の構成員のことである。大宝・養老令制下の「皇親」は、親王・内親王・王・女王によわうから成つて

ゐた。臣家出身しんけの「それら皇親の配偶者」は、配偶者になってからも「皇親」にはなれなかつた。

「明治の皇室典範」成立以降は、「皇族」といふ用語がこの「皇親」といふ用語に取つて代り、その内容も異なるものになつた。以前の「皇親」は、天皇の男系の血縁者のみによつて占められてゐたが、「明治の皇室典範」成立以降は、天皇または男子皇族に嫁とついだ臣家出身の配偶者も、皇后、皇太子妃、皇太孫妃、親王妃、あるいは王妃として、「皇族」の御身分となる制度に變つた。

本書では、「明治の皇室典範」成立より前のことについては、「皇親」といふ用語を用ゐて表現し、「明治の皇室典範」成立以降のことについては、「皇族」といふ用語を用ゐて表現してゐる。

『国の形と皇室制度』 目次

はしがき

「引用史料の表記」と、いくつかの「基本的用語」について

序章 守り抜くべき「祖国日本」成立の三要素

第一章 国家の伝統、「天皇による祭祀と統治」

第一節 大嘗祭の意義 — 天皇による祭祀と統治 —

第二節 再認識すべき天皇の宗教的権威 — 国家統一の源泉 —

第三節 近代における御統治と御親祭

第四節 近代皇室祭祀「大祭」の確立と戦後の処遇

第五節 「皇室の祭儀・行事」と憲法第二十条三項

第二章 歴史に見る「皇室の姿と形」……………

111

第一節 政府有識者会議報告書の問題点——廃棄すべき方策①——

第二節 女性天皇に課せられた不文律

第三節 皇室における「親王宣下」と養子の制度

第四節 「国民主権」概念からの速やかなる脱却を

第三章 「女性宮家」と「皇女制度」の是非……………

187

第一節 皇位継承問題について思ふ

第二節 否定すべき「女性宮家」創設

第三節 内閣官房公表の『論点整理』の問題点

第四節 御譲位についての大御心の率直な御表明を拜して

第五節 「伝統に則した皇位継承」の永続を願って

第六節 「女系継承」に道を拓く皇女制度

第四章 「皇祖神の系譜」……………237

第一節 記紀神話に見る「皇祖神の系譜」

第二節 近代皇室制度における「皇祖神の系譜」

第五章 「神祭り」——靖國神社招魂式と合宿教室慰霊祭と——……………279

第一節 明治天皇の靖國神社招魂式の御製に想ふ

第二節 合宿教室での慰霊祭の説明

附録 「昭和天皇と歴代天皇方のお心」……………309

「今上陛下と歴代天皇方のお心」(青年研究発表)

付図・付表……………321

付図1 「宮中三殿」と「神嘉殿」の配置図

付図2 「大嘗宮」の配置図

付図3 大宝・養老継嗣令に規定された「皇親」の範囲図

付図4 律令体制成立前後の皇室略系図

付表1 昭和の戦前期における皇室祭祀「大祭」と「国民の祭日・祝日」

付表2 令和の御代の「国民の祝日」と「皇室の祭祀と行事」

あとがき

序章 守り抜くべき「祖国日本」成立の三要素

《『国民同胞』平成二十三年四月号、及び平成二十四年一月号に所収の二つの小文を一つにまとめて、加筆修正。改題》

一、「祖国日本」成立の三要素

若き日に読んだ忘れ得ぬ論文がある。それは、小田村寅二郎・亜細亜大学教授（社団法人国民文化研究会理事長）の論文「日本―その不滅と展開」である（日本を守る会編『昭和史の天皇・日本』所収、日本教文社、昭和五十年）。その論文で小田村寅二郎氏は、日本列島の四季折々の気候の中で日本人の心がどう形成されていったか、また、日本人の心がどのやうに日本の話し言葉―日本語―の早期完成をもたらしたかについて触れられた後、次のやうに述べられてゐる。

日本といふ「国」は、「日本列島といふ具体的な国土」と、「そこに住む人々の「心」と、そして「日本語といふ話し言葉」の三つの重要な要素、ならびにその三者の相互に切つても切れないかかはり合ひの中に成り立つてゐる。

そして、この日本の「国」には、「国」そのものの中に、目に見えない「国のいのち」が実在してきてゐること、また、「国」と「国のいのち」とは、共に「心」に「感じて

こそ、判るものであることを指摘された。さらに、先人が志半ばで斃れゆく時に遺した言葉为例に挙げられながら、次のやうに説かれた。

「国のいのち」なるものは、先人たちが、死して後までも、この「国」を正しく守らうとした「志」が永生に存続してゐることを指していふのである。そして、いま生きである人々が、自らの心の中に、それをしっかりと受け継がうと「意志し」、あるいは「意志しよう」と心して生きていく人「であれば、その「实在」が確信できるもの」といふことができよう。

現在の国内状況、並びに我が国を取り巻く国際情勢を見てみると、小田村寅二郎氏が説かれた「祖国日本成立の重要な三要素」が、今や、危機に晒されてゐると思はれてくる。

二・日本列島といふ国土

来る六月（平成二十三年の時点）、尖閣諸島の領有権を主張する香港や台湾などの民間ゲ

ループが、船舶、ヘリコプター、熱気球などで尖閣諸島に押し寄せ、上陸し、国際社会に中国の領有権をアピールする計画であるといふ。もし、我が国政府が手を拱まもりてこれを黙過したならば、日本列島といふ具体的な我が国土は、近い将来、中国共産党に席卷せっけんされるだらう。

この惨状は、国防費の推移に起因する。我が国の防衛関係費は、平成十五年度から八年間、一方的に減らされ続けてきた。片や、世界の各国は、この九年間でロシア八・六倍、中国三・九倍、米国二・三倍、韓国二・〇倍、EU主要国一・三倍と、当然のことながら増額してきてゐる（防衛省編『平成二十二年版 日本の防衛―防衛白書―』）。我が国の防衛支出は、米中央情報局の『世界総覧』によると、「対GDP比〇・八%、世界一七四カ国中一四八位」と紹介されてゐるといふ。正に輕蔑けいべつと冷笑の対象になつてゐる。中国の平成二十二年度発表の国防予算は、前年度比九・八%増の約七兆三千億円。片や、我が国は約四兆八千億円。これでは、中国共産党が強く出てくるのも、無理からぬことである。

さて、サミュエル・P・ハンチントン氏は、海外における我が日本国民の特性を、次のやうに述べてゐる。

日本人の海外移住者集団は、アメリカ、ブラジル、ペルーなどいくつかの国に存在するが、いずれも少数で、移住先の社会に同化する傾向がある（鈴木主税ちから訳『文明の衝突』、集英社、平成十年）。

これは、相手を尊重する日本人の誠実さ、慎み深さ、順応性等、日本人の良き特性をよく表してゐる。しかし、これらのことは、日本国内にゐる中国人に、果して期待できらるであらうか。

昨年（平成二十二年）の二月二十六日、中国では、日本の国会に当る全国人民代表大会の常設代理機関・常務委員会において、「国防動員法」が賛成百五十七、反対一、棄権一の圧倒的多数で採択され、七月一日に施行された（『W i l l』平成二十三年三月号所収の潮まさと匡人氏の論文を参照）。これは、昭和五十七年（一九八二）に公布された憲法、平成九年（一九九七）に制定された「国防法」の下位に位置する、中国初の体系的動員法である。

この法律（第五条）によると、我が国にゐる数十万の中国人は、戦時の「国防動員任務の完遂」はもちろんのこと、平時から、「国防動員準備業務を完遂しなければならない」となつてゐる。急増する中国人観光客や中国人留学生、一般永住者の在日中国人が、皆、

平時においてすらも、日本人を敵視する活動の動員対象になってゐるのである。日本国内に中国人が存在すること自体の「重大な脅威」について、警鐘が鳴らされてゐる。そればかりではない。中国国内では、日本企業が中国に設立した工場も、中国に派遣された日本人ビジネスマンの個人財産も、全て徴用の対象にされてしまふといふ。平和ボケした日本国民には、驚くべき中国共産党の法律である。このやうな覇権主義に立つ共産党独裁の隣国には、我が国は、門戸を過度に開けてはならなかつたのである。

これらの危惧に加へて、外国資本による我が国の土地、森林、水資源の買収問題もある。

三・ 日本民族の心

小田村寅二郎氏は、前記論文の御執筆に當つて、「国民の大多数は、万一にも日本が亡び去るなどとは、夢にも考へてゐないやうである」と前置きをされ、続けて、氏の「亡国」や「国の実内容」について、次のやうに述べられてゐる。

古来から守り続けて来た伝統豊かな日本の国は滅びてしまひ、全然別個の国（引用者

註・例へば「日本何々共和国」が、この日本列島の上で、日本人の国といふ名のもとで営まれ出すことを指して、私は「亡国」といふのである。(中略)

この小稿で、以下私が書く所の国は、(中略)歴史的伝統のないま在るこの日本、もつとはつきり言へば、

天皇様をその中心に仰ぐ人々の国——この祖国日本——ただ一つについてののみ、「国」「日本」と名指すことを、ご了承いただきたいと思ふ。

顧みると、習近平氏来日に際して皇室の慣例を踏み躪った民主党政権、並びに中国共産党の傲慢な態度は、我々の記憶に、なほ新しい。

また、中国共産党は、我が国首相の靖國神社参拝に干渉し続けてゐる。これに屈して、あるいは、これに呼応するかのやうに、民主党政権の全閣僚は、昨年(平成二十二年)の八月十五日に靖國神社参拝を見送った。

本年(平成二十三年)二月二十四日、自民党衆議院議員の古賀誠氏は、氏が会長を務める「日本遺族会」の理事会・評議員会の席上で、これまた氏が会長を務める福岡県遺族連合会の意見だと断った上で、ある提案を行ったといふ。それは、「靖國神社への天皇皇后両陛下

の行幸啓を仰ぐ」ためには、いはゆる「A級戦犯」の分祀も含めた議論を開始する必要があるといふ内容だった（二月二十五日付『産経新聞』）。その結果、「A級戦犯」の分祀を含めて議論することで合意したといふ。自民党議員の中には、意外にこの考へに毒された者が多い。しかし、我が国には、大東亜戦争をはじめ国策の決定と遂行に心血を注いで指導に当り、法務死をされた「昭和殉難者」の方々は存在されても、いはゆる「A級戦犯」なる者は一人としてゐない。なぜなら、国会自身が、独立回復一年後の昭和二十八年以降数年をかけて、「彼らは罪人ではない」といふ法的保証を幾度も議決してゐるからである。日本民族の「心」の中身が、いつの間にか、中国共産党の執拗な干渉に抗し切れず、あるいは利権に搦め捕られて、次第にをかしたな方向に向き始めてゐる。「いはゆるA級戦犯の分祀実現」は、必ず「昭和天皇に対する戦争責任追及」に波及する。中国共産党は、それを狙つてゐるだらう。戦後の早い時期に既に決着済みの事柄を、何故今になって蒸し返す。筆者は、古賀氏の良識を疑ふ。

四・日本語といふ話し言葉

中国共産党は、昨年（平成二十二年）十月、支配下の青海省黄南チベット族自治州や海南チベット族自治州などで、学校の授業に中国語の使用を強制する新政策に打って出た（十一月二十五日付『國民新聞』）。我が国が中国の軍門に降り、中国の日本族自治州になるといふことは、かういふことである。

三十六年前、小田村寅二郎氏が「亡国」を定義された時、さすがにそこまでは筆を運ばれなかった。しかし最近、都内の秋葉原駅前で、大音量の中国語アナウンスが耳を突くやうになった。「中国人客」呼び込み作戦の一環である。ふと頭をよぎるのは、政府並びに我が国経済界は、日本列島を「諸民族共生国家」に改造する気なのか、といふ懸念である。もしさうであるなら、外交戦略に長けた中国共産党が、膨大な人口を意のままに動員して、あつといふ間に日本列島を席卷してしまふだらう。

日本語といふ「話し言葉」にも「書き言葉」にも、日本民族の「心」と「国のいのち」がこもつてゐる。これを失へば、我が国の「いのち」と全歴史が失はれる。「国語」（日本語）をしっかりと守らなければならない。

五・国家が守るべきもの

祖国日本を守るとは、一体、日本の何を守ることなのか。このことについて、ある外務省出身の方は、以下のやうに述べてゐる。

国家の究極的な役割とは、国民の生命と財産を守ることである。

一方、防衛省出身の方は、次のやうに述べてゐる。

国の役割は「国民の生命、財産を守ること」とよく言われます。しかし国防は、単にそれだけではないのです。国土を守るのは当然ですが、それだけでもないのです。日本という国の歴史―国体、日本の国柄を含めて―伝統、文化、それに我々の命を引き継いで来た御先祖の思いなどの全てを、同時に守っていかなければ本来の国防の役割を果たすことは出来ないのです。その自覚があつて自衛隊員は、命を懸けて国を守ろうとする強い意識が生まれます。もし私が自衛隊にいなければ、ここまで深く国防を

考えることはなかつたかもしれませぬ。

筆者は、後者の言に深い共感を覚える。そして、もし前者の言が外務省総体の支配的な考へ方だとすれば、国防問題はもちろんのこと、我が国の伝統を重視しての宮家創設問題、並びに、移民問題（出入国管理、帰化問題）に今後立ち向はなければならぬ現下の日本にとって、この両氏の意識の差が、我が国を亡国に導くか否かの、致命的要因になりかねないと思ふ。

六、「祭政一致」の精神

今の現実政治に欠落してゐる大事なことを一つだけ挙げよ、と問はれたら、一体、何を指摘すべきだらう。その答を出すのに参考となる文章を、再び小田村寅二郎氏の前掲論文から引用して、以下に紹介しよう。

日本においては、恐らく太古の昔からのことであつたと思はれるが、『祭政一致』と

いふおごそかな言葉が、今日に伝へられてゐる。

祖先のみ魂を祀りまつ拜まうがむつつましやかなその心と、現世において政治にたづさはる人の政治の心とが、その根柢において、全く同じきものでなければならぬ、といふ、日本古来の「政治」の大原理のことである。

それは、言ひかへれば、「現実政治」の中に、「祖先のみたま―神」を畏おそむ精神を「生かし切る」といふことである。

この「祭政一致」の精神は、たとへ「政教分離」を謳歌する政体にあつても、「政治の本質」として「普遍的である」とを、日本の政治家諸氏が、一日も早く気づくことが、何よりも緊急を要する課題である。わが保守政治家の中に、この「祭政一致」に連なる政治的開眼が、求められるやまことに切なる秋ときといふほかはない。

御歴代の天皇様は、今上陛下に至るまで、御一人欠けることなく、この「祭政一致」に立つ政治を、御心の中に相承相伝なさつて来てをられる方々である。

日本国民は、古来、記紀神話が伝へる祖先神や自然神に対して、独自の民族信仰を保持してきた。日本の国土や森羅万象を創成された二柱ふたはしらの神、イザナギの大神おほかみとイザナミの大

神をはじめとする多くの神々への信仰である。イザナギ、イザナミ両神の御子・天照大神を、高天原と現世日本の至高神と仰ぎ、また、天神地祇・八百万の神々を我が国の守護神と仰いできた。同時に、先人達のみ魂や、国のために一命を捧げられた英霊をも神として畏み敬ひ、また感謝申し上げて、折々に神々を祀り拝む神祭りを執り行ってきた。

また、我が国は、皇室の始祖神・天照大神の男系の御子孫とされる歴代の天皇方を、国家統治の首座に仰ぎ戴く「国の形」を、皇統初代の神武天皇以来一貫して保持し続けてきた。今日の国家存立の危機を眼の前にして、我が国の政治家諸氏には、国の基である「歴史を貫く国家の伝統」に想ひを馳せて、さらには歴代天皇方や祖先の方々のみ魂を畏み敬ふ精神を奮ひ起して、現下の「現実政治」を正しき方向に速やかに動かしていただきたいと、切願する次第である。

ところが、野田首相をはじめ閣僚達（平成二十四年の時点）は、祖国の危急に一命を捧げられた数多の英霊が鎮まる靖國神社に、誰一人として参拝しようとはしない。昇殿参拝し、祖国防護のために自分は大臣としての務めを果すと、英霊の御前に誓ふやうな敬虔な心情の持ち主は、今の野田内閣にはただの一人もゐないのである。そこにあるのは、中国や韓国を刺激したくないといふ、卑屈な保身の思惑のみである。

一方、靖國神社への御親拝の道を閉されたままの天皇陛下におかれては、年に二度勅使を靖國神社に御差遣になり、御心を英霊にお伝えされてゐる。天皇陛下は、先人達のみ魂や、殉国の英霊を神として畏み敬ひ、感謝の祈りを続けてこられたのである。天皇陛下の御親拝と、内閣総理大臣をはじめとして国家を代表する政治家諸氏の靖國神社参拝が、当然のこととして行はれる日が一日も早く来ることを待望する次第である。

第一章 国家の伝統、「天皇による祭祀と統治」

第一節 大嘗祭の意義——天皇による祭祀と統治——

《『国民同胞』令和元年六月号所収。一部加筆》

五月一日、皇太子殿下が即位されて、第二百二十六代の天皇になられた。陛下は、正殿「松の間」において、「皇位のみしるし」である「三種の神器」のうちの二つ、劍璽（劍）すなはち草薙劍くさなぎのつるぎのご分身と、「璽」すなはち八坂瓊曲玉やさかにのまがたまを承継うけつされた。平成の前例では、同時刻に、今一つの神器、「八咫鏡」のご分身が奉祀されてゐる皇居の「賢所」にて、「み鏡」にお鎮まりの天照大神あまてらすおほみかみの御神霊みまへの御前で、掌典長が御代拝、御告文を奏上してゐる。「八咫鏡」のご本体は伊勢の皇大神宮（内宮）に奉祀されてをり、「草薙劍」のご本体は熱田神宮に奉祀されてゐる。）

鏡・劍・璽の神器のうち、陛下にとって最重要の作法たる「神事」において奉祀の対象となるものは、「み鏡」のみである。このことから、「皇位の継承」が意味する「継承」の中身とは、「天照大神への御信仰の継承」を中核とするものであることが窺うかがはれる。

天皇陛下は、今後、「即位礼正殿の儀」に臨まれ、また、「大嘗祭」を斎行なされる。大嘗

祭とは、分り易く表現すれば、「天皇が御即位後に、初めて行はれる特別な新嘗祭」のことである。一世に一度の重儀である規模の大きな「大嘗祭」について、その祭りの意義や天皇の神聖な権威について考へてみたい。

一．大嘗祭の思想的起源

『日本書紀』には、初代神武天皇が、御即位後四年目の春二月、これまでの「我が皇祖の靈」の御助力と御加護に感謝されるため、鳥見山に祭場を設けて皇祖天神に御親ら大孝を申べられたことが記されてゐる。神武天皇の、御即位後のこの御親祭をもつて、後の大嘗祭の「思想的起源」と捉へる見解がある（例へば、幡掛正浩著『神国の道理』、日本教文社、昭和五十二年）。筆者もその見解を採り、ここに言ふ「皇祖天神」とは、主に、天照大神を指すものと受け取つてゐる。

戦前の歴史教科書では、これをどのやうに扱つてゐたのか。昭和天皇が、東宮御学問所で御年十三歳の頃に学ばれた歴史教科書、白鳥庫吉著『国史 卷一』では、かう記述されてゐる。以下に、まづは、大変むづかしい教科書原文を示さう（『昭和天皇の教科書 日本歴

史（上）』、勉誠出版、平成十二年）。

國家統一の基礎既に成りしかば、鳥見とみの山まつのにはに靈時を立て、皇祖天つ神を祭り給ふ。蓋し禮を具へ儀を整へて祖宗の靈を祀り奉るは報本反始の至誠に出で、孝道のおのづからにして現はるものなればなり。ただ夫れそ豊葦原の瑞穂國は天照大神の天孫に授けて無窮の寶祚を開き、萬世一系の皇胤をして君臨せしめ給ひしところなれば、天皇が皇祖大詔を紹述し、時の宜きに應じ勢の可なるに當りて、更に大に之を恢弘し給ふは、即ち天皇の至孝にして皇祖崇敬の道また是に過ぎたるはあらず。天祖の宏謨はもとこれ國家の基礎を鞏固にして、國民の幸福を増進せんとするにあり、其の業また實に忠良なる國民の翼賛によりて成りしものなり。されば、よく仁慈を以て衆庶を愛撫し、國民をして各々其の志を達するを得しめ、また其の協力によりて國運の隆盛を計り給ふは、則ち天祖創業の精神に遵由し給ふ所以にして、大政の本義實に茲こゝに存し、大孝の現はるところまた是に外ならず。祭政一致の國體是に於いてか全きを得たりといふべきなり。

【引用者による語註】

報本反始ほうほんはんし 「本もとに報ひくい始はじに反かへる」の意。祖先の恩にむくいて、自分の祖先の始を省みて、

その恩徳に感謝すること。

紹述しょうじゆつ 前人の後をうけついで述べ行ふこと。

恢弘かいこう 大きくしておしひろめること。

宏謨こうぼ 大きなはかりごと。

翼賛よくさん 力をそへてたすけること。

遵由じゆんゆう 従ひ、それによること。

大変むづかしい教科書であるが、この箇所を、出雲井晶氏いづもあきによる口語訳で示してみよう（白鳥庫吉著、出雲井晶訳『昭和天皇の歴史教科書 国史（口語訳）』、講談社、平成十七年版）。

国家を一つにまとめる基礎がすでにできましたから、鳥見山とみやまに祭壇をもうけ、皇室のご祖先である天照大神あまてらすおほみかみをお祀りになりました。先祖の御霊みたまを謹んでお祀りし、ご先祖の恩に感謝することは、孝心のあらわれといえます。

豊葦原瑞穗国（日本の国）は天照大神の御孫邇邇芸命から神武天皇へと受け継がれ、永遠にそのお血すじはつづいていきます。ですから、天皇が天照大神の詔を謹んで承り、さらに国家を栄えさせることこそ、天照大神を崇めうやまうことになるのです。天照大神は、日本の国が栄え、国民みなが幸せであることを願ってくださっています。天皇は大神の御心をもって国民を慈しみ、国民がその志を達成できるようにし、また国民の協力を得て、国の繁栄を図ることが大切です。神を祀ることと、政が一つであるわが国体は、天皇も国民もこの心がけであってこそ全うできるのです。

天皇による国家統治の起源は国家統一以前のはるかな昔に遡るが、国内の氏族間闘争、唐・新羅連合勢力との対外闘争を経て、父祖達は天皇を仰ぎ戴く強い国家体制をつくりあげていった。そして、歴代の天皇は、祭政一致といふ形で、皇室の始祖神・天照大神の御神霊の御前で、敬虔な祖先祭祀をなさってこられたのである。

二・現代の大嘗祭と新嘗祭

大嘗祭に招かれる御神靈は、政府見解によると「皇祖及び天神地祇」である（例へば平成元年十二月二十一日付「即位の礼準備委員会報告書」。「皇祖」とは、天照大神のことである。戦前の説明でも「皇祖天照大御神並に諸神を請招し奉りて」とある。すなはち、神武天皇以降の過去の歴代天皇・皇親・皇族方の御神靈は、大嘗祭や後述する新嘗祭には直接には関はられないのである。

皇居には、南面する三つの御殿からなる神域がある（巻末の付図1を参照のこと）。中央には、至高至貴の皇室の始祖神・天照大神一柱を奉祀する「賢所」、その西側には、神武天皇を筆頭として歴代の天皇・皇后・皇妃・皇親・皇族方の御靈を奉祀する「皇靈殿」、賢所の東側には、天神地祇八百万神を奉祀する「神殿」が連なつて建つてゐる。これらの三殿は、「宮中三殿」と総称される。さらに、これら三殿の西側には、ふだんは神々がいらつしやらない空殿の「神嘉殿」が南面して建つてをり、ここでは毎年十一月に「新嘗祭」が行はれる。

大嘗祭は、皇位が世襲であることに伴ふ、一世（一代）に一度の極めて重要な伝統的皇

位継承儀式であり、「公的な性格がある皇室の行事」として執り行はれる。一方、新嘗祭は、毎年恒例の「皇室の行事」として行はれる。

古くは、大宝神祇令たいほうしんぎりょうでは、後世の大嘗祭を世毎よごとの「大嘗」、新嘗祭を年毎としごとの「大嘗」として、ともに大嘗祭と称してゐた。後年、名称を区別するやうになつても、両者には規模において大きな違ひはあるものの、祭祀としての基本的本質は同様と考へられてきた。ただし、代行が可能な新嘗祭と違って、大嘗祭では代行が叶はない。三種の神器を承継された「至高の祭り主」としての新帝が、初めて、皇室の始祖神・天照大神の御神意を得る最も重要な祭祀だからである。御神意が得られてからでない、天皇は、翌年からの恒例の新嘗祭を御齋行にはなれないのである。

三、天皇陛下御齋行の新嘗祭

恒例の新嘗祭とは、十一月二十三日の夕刻に、伊勢の方角から皇室の始祖神・天照大神をはじめ天神地祇を神嘉殿にお迎へになつて行はれる、皇室祭祀中、最も重要な祭儀である。来臨された天神地祇が後方に侍るなか、純白の絹の御祭服ごさいふくを召された天皇陛下は、天

照大神と御对座になられて、新穀の御饌、御酒、海の幸、里の幸などの御馳走を御親ら捧げられて、御自身も御饌、御酒をお召し上がりになられる。「夕の儀」と「暁の儀」の二度にわたる祭儀から成り、夕の儀は、午後六時から午後八時までの二時間、その後三時間の間をおいて、暁の儀は、午後十一時から翌日の午前一時までの二時間である。

「至高の祭り主」であり日本国民統合の中心であられる天照陛下は、国家、国民のために御告文を奏上なされる。斎庭稻穂をお授けになった天照大神に対して、当年の「新穀の豊かな稔り」を奉謝なされ、また、全国民が齊しく願ふ「国中平かにして、皇室・国家・国民の栄えゆくこと」を、ひたすら御祈願なされるものと拝察する。陛下にとつて御親祭とは、五穀の豊穰を基盤とする国家の安寧と繁榮、その下での国民の幸せを神々にひたすら祈られつつ、そのために御自身は「天皇としての務めを果す」と、神々にお誓ひになられることだといふ（鎌田純一侍従職御用掛の言）。

新嘗祭の祭典主要部開始時の神・人の配置を考へてみると、神嘉殿の母屋には、最高の賓客であられる天照大神御一神。他の天神地祇は、あくまで後方に侍る御存在である。お迎へする側は、母屋には天照大神に対座されて天皇陛下御一人。侍る者として、母屋に隣接する西隔殿に天皇陛下の劍璽、そして壺切御剣とともに皇太子（または皇嗣）殿下。東

隔殿に掌典長。その他、陛下の介添者の女官（采女）が控へる（巻末の付図1を参照のこと）。神事を概観すると、陛下の御所作は、新穀の御饌、御酒などの神饌を御親ら捧げられる御親供、御拝礼の上の御告文の御奏上、天照大神から御饌（米、粟の御飯）、御酒（白酒、黒酒）を賜はり御親らそれらを聞き召される御直会の三種の御所作から成る。御直会では、陛下は低頭され拍手称唯なされる（「称唯」は「讓位」と音が近いので、これを避けるために文字を転倒して読ませる）。拍手をして「をを」と称唯されることは、目上の者から物をいただく時のお慎みの作法である。

陛下が捧げられた新穀や諸産物からなる神饌の「新しきいのち」を召し上がられて、天照大神は御自身の御霊徳、御霊威をお高めにえられる。その天照大神から陛下は神饌の御饌、御酒を賜はり、それらをお召し上がりになることによつて、天照大神の高き御霊威と御霊徳を御身にいただくことになるものと拝察する。天孫降臨に際しての皇御孫尊（瓊杵尊）の如く、瑞穂国（日本の国）の君たるべき御霊徳を御身において更新なされるものと拝察する。

なほ、大嘗祭では新嘗祭とは異なり、祭場として大規模な大嘗宮が新設される。陛下は、大嘗宮内の黒木造りの悠紀殿で、新嘗祭の「夕の儀」に当る「悠紀殿供饌の儀」を、午後

六時半から約三時間にわたって齋行なされる。そして、三時間の間において、今度は、主^{きでん}基殿で「暁の儀」に当る「主基殿供饌の儀」を、真夜中の午前〇時半から約三時間にわたって齋行なされる（巻末の付図2を参照のこと）。

四・天つ日嗣と「神聖な権威」

『日本書紀』では、卷第三の神武天皇紀より前を、卷第一「神代上」、卷第二「神代下」として、「神代」と「人ノ代」を截然^{せつぜん}と区別してゐる。さらに、天孫降臨より神武天皇東征御出立までの歳月を一百七十九万二千四百七十余歳と記して、「神代」と「人ノ代」の違ひを際立^{きは}たせた。従つて、神代の記述には歴史の断片が含まれてゐるとはいへ、歴史の叙述そのものではなくて、あくまで、上古の父祖達の理想を込めた伝承の物語と捉へるべきである。

歴代の天皇方は、神代の物語の中の至高至貴の神である天照大神を、皇室の始祖神として親しく祭つてこられた。歴代天皇方が二千有余年にわたつて継承してこられたこの始祖神・天照大神に対する篤き御信仰の継続こそは、確固とした歴史的事実であつて、このこ

とが、皇位継承の核心事であると思はれる。

和辻哲郎氏は、「尊皇思想とその伝統」の中で次のやうに述べてゐる。

上代人はその信仰する神々の偉大さを現わすために神々を物語つたのではなく、ただ天皇の神聖性を現わすためにのみその根源としての神々を、従つて「神代史」を、物語つたのであつた。このことは一つの民族の神話としては実際に世界に類のないことである。(中略) 記紀の物語は、天皇の担われる伝統が神聖な権威を持つこと、すなわち皇統が天つ日嗣あまひつぎとして神聖であることを示すのであつて、この伝統を担つておられる現人をもそのまま神秘化しようとするのではない(『和辻哲郎全集 第十四巻』所収、岩波書店、昭和三十七年)。

天皇の担はれる伝統が神聖な権威を持ち、その源には「天つ日」天照大神が存在されてゐること。皇統が神統を介して「天つ日」の血を嗣つぐぐ、つまり、皇統が天照大神と男系で繋がつてゐること。すなはち、歴代天皇は、遡さかのぼり辿たどる経路に違ひはあつても、総て、父子継承の男系血統一筋で天照大神に繋がつていらつしやるが故に、皇統は神聖な権威を有す

ること（註・これについては、筆者なりの考へを本書の第四章で詳述してゐるので、参照されたい）。そして、その神聖な「血統上の伝統」を担はれて、さらに、神聖な皇位継承の「伝統諸儀式」を通過なされた天皇のみが、我が国の「正統な御存在」となれることを、和辻氏は述べてゐるのである。

水戸藩士・会沢正志斎は、著書『新論』で大嘗祭について詳述し、その本質を次のやうに簡潔に言ひ切つた（國武忠彦他編著『語り継ごう日本の思想』、明成社、平成二十七年）。

（大嘗祭の本義とは）天祖の遺体を以て天祖の事に膺る（ことにある）。

すなはち、大嘗祭の本義とは、天照大神が伝へ遺しおかれた天皇の御身（天照大神と男系血統で繋がる天皇の御身体）をもつて、（天孫降臨の際に天孫が天照大神の御前でなされた如く）天皇が、始祖神・天照大神の御神霊の御前で、御親ら敬虔な祖先祭祀をなさることにある、と正志斎は指摘してゐる。

五、国家の伝統「天皇による祭政一致」

「即位礼正殿の儀」が、来る十月二十二日に国の儀式として行はれる。平成の場合には以下のやうに行はれた。まづ、黄櫨染御袍を召された新帝が、正殿松の間の中央に据えられた「高御座」に登られて、国の内外に御即位を改めて宣せられた。高御座の新帝がこの「おことば」を述べられた後、内閣総理大臣が一段低い場から、祝辞にあたる「寿詞」を奏上した。その後、内閣総理大臣の先導のもと、外国元首や祝賀使節をはじめとする国内外の代表を含む参列者一同が、声も高らかに万歳を三唱して、新帝の御即位を寿いたのである。この時刻、皇居に近接する「北の丸」では、新帝の御即位を祝して二十一発の礼砲が鳴りわたった。

この度の御代替りでは、新帝陛下は一連の皇位継承儀礼を行はれる。特にその中の、統治のお務めにあたる「即位礼正殿の儀」と、皇室最大の祭祀「大嘗祭」は、新帝陛下を「別格の御存在」に高くあらしめる最重要の儀礼になると思はれる。

『日本書紀』には、天照大神が天孫の降臨に際して命じられた、次の三つの神勅（お言ひつけ）が記されてゐる。

① 《天壤無窮の神勅》

葦原の千五百秋の瑞穂國は、是れ、吾が子孫の王たる可き地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮無かるべし。

〔文意〕葦原の千五百秋の瑞穂の國（日本の國）は、吾が子孫が君主となるべき地です。そなた吾が皇孫よ、行つて治めなさい。さあ出發しなさい。宝祚（天つ日嗣、皇位）の隆えることは、天壤（天地）とともに窮まることのないであらう。

② 《宝鏡奉齋の神勅》

吾が兒、此の寶鏡を視まさむこと、當に吾を視るがごとくすべし。與に床を同じくし、殿を共にして、齋鏡と爲す可し。

〔文意〕吾が子よ。今後この宝の鏡を視ることは、この私と対面してゐるものと心得なさい。そなたは、この鏡と御床を同じくし御殿を同じくして、この鏡を、慎んで祀るべき齋鏡としなさい。

③ 《齋庭稻穂の神勅》

吾が高天原に所御す齋庭の穂を以て、亦吾が兒に御せまつるべし。

〔文意〕 吾が高天原たかまのほらにつくる神聖な御田みたの稲穂を、吾が子にも托まかして委せよう。

①《天壤無窮の神勅》と、②《宝鏡奉斎の神勅》は、「即位礼正殿の儀」とそれに先行する「即位礼当日賢所大前おほまへの儀」に実現されてゐると拝察する。また、②《宝鏡奉斎の神勅》と、③《齋庭稲穂の神勅》は、十一月十四日の夕刻に始まる「大嘗祭」に実現されてゐると拝察される。新帝陛下が、「即位礼正殿の儀」と「大嘗祭」をともに行はれることは、「天皇による祭政一致の国」の「国家の伝統」が、今日もなほ厳然と守られてゐることを示してゐる。皇位継承の諸儀について認識を深めつつ、盛儀の日を迎へたいと思ふ。

第二節 再認識すべき天皇の宗教的権威——国家統一の源泉——

《『国民同胞』 令和三年一月号所収。改題・一部加筆》

皇室は、天皇陛下、上皇陛下、そして皇后陛下を筆頭とする皇族方から成つてゐる。皇

室の方々は、一般の国民とは異なり、通例の国民の原則には当てはまらない極めて例外的な（特例的な）御存在であられる。その例外的な御存在の皇室において、天皇陛下は、さらに別格の御存在であられる。

皇室は、なぜ長い間、そのやうな特別な御存在として認められてきたのだらうか。それは、皇室の保有される宗教性にあるのだらう。すなはち、天照大神あまてらすおほみかみをはじめとする日本の神々に対する国民の民族信仰と、神代から続くとされる皇室の男系血統への畏敬の念とが、その根本にあるからであると考へられる。

一・天武天皇の志——「天皇による祭政一致」制度の確立——

小林秀雄氏に、次の言葉がある（国民文化研究会・新潮社編『小林秀雄 学生との対話』、新潮社、平成二十六年）。

『古事記』は、まず天武天皇てんむが考えて、その天皇の遺志を継いで後世になつてできた書物です。天武天皇の志は、天皇がなぜ権威を持つて日本を治めているのか、それは

天皇が神から発した子孫だという言い伝えがあるからだと書き表したかったです。諸君も、そういう言い伝えは知っているだろう。天武天皇はそれを歴史に残しておくたかった。歴史といっても、今の歴史の概念とは全然違いますがね。

著書『本居宣長』（新潮社、昭和五十二年）では、氏は次のやうに書いてゐる。

（天武）天皇は、この機會に、國家の統治者として、又これと離せなかつた氏族宗教の司祭として、皇室の神聖な系譜とこれを廻る諸家の、その氏神にまで溯る出自の物語を、改めて制定し、その權威の確認を求めた。國民の側に、これを疑はしく思ふ理由が存しなかつたのは、物語の經緯をなすものが、先づ大體、自分等に親しい古傳承の上に立つものだったからであらう。

第四十代・天武天皇の兄君である第三十八代・天智天皇の御代には、我が国は、唐・新羅の連合軍と朝鮮半島西南部の白村江はくすみのえで戦ひ、大敗を喫してゐた。天武天皇の念頭には、まづは大陸や朝鮮半島からの敵の來襲に備へるべく強力な統一國家を建設しなければなら

ないといふ、強い危機意識があつたであらう。そのためには、口伝へに伝承されてゐた神代の物語を文字に定着させて歴史に残し、その民族信仰に支へられた天皇統治の国家制度を速やかに確立させなければならぬとの、強い思ひがあつたに違ひない。天武天皇や持統天皇の御代には、天皇統治に結びついた様々な宗教的儀式や宗教的制度が躍進的に形成されてをり、この時代は、民族宗教に支へられた我が国の「国の形」が、明瞭な姿をとり始めた時期と言へる。

天武天皇以降の、持統、文武、元明、元正の各天皇の御代における「国の形」形成の主な出来事を、以下に時系列で示してみよう。天皇の一世（一代）に一度行はれる国家的な皇位継承儀礼である「大嘗祭」や、二十年に一度執り行はれる「伊勢の神宮の式年遷宮」は、持統天皇の御代に始まつてゐる。文武天皇の御代には、『大宝律令』が制定・施行された。また、「記」「紀」神話をそれぞれ載せた『古事記』、『日本書紀』の両書も、元明、元正両天皇の御代にそれぞれ出来上がった。

◇六七三年十一月、天武天皇、国郡卜定を伴ふ最初の国家的「新嘗」を御斎行。

・六七四年十月、天武天皇、伊勢の神宮へ斎王（大来皇女）を御派遣。

・六九〇年正月、
持統天皇、本格的「即位式」により御即位。

同年九月、
伊勢の神宮の第一回「内宮式年遷宮」ないくうを挙行。

◇六九一年十一月、
持統天皇、最初の一世一度の「大嘗祭」を御斎行。

・六九二年九月、
伊勢の神宮の第一回「外宮式年遷宮」げくうを挙行。

・大宝元年（七〇二）
文武天皇の御代に『大宝律令』成る。律六卷、令十一卷。じんぎりよう（神祇令に、今日に伝はる大嘗祭、新嘗祭、神宮神嘗祭等の規定を収む。）

・和銅五年（七二二）
元明天皇の御代に『古事記』三卷成る。（『記』の神話を収む。）

・養老四年（七二〇）
元正天皇の御代に『日本書紀』三十卷成る。（『紀』の神話を収む。）

・養老五年（七二二）
九月、元正天皇、伊勢の神宮の神嘗祭に「例幣使発遣」れいへいしを開始。
（この制度が、後の宮中での神嘗祭創始につながる。）

二・天皇統治

御歴代の天皇は、少なくともこの記紀万葉の時代以来、日本民族の有する宗教性によって国家を統治する権威を持ち続けてこられたと思はれる。その統治のあり方は、日本国憲

法に規定された天皇の国事行為のやうなものだけを指す訳ではない。外国には「君臨すれども統治せず」といふ言葉があるが、我が国には「統治すれども政治せず」（長谷川三千子氏）や、「君臨すれども支配せず」（村松剛氏）といふ言葉がある。また、福沢諭吉は、その著『帝室論』の中で、帝室は万機（天下の政治）を統べるものであつて、万機に当るものではないと述べてゐる。

歴代の天皇方は、統治権の實際的行使者より一段上に立たれて政治を統べるといふ、広い意味での統治をなさつてこられた。例へば、菅総理。菅義偉氏は、国会で内閣総理大臣の指名を受けた。しかし、それだけでは内閣総理大臣になることは出来なかつた。天皇陛下に任命されてはじめて、菅義偉氏は内閣総理大臣になることが出来たのである。江戸時代には將軍がゐた。その將軍でさへ、天皇から「征夷大將軍」といふ將軍職を拜命しなければ、幕府を開くことが出来なかつた。すなはち、我が国は歴史上、統治権の實際的行使者より一段上に立たれた御存在として、歴代の天皇方を仰ぎ戴いてきたといふことが言へると思ふ。

三．国家の伝統「男系による万世一系の皇統」

宗教性によって国家統治の權威を保有してこられた歴代天皇におかれては、世襲のあり方も特別で、一般国民の場合とは全く異なると考へるべきである。

明治の皇室典範は、我が国の歴史を充分に研究して、「不文の法」を「成文化」して定められた。その第一條は、かう謳つてゐる。

大日本國皇位は祖宗そそうの皇統にして男系の男子之を繼承す。

「皇室典範義解ぎげ」(伊藤博文著『憲法義解』所収、岩波文庫本)は、この第一條の解説文のなかで、皇統が男系でなければならぬことを簡明にかう言ひ切つてゐる。

皇統は男系に限り女系の所出に及ばざるは皇家こうかの成法なり。

皇室におかれては、古来、男系血統による継承が最優先とされてきた。広く傍系を含む血族範囲において、厳格な男系主義に基づいて皇位の継承が行はれてきたのである。

明治の皇室典範の内容を受継いだ現行の皇室典範では、第一條はかう謳つてゐる。

皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

「皇統に属する男系の男子」とは、「父方のみを遡さかのほり辿たどることによって、必ず歴代天皇方のうちのどなたかに繋つながること出来る」、すなはち、「父子直系を遡れば必ず第一代の神武天皇に辿り着くことが出来る」、そのやうな血統に属してゐる男子皇族のことである。そして、その御血統は、信仰上は始祖神の天照大神にまで男系で遡れる。歴代天皇は、遡り辿る経路に違ひはあつても、過去の女性天皇も含めて、総て父子継承の男系血統一筋で天照大神に繋がっていらつしやる。この神話を背景として、「人ノ代」における第一代・神武天皇以降の皇室の御血統を「万世一系の皇統」と表現するのである。

さて、皇室は、天皇、上皇、及び皇族方から成り、皇族方は、皇胤こういんの男子、及びその配偶者、並びに、皇胤の女子によって構成されてゐる。「皇胤の男子」とは、父親が天皇または皇族である男子のことである。「皇胤の女子」とは、父親が天皇または皇族である女子のことである。皇室内の男子の皇族方は、総て皇統に属され、皇位継承権を保有される男系男子の方々である。皇室の中には、皇統に属さない、すなはち、他の系統の血統を保有する男性は、一人いちじんたりとも存在してはゐないのである。なほ、男子皇族の配偶者は今で

は、一般国民の女性の方がなる場合が多いが、そのお子様方は、父親が皇族でさへあれば、皇族の御血統となる。

四、天皇は一般原則を超える

近著で、筆者が「なるほど」と引き込まれた見解がある。日本政策研究センター企画・編集の『解説 即位の礼・大嘗祭』（平成三十年）と、竹田恒泰著『天皇は「元首」である』（産経新聞出版、令和元年）である。

日本政策研究センターの著書では、日本国憲法制定直後に「天皇」と「世襲」といふ言葉の重大さに着眼し、新憲法は決して伝統を否定してはゐないと主張した美濃部達吉博士の次の指摘を紹介してゐる。

（新憲法は）天皇の称号は旧に依つて之を保持し、万世一系の皇統が之を世襲すること
に於いて上古以来の伝統を守つておること（『新憲法の基本原理』、昭和二十二年）。

これを受けて、日本政策研究センターの著書は、かう述べてゐる。

憲法第一条・第二条と第二十条（信教の自由）は、いわば統一的・総合的に解釈されるべきだ、ということになります。（中略）伝統に基づく「天皇」とその「世襲」が第一条と第二条に規定された以上、その「天皇」の「世襲」に伴う伝統的なのが第二十条と矛盾関係に立つ、という解釈はあり得ません。とすれば、これらの儀式（註・天皇による宗教的行事と祭典）は第二十条の例外と見るべき、という話になると考えるのです。

竹田氏の見解は、以下の通りである。

これまでがそうであったように、皇室に関係することの合憲性が裁判で争われることは今後も続くであろう。しかし、日本国憲法が伝統的かつ「祭り主」である「天皇」を残した以上、憲法はそのような天皇の存在を前提としているといわねばならない。憲法と一般法であれば、憲法が上位規範であるから、憲法に反する法律は無効である

が、憲法の条文同士が矛盾する場合は問題となる。しかし、そのような場合は「矛盾が無いように解釈する」というのが法学の基本である。憲法の条文を、条文毎に上位規範と下位規範に峻別することはできないからである。

例えば日本国憲法には平等原則が明記されているが、天皇が世襲であることも明記されている。平等原則を貫くなら世襲の天皇はその原則に違反することになるし、逆もまた然りである。同様に、憲法には政教分離原則が明記されているが、「祭り主」である天皇についても規定されている。これら一見矛盾とも思える問題は、「原則」と「例外」で理解される。平等や政教分離は「原則」なのであって、天皇はその例外として理解するのが正しい憲法解釈である。

五・天皇陛下の宗教的御生活

天皇陛下の御生活の根本には、重要なお務めとしての皇室祭祀の御齋行がある。陛下は、宮中三殿への毎朝の内掌典、ないしうてん掌典による日供のにづく献進、侍従による御代拝等を通じて、日々、宮中三殿とは切り離せない宗教的御生活を送っていらっしゃる。この日々の宗教的御生活

が、天皇陛下の日常不断の御努力と相まって、「お務め」遂行のお力となつてゐると拝察するのである。

さて、天皇の制度を現行憲法の条文の枠内でのみ論じようとしても、それでは十分とは言ひ得ない。最重要のお務めである多くの皇室祭祀の御斎行を、「政教分離」の一般原則によつて「天皇の私的行為」の枠内に押し留めてゐる現在の行政上の取扱ひは、果して妥当なのであらうか。「天皇」や「世襲」といふ用語に込められてゐる歴史的伝統の内実を重視して、天皇や皇族方が担はれてゐる御行為を、「一般原則の枠をこえて歴史上実在してきた、不文の法に基づく日本民族の宗教的な聖域のお役割として理解する」といふ態度こそが、取るべき正しい措置と思はれる。

宮内庁や陛下の内廷で「掌典職」他をつとめた鎌田純一氏の著書『皇室の祭祀』（神社本庁研修所発行、平成二十年版）では、天皇陛下が主に宮中でなされる皇室祭祀を、かう説明してゐる。

皇室祭祀または宮中祭祀とは、天皇が賢所、皇靈殿、神殿のいわゆる宮中三殿、また、神嘉殿、そして山陵で、御祖先また神々に深謝され、国家の安泰、国民の福祉、さら

に広く世の平らぎを祈念される祭祀のことと説明出来るであろう。

さらに、『皇室の祭祀』には、宮中三殿の中央に位置する賢所の特異性が、かう述べられてゐる。

賢所は皇霊殿、神殿より一尺高くまた大きい。また賢所のみ内陣に御燈ごとうが二基設けられており、油による常夜燈が絶やされることはない。

宮中では、皇室の始祖神・天照大神の御神霊は、別格の、特別の御存在として遇されてゐることが分る。賢所は、宮中には当初から存在してゐるが、三殿中、この賢所にのみ、後述する「御鈴おすず」が設けられてをり、天皇陛下の賢所御親祭、賢所御親拝の時に、「御鈴おすずの儀ぎ」が行はれる。この御儀おんぎは、皇后陛下以下の皇族方には行はれない。天皇陛下にのみ行はれる特別の御儀である。山陵とは、天皇、皇后、太皇太后、皇太后の御墳塋ふんえい（みささぎ、おくつき）のことである。

宮中では、天皇陛下が、国家、国民のために重要な神事をなされてゐる。令和の御代に

齋行されてゐる主要な恒例の「皇室の祭祀と行事」を列举すると、以下のやうになる。

| | | | | |
|----|------------------------------|--------|----|--------------------------|
| 一月 | 四方拜 <small>しほうはい</small> | 一月一日 | 行事 | 神嘉殿南庭 |
| | 歳旦祭 <small>さいたんさい</small> | 一月一日 | 小祭 | 三殿 |
| | 元始祭 <small>げんしさい</small> | 一月三日 | 大祭 | 三殿 |
| | 奏事始 <small>そうじはじめ</small> | 一月四日 | 行事 | 鳳凰の間 <small>ほうおう</small> |
| | 昭和天皇祭 | 一月七日 | 大祭 | 皇霊殿・昭和天皇山陵(勅使) |
| 二月 | 孝明天皇例祭 <small>りんじごはい</small> | 一月三十日 | 小祭 | 皇霊殿・孝明天皇山陵(掌典) |
| | 臨時御拜 <small>りんじごはい</small> | 二月十一日 | ※ | 三殿 |
| | 祈年祭 <small>きねんさい</small> | 二月十七日 | 小祭 | 三殿 |
| | 天長祭 <small>てんちやうさい</small> | 二月二十三日 | 小祭 | 三殿 |
| 三月 | 春季皇霊祭 | 三月春分日 | 大祭 | 皇霊殿 |
| | 春季神殿祭 | 三月春分日 | 大祭 | 神殿 |
| 四月 | 神武天皇祭 | 四月三日 | 大祭 | 皇霊殿・神武天皇山陵(勅使) |
| | 皇霊殿御神楽 <small>みかくら</small> | 四月三日 | ※ | 皇霊殿 |

五月 無し

六月 香淳皇后例祭

六月十六日 小祭

皇霊殿・香淳皇后山陵(掌典)

節折よをり

六月三十日 行事

正殿竹の間

大祓おほほろひ

六月三十日 行事

神嘉殿前庭

七月 明治天皇例祭

七月三十日 小祭

皇霊殿・明治天皇山陵(掌典)

八月 無し

九月 秋季皇霊祭

九月秋分日 大祭

皇霊殿

十月 秋季神殿祭かんなめさい

九月秋分日 大祭

神殿

神嘗祭かんなめさい

十月十七日 大祭

賢所・神嘉殿南庇の間なんび

十一月 鎮魂の儀ちんこん

十一月二十二日 祭典

綾綺殿りょうき

新嘗祭にひなめさい

十一月二十三日 大祭

神嘉殿・三殿(御代拝)

十二月 賢所御神楽みかぐら

十二月中旬 小祭

賢所

大正天皇例祭

十二月二十五日 小祭

皇霊殿・大正天皇山陵(掌典)

節折

十二月三十一日 行事

正殿竹の間

大祓

十二月三十一日 行事

神嘉殿前庭

※ 二月十一日の「建国記念の日」に行はれてゐる「臨時御拜」は、「紀元節祭」に当る祭典で、「旬祭」の作法にて齋行されてゐる。四月三日の「皇靈殿御神楽」は、以前は二月十一日の「紀元節祭」の夜に行はれてゐたが、「紀元節祭」の中止に伴ひ、「神武天皇祭」の夜に移されて、今日齋行されてゐる。

そのほか、毎月一日、十一日、二十一日の「一」がつく日には「旬祭」が行はれてゐて、天皇陛下は「一日」の日にお出ましになる。また、各歴代天皇の式年祭など臨時の祭典がある。

六・天皇陛下の年始の祭祀と行事

皇室における祭祀と行事の内容を、年の始めに行はれる祭祀と行事を例に紹介すると、以下のやうになる。次の文章は、宮内庁式部官補佐（執筆当時）であつた宮下矩雄氏の「宮廷年中祭儀について」（『皇室大百科』所収、朝日通信社、昭和五十年）を参考にして、筆者が略述したものである。

四方拝しほうはい（一月一日の行事）

四方拝は、黄櫨染御袍こうろぜんのごほうをお召しになった天皇陛下が、元旦早朝、神嘉殿南庭の庭上で、まづ西南の方角・伊勢の神宮を御遙拝になり、次いで山陵及び四方の神々を御遙拝にする年明けの重要な行事である。

歳旦祭さいたんさい（一月一日の祭典、小祭）

歳旦祭は、天皇陛下が年頭にあたり神恩に感謝されて、国運隆昌を祈願される祭典である。天皇陛下は、四方拝に引き続き三殿に御昇殿。小祭なので、各内陣にて玉串を奉って御拝礼。三殿中、賢所においてのみ「御鈴の儀」があり、天皇陛下は、神巖おすすねな御鈴の音を拝聴あらせられる。

元始祭げんしさい（一月三日の祭典、大祭）

元始祭は、天照大神の神勅を戴いた天孫瓊杵尊にぎのひこがこの国土の統治者として高天原たかまのはらから降臨された神代悠遠の昔を偲び、新春三日、皇位の起源と由来とを祝して、天皇陛下が三殿にて親しく皇室と国家国民の繁栄を祈願あそばされる大祭である。黄櫨染御袍を召

された天皇陛下は、三殿の各内陣にて玉串を奉つて御拝礼。大祭なので御親おんちから御告文おつけがみを奏される。賢所においてのみ「御鈴の儀」がある。

奏事始そうじはじめ（二月四日の行事）

これは年頭官庁御用始めの一月四日午前十時に、宮殿鳳凰ほうおうの間において、天皇陛下に掌典長が、昨年の伊勢の神宮と皇室の祭祀がすべてめでたく執り行はれた旨を奏上する儀式である。

天皇陛下がなさる祭祀、「天皇祭祀」には、主に宮中で御親ら執り行はれる「皇室祭祀」（宮中祭祀ともいふ）と、伊勢の神宮で天皇陛下の代理の方々に行はしめられる「神宮祭祀」
とがあると考へられる。さう考へる根拠は、前記の「奏事始」の奏上内容にある。

皇室祭祀には、年始の祭典のところ述べてやうに、天皇陛下が御親ら御告文を奏される親祭祭祀（大祭の場合）と、天皇陛下が御告文を奏されない親拝祭祀（小祭や旬祭の場合）
とがある。

一方、神宮祭祀は、天皇陛下が陛下の代理の方々に行はしめられる「代行祭祀」である。

神宮祭祀のうち、以下の三祭には、勅使を御差遣になり、神宮においては「奉幣の儀」が行はれる。二月の祈年祭（ねんさい）、十月の神嘗祭（かんなめさい）（陛下は、御丹精の根付きの稲穂を奉られる）、そして、十一月の新嘗祭である。他に、六月、十二月の月次祭（つきなみさい）には勅使の御差遣はないが、奉幣の儀が行はれる。なほ、神宮のトップである祭主には、現在、天皇陛下の妹君の黒田清子様（さやまこ）が就任されてお務めになってゐる。

七. 国家の伝統「天皇による祭政一致」

日本の民族信仰の中核部は、記紀神話の「天孫降臨」の叙述に始まる。その天孫降臨の際に、皇室の始祖神・天照大神は、皇孫瓊杵尊（にぎのむす）に「三種の神器」（じんぎ）、すなはち、八咫鏡（やたのかげ）、草薙剣（くさなぎのつるぎ）、そして八坂瓊曲玉（やさかにのまがたま）を授けられた。以後、それらの神器は歴代天皇の權威の象徴となつて、今日まで承継がれてきてゐる。『日本書紀』所載の神話によると、天照大神は、天孫降臨の際に「天壤無窮の神勅」（てんじょうむきゆう）、「宝鏡奉斎の神勅」（ほうきやうほうさい）、「齋庭稻穂の神勅」（ゆにほいなほ）の三大神勅をもつて、瓊杵尊に神聖な使命を託された。その神話に基づいて、歴代の天皇には宗教的權威が与へられ、天皇方は、その聖なる使命を自覚されて祭祀と統治のお務めに励んでこ

られた。歴代天皇は、明治以前は、国家の頂点に位する朝廷の最高位のお方として、明治以降、昭和の戦前までは国家元首として、戦後は象徴として、それぞれに天皇祭祀と天皇統治といふ重いお務めを果してこられたのである。

「祭政一致」（祭祀と統治の一致）といふ言葉がある。歴代天皇は、天皇のお務めとして国民を「大御宝」と仰せられて、常に御自身のことよりも国の安寧と人々の幸せを神々に祈り続けてこられた。統治者として国民に対せられる場合にも、祈りのお心と同様に慈愛のこもるお心で接してこられた。このやうに、歴代の天皇方は、天皇祭祀においては神々に敬虔なる無私の御心で祈られ、一方、国と国民を思はれて天皇統治といふ政に取り組んでこられたが故に、天皇に関して「祭政一致」といふ言葉が、国民に違和感なく理解され、問題なく用ゐられてきたものと思はれる。

国政においては、権力闘争があるのが世の常である。御歴代の天皇方は、それらの政治的権力者達よりさらに一段上にいらっしゃったが故に、我が国は、戦国動乱の時代にも統一が保たれ、また、被占領下においても、統一を失ふことはなかった。宗教的権威を保有された歴代天皇方の御存在と御努力とが長い歴史を通して果してきた「重いお役割」について、我ら国民が思ひを致すべき秋であらう。

第三節 近代における御統治と御親祭

《『国民同胞』平成二十年七月号所収。改題・一部加筆》

一．はじめに

本年（平成二十年）は、明治天皇が、明治四十一年（一九〇八）九月十八日に「皇室祭祀^{こうしつさいし}令^{れい}」を御裁可になり、それを公布せしめられてから、ちょうど百年の節目の年に当る。同令の公布（九月十九日）により、「天皇による祭政一致」の国家体制が制度上も整備・確立されることになった。「天皇による祭政一致」とは、「天皇のもとにおいて親祭と親政が一致すること」、「神に祈られるお心と統治者として国民に対せられるお心が一体であられること」、「天皇が国をお治めになることは、皇室の始祖神・天照大神をお祭りし、その高い御意志にお仕へになられることであること」等と考へられる。ここでは、「天皇による祭政一致」の精神的意義を中心に、以下、私見を述べることにする。

二・ 天皇御統治の精神的意義

近代日本における天皇御統治の精神的意義について考へる場合、「戦前は、天皇の詔みことあり（詔書等）が、国家の大事に際してしばしば渙発かんぱつされてゐた」といふ事実を無視することはできない。葦津珍彦あしづつひこ氏は、著書『近代民主主義の終末』（日本教文社、昭和四十七年）の中で、吉田茂氏（内閣書記官長、厚生大臣、軍需大臣等を歴任した人物で、首相になった吉田茂とは別人）の、次のやうな談話を紹介してゐる。

私が閣議に列して詔書の起草に奉仕した経験からいうと、詔書の起草の時ほどに、皇位こういの神聖を痛感することはない。形の上でいうと、詔書は内閣書記官長（引用者註・現在の内閣官房長官に当る）が起草して閣議に提出する。各国务大臣が、それぞれに意見を述べて修正加筆、削除がされる。最後に決定案ができて、内閣から陛下の御裁可を仰ぐ。（中略）

書記官長も詔書の起案には二、三の助言者を求めて執筆するが、その時の心境は全く平常とは異なるものとなる。自分というものを考えない。陛下の御心境、御立場を拝

察しての歴史的的文章であることを考えているので、平素には思いも及ばぬような高い心境に到達する。

閣議で審議される時も同様である。いつもの閣議では、閣僚は各省長官として、または一政派の代表としての意識に支配されており、策略的な駆引きかけひの空氣が議場を支配する。だが詔書の審議の時には、それらが一切消え去つてしまつて、すべての閣僚が、いかにして崇高な大御心を伝えるかという一点に真劍になる。あの大臣が、この大臣が、こんなに崇高な精神に思い及ぶのであろうかと驚歎するような發言をする。詔書起草の時の閣議は、平常の閣議の際とは全く別人の會議のような空氣に支配される。

天皇の御意思の発現でもあり、かつ、国家意思の発現でもある詔書の起草・審議に際しては、各閣僚は、天皇の崇高な御心*いかにすれば適ふことになるか*の一点に集中して、様々に心を砕くことになるといふ。吉田氏が語るこの経験的事実、——大日本帝国の統治者としての天皇の御存在が、また、天皇による詔書等の渙発といふ嚴肅な布告形式が、ともすれば党利党略に走りがちな閣僚達の精神を、いかに充実化させ清浄化させることになるか——は、今日、「天皇御統治の精神的意義」について思ひをめぐらす時、注目すべき大

切な事柄の一つではないかと思はれる。

三・宮中三殿の成立と詔の渙発

明治天皇は、明治二年三月七日、八咫鏡やたのかみ（三種の神器の一つで、ご分身の御鏡のこと）を奉じて京都御所を御出発、同月二十八日、東京城（現在の皇居のこと）に御到着になった。八咫鏡は、直ちに城内の山里内庭の社殿に奉斎された。

明治二年十二月十日、神祇官じんぎかんの仮神殿かりかみが落成し、十二月十七日、八神はつしん（天皇を守護する八柱はちしらの神々）、天神地祇てんじんちぎ（八百万やほまろの神々）、御代々の皇靈こうれい（歴代天皇方の御神靈）の鎮座祭が仮神殿で斎行された。

明治四年八月八日、神祇官は神祇省に改組された。同年九月十四日、「神器及び皇靈遷座の詔みことづかひ」が渙発された。そして、同年九月三十日、神祇省において皇靈奉遷の儀が執り行はれ、皇靈は宮中の賢所内陣ないじんに御遷座になられた。

明治五年四月二日、約三週間前に廃止された神祇省に御鎮座の八神、天神地祇の御両座が宮中の賢所御拜殿ごはいでんに奉遷され、同年十一月二十九日、八神、天神地祇が御合併、神殿と

称されることになり、ここに、賢所、皇靈（後に皇靈殿と改称）、神殿から成る「宮中三殿」の原形が成立した。

四、天皇御親祭の精神的意義

近代日本における天皇御親祭の精神的意義について考へる場合、この明治四年の「神器及び皇靈遷座の詔」を無視することは出来ない。その詔とは、次のものである。

神器及び皇靈遷座の詔

朕ちんみろこ恭おんく惟ただみるに、神器じんぎは天祖てんそ威靈いれいの憑よる所、歴世れきせい聖皇せいこうの奉ほうじて以もつて天職てんじやくを治をさめ玉たまふ所の者ものなり。今いまや朕ちん不逮ふたいを以もつて復古ふつこの運うんに際さいし、忝かたじなく鴻緒こうしよを承うく。新あらたに神殿しんでんを造つくり、神器じんぎと列聖れつせい皇靈こうれいとをこゝに奉安ほうあんし、仰あむぎて以もつて萬機ばんきの政まつりごとを視みんとす。爾群なんぐん卿百僚ひやくりやう其れ斯旨このむねを體たいせよ。

〔文意〕 つつしんで深く考へてみるに、神器（三種の神器のうちの一つ・八咫鏡のこと。こゝ

では宮中賢所かしじろに御奉斎ごほうさいのご分身の御鏡みかたまを指す)は、天照大神の御魂みたまのよりうつるところ、代々よよ、歴代の天皇方ごそんほうが御尊奉ごそんほうになり、大神おほみかみの御心を体して天皇統治の大業を行はせられてきたところのものである。今、未熟ながら復古の時運に際会し、おそれおほくも国家統治の大業を継承した。よって、新たに神殿を建てて、その中に御鏡と歴代天皇方の御神靈ごしんれいを奉安し、仰ぎて以って、重要政務を統すべようと決意してゐる。そなた達、大臣以下の全ての官吏かんり達よ、我が意を理解して事に努めよ(以上、明治神宮編『明治天皇のみことのり』、明治神宮発行、平成十五年版を参考にした)。

ここに見られる、天照大神の御魂、並びに歴代天皇方の御神靈を仰いで、「萬機の政を視んとす」といふ明治天皇の国家統治の御精神は、いと高きもの、すなはち、天皇陛下の御心を仰ぐことよって充実化・清浄化される閣僚達の審議精神を想起させる。また、国の平安と民の幸多さちきことをひたすら願はれ、皇室の始祖神・天照大神をはじめとして御祖先の神々を御親おんつがら祭られるといふ天皇の御行為が、天皇御自身の国家統治の御精神をいかに不断に充実させ清浄に保たせることになるか―は、今日、「天皇御親祭の精神的意義」について思ひをめぐらす時、注目すべき大切な事柄の一つではないかと思はれる。

五・明治天皇の日々の御遙拝

明治天皇が「神」について詠まれた御製四首を、以下に示す。

社頭（明治三十六年）

はるかにもあふがぬ日なしわが國のしづめとたてる伊勢のかみ垣

神祇（明治三十九年）

神風の伊勢の宮居みやゐををがみての後こそきかめ朝まつりごと

神祇（明治四十年）

あさなあさなみおやの神にいのるかなわが國民を守りたまへと

朝（明治四十三年）

天あまのとのあけはなれゆく朝ごとに伊勢の宮居をふしをがむかな

これらの御製から、明治天皇は、朝な朝な、お住ひの御所で伊勢の「みおやの大神おほみかみ」を御遙拝になり、敬神の誠を捧げられてゐたことが分る。

幕末以前の京都の御所には、屋内遙拝用の石灰壇いしほのたんといふ御拝座があった。平安初期の第五十九代・宇多天皇の御代に設けられたと伝えられてゐるが、床板ゆかを張らずに地面から床の高さまで土を盛り上げ、石灰の漆喰しつくひでブロック状に固め上げた、そのブロック上面の水平な拝座のことである。この拝座は、天皇が屋外の庭上に伏して遙拝をなさるといふ、最も敬虔けいけんなお慎みの作法を模擬して作られた設けと言はれてゐる。歴代の天皇方は、その御拝座で、毎朝午前八時を期して、伊勢の神宮並びに宮中の賢所を遙拝されてゐた。だが、明治二年の東京奠都てんとと以後には、宮中にはこの石灰壇の設けはなくなり、これに代つて明治四年十月からは、後年侍従こうねんによる「宮中三殿」拜礼となる「毎朝御代拜まいちよう」が始まつたと言はれてゐる。しかし、明治天皇は、「毎朝御代拜」の制度になつてからも、前記の御製に窺うかがはれるやうに、「日々の御遙拝」を肅々と続けられてゐたのである。

六、をはりに

天皇御統治の精神的意義や天皇御親祭の精神的意義について論じようとすれば、それは極めてメンタル（心理的）な効果であることを指摘することになる。皇室祭祀といふもの

は、皇室の「私事」ではなく、「国民統合の象徴であられる天皇がなされる国家的公的祭祀」であると認識されることになれば、それが我が国の政治に精神的な指針を与へ、政治に精神上の活性化がもたらされることになるのではないかとの思ひ、頻りである。

第四節 近代皇室祭祀「大祭」の確立と戦後の処遇

《『国民同胞』平成十九年五月号、六月号所収。改題・一部加筆》

一．はじめに

伝統に基づく皇室制度を護る立場から我が国の実態を見てみると、皇室制度は以下の点で危機的な状況にある。

- ① 度を越した週刊誌の皇室記事の氾濫^{はんらん}、並びに天皇陛下や皇族方の御言動に対するマスメディアの敬語の不使用により、皇室の方々を、一般国民と同じレヴェルにまで引

き下げようとする動きが強まってゐる。

- ② GHQ（連合国軍総司令部）のレポートに従ふかの如き宮澤俊義学派の憲法解釈の跋扈により、憲法学の分野で、天皇を貶める「天皇は象徴にすぎない」とする学説が横行してゐる。

- ③ 教育の現場において、歴代天皇方の御治績、記紀神話（神代の物語）、並びに神道について教へることの忌避により、民族信仰（日本古来の民族的宗教・習俗に、折々に心をよせる生き方）の文化伝統が、次世代に伝はらなくなる虞が出てゐる。

- ④ 男子皇族方の人数の減少、及び皇室諸令の不備によつて、男系皇統の永続や皇室永続への「守護の構へ」が薄くなりすぎてゐる。

前記①については、憲法改正による「皇室の尊厳保護条項の導入」、②については、憲法改正による「天皇の元首としての地位の明文化」、③については、「天皇の象徴行為たる皇室祭祀の公的行事化」、④については、「旧宮家の男系男子孫の皇籍取得」、「皇室令相当の諸令の制定」等々によつて、ある程度、事態が打開できると思はれる。そのやうな皇室に関する「諸制度の再構築」を実現するには、国民一人ひとりが、明治維新以降の、近現代における皇室制度の変遷の歴史、並びに近現代における教育内容の変遷の歴史等を「追

体験たいけん」することが、是非とも必要になると思はれる。本稿は、その一步である。

もとより皇室祭祀の淵源は古く、法制度史的には大宝元年（七〇二）の大宝神祇令じんぎりょうにまで遡り得る。大宝神祇令は今日に伝存してはゐないが、後の養老令（七一八年制定）「卷三」の「養老神祇令」と同文とされてゐる。大宝・養老神祇令の規定には、律令体制国家の恒例の公的祭祀として、朝廷の神祇官（役所の名称）祭祀と天皇の内廷祭祀を併せて、十三種類十九祭が列記されてゐる。

なほ、かつて宮内省の掌典であり神社本庁の嘱託をつとめた八束清貫氏やつかきよつらによると、明治維新より以前に宮中の内廷にて行はれてゐた神事は、最上位の国家的祭祀である「大嘗祭」は別格としてこれを除くと、以下のものであったとされる。

- ・後に皇室祭祀令に定められた「大祭」たいさい級では、
神嘗祭かんなめさい、新嘗祭にひなめさい（附鎮魂祭ちんこんさい）の二祭。
- ・後に皇室祭祀令に定められた「小祭」級では、
歳旦祭さいたんさい、祈年祭きねんさい、賢所御神楽の三祭。
賢所御神楽かしらみかぐら
- ・その他、四方拜しほうはい、節折よをり、大祓おほはらへの三式。

八束氏は、それ以外の宮中の内廷での祭祀は、すべて明治維新以後の創定によるものであるとされる（八束清貫「皇室祭祀百年史」、神道文化會編『明治維新神道百年史（第一卷）』所収、昭和五十九年版）。

以下、本稿では、明治維新以降、皇室祭祀が「近代国家の制度」としてどのやうに整備されてきたのかについて述べることにする。

二．皇室祭祀「大祭」の整備過程

明治期以降の近代における皇室祭祀には、皇室祭祀令に規定された「大祭」および「小祭」のほかに、皇室祭祀令以外の皇室令（例へば、登極令、摂政令、立儲令、皇室成年式令、皇室親族令、皇室喪儀令等）に規定された臨時の祭祀、「旬祭」、「日供・毎朝御代拝」などがある。これらのうち、皇位の継承に伴ふ大嘗祭を除けば、皇室祭祀令で規定された「大祭」が最も重要と思はれるので、それ的を絞って述べることにする。それらの諸祭は、記紀の叙述や歴史に則り、国本（一国の根本、我が国の国体の基本）の明徴や、孝敬追遠（先祖の徳を追慕して敬を尽し、祭りを厚くすること）、さらには神恩報賽（神々の恩恵に感謝して、祭り

を厚くすること）の祭祀として、順次、以下のやうに整備・確立されていった。

① 国本明徴の国家的祭祀（皇位の起源と悠久の国家理念を確認される「国家的祭祀」）

（1）新嘗祭

先づ第一は、皇室最重要の恒例祭祀たる新嘗祭である。明治天皇は、明治元年より神祇官代または神祇官にて新嘗祭を齋行せしめてこられたが、つひに明治四年十一月十七日、御親ら大嘗祭を齋行遊ばされた。新嘗祭は翌明治五年、六年の新嘗祭を経て、明治七年十一月二十三日に、御親祭の祭儀が名実ともに正式に確立されるに至った。

（2）神嘗祭

神嘗祭は、古来伊勢の神宮のみの祭典として齋行され、皇室では奉幣使（伊勢例幣使）の御差遣のみにとどまっていた。それを明治四年、神宮での神嘗祭と相並んで宮中での賢所神嘗祭が新たに制定されて、明治天皇は、明治四年九月十七日に初の賢所神嘗祭を齋行なされた。これは、明治二年三月十二日に有史以来初めて実施された天皇による神宮御親謁（御親拝）の盛儀と併せて、特筆すべき事柄であった。しかし、神嘗祭が正式に確立さ

れるのは、明治六年に入ってからのことである。

伊勢御鎮座の古を偲びつつ、神宮での神嘗祭と並行して、天照大神に当年の稔りを捧げ神勅に奉答せられる宮中での賢所神嘗祭。天照大神を一夜御招待して、新穀等を共食あらせられる新嘗祭。これらの二祭は、以上のやうに明治四年から明治六、七年にかけて確立され、後に、皇室祭祀令で恒例の「大祭」と規定された。

(3) 元始祭

元始祭は、年頭最初の大祭として明治四年十月二十九日に新たに定められた。明治天皇は、皇孫瓊瓊杵尊の御降臨を以て天つ日嗣の本始となされ、これを歳首に祀る意義を明らかにされて、明治五年正月三日に初めて元始祭を、賢所並びに皇霊（皇霊殿の前身）にて斎行なされた。元始祭は、明治六年には三殿御親祭となつて正式に確立された。

(4) 紀元節祭

次いで明治五年十一月十五日、初代・神武天皇の御即位年を我が国の紀元（元年）と定められ、ここに紀元節祭を新たに興された。天皇は、明治六年一月二十九日、初めて紀元節祭を斎行なされた。その後、神武天皇が橿原宮に即位された辛酉年の旧暦・正月元日を

二千五百余年遡って即位日を割り出し、さらに、その日を太陽曆に換算して求めた「二月十一日」を以て、紀元節の期日（祝日）と定められた。それに伴ひ、明治七年以降は紀元節祭は二月十一日に行はれることになった。紀元節祭は昭和二年までは皇靈殿のみの御親祭であったが、昭和三年からは、賢所、皇靈殿、神殿の三殿にわたる御親祭に拡張された。

○ 元始祭並びに紀元節祭の二祭は、いづれも我が国の国体の基本を明示せられたものである。すなはち、皇位の起源と由来を偲びつつ、天照大神、瓊瓊杵尊等々に皇室と国家国民の繁栄を祈願される元始祭。そして、初代・神武天皇が橿原宮に即位された正月一日を以て建国第一日として祝し、皇統連綿の皇基を開かせられた御事業に深く感謝される紀元節祭。これらの二祭は、以上のやうに明治五年から明治六年にかけて確立され、後に、皇室祭祀令で恒例の「大祭」と規定された。

② 孝敬追遠の皇靈祭祀（御祖先の御遺徳を追慕され恭敬の礼を尽される「皇靈祭祀」）

幕末の山陵修築の事業が行はれる中、宮中では仏式の祖靈供養や春秋の彼岸ひがんえ会法要が恒

例化してゐたが、明治維新に伴ふ神仏分離政策の推進のもと、明治四年五月三十日には、清涼殿の御黒戸（宮中の仏間）に安置されてゐた歴代の御霊牌（ごれいはい）が京都御所外に移され、九月三十日には、歴代皇霊が神祇省より宮中賢所に奉遷されて、後に皇室祭祀令で「大祭」と規定される神式による皇霊祭祀の諸祭が、孝敬と追遠（ついでん）の明徴を期して、順次以下のやうに整備されていった。

（1）神武天皇祭

明治天皇は、明治五年三月十一日（神武天皇崩御相当日）に、宮中皇霊にて宮中における第一回の神武天皇祭を斎行なされた。

（2）先帝祭（孝明天皇祭）

先帝祭（せんていさい）たる孝明天皇祭（こうめい）については、天皇は、明治四年十二月二十五日に、宮中皇霊にて宮中における第一回の孝明天皇祭を斎行なされた。

神武・孝明両天皇の例祭（れいさい）が正式に確立されたのは、明治六年に入つてからのことで、両祭とも、後に、皇室祭祀令で恒例の「大祭」と規定された。なほ、先帝祭は、当代の天皇が崩御なされば当然奉斎対象も替（か）る性格の、恒例の「大祭」である。

（3）先帝以前三代の式年祭

明治十年十月二十五日には、初代神武天皇の例祭並びに先帝の例祭の外は、先帝以前三代、すなはち、後桃園天皇、光格天皇、仁孝天皇の三代の天皇に対してのみ例祭を執り行ふ旨の決定が為された。例祭とは、毎年行ふ皇霊祭祀のことであるが、一定の年限を定め、てその年に臨時に行ふ皇霊祭祀を、この例祭と區別して式年祭といふ。式年祭は、崩御の日より三年、五年、十年、二十年、三十年、四十年、五十年、百年、及び以後百年ごとに行はれる。先帝以前三代の式年祭は、後年、皇室祭祀令で臨時の「大祭」と規定された。なほ、先帝以前三代の例祭は、皇室祭祀令で「小祭」と規定された。

(4) 春季皇霊祭、秋季皇霊祭

さらに、天皇は、明治十一年九月二十三日には秋季皇霊祭を、また、翌明治十二年三月二十一日には春季皇霊祭を興された。ここにおいて、皇霊殿では、初代神武天皇を筆頭とする歴代天皇の御霊、並びに、明治十年一月三日に合祀せられた歴代の皇后・皇妃・皇親（天皇の御親族）の御霊を併せて祭られる、合同祭典としての春秋二季の皇霊祭が、新に確立されることになったのである。さらに、明治十八年三月二十日の春季皇霊祭以降は、皇親のうちから追尊天皇を「後に尊号を贈りまつれる天皇」と称して、他の皇親とは區別して崇めまつるやうになった。これら二季の皇霊祭は、後に、皇室祭祀令で恒例の「大祭」

と規定された。

(5) 先后の式年祭、皇妣たる皇后の式年祭

また明治天皇は、先后(先帝の皇后)であられた英照皇太后例祭を、崩御翌々年の明治三十二年一月十一日に興された。これによって、先帝孝明天皇祭とともに、先考(亡くなった父君)先妣(亡くなった母君)に対する御心情を厚くせられたのである。臨時祭である先后の式年祭、皇妣たる皇后(現天皇の母君で、先帝ではない天皇の皇后であった御方)の式年祭も、後に、皇室祭祀令で臨時の「大祭」と規定された。

このやうに、第一代・神武天皇以降の歴代天皇から歴代皇親までの御霊に対して、御追遠の礼を尽される皇霊祭祀、すなはち、例祭(対象は初代・神武天皇、及び、先帝・孝明天皇)、式年祭(対象は明治天皇から見て先帝よりさらに前の三代の天皇方、また、先后、及び皇妣たる皇后)、春秋二季の合同祭(対象は神武天皇以降の歴代天皇、歴代外の天皇、及び、歴代皇后、歴代皇妃、歴代皇親)の諸祭が、「大祭」として、順次整備されていった。これらは、主に明治五年から明治六年にかけて、また、明治十一年から明治十二年にかけての二期に分れて、それぞれ確立されたのである。

③ 神恩報賽の神祇祭祀（国家の守護神たる天神地祇に神恩を感謝される「神祇祭祀」）

（1）春季神殿祭、秋季神殿祭

八神（はつじん 天皇を守護する八柱の神）、天神地祇（てんじんちぎ 八百万の神々）に対してその神恩に報賽なさる春秋二季の祭典は、明治四年の神祇官神殿における春季「御祈祭」を初度として、引き続き宮中にも「御祈祭」の名称で執り行はれてゐた。だが、明治十一年六月五日、「御祈祭」を「神殿祭」と改称して、皇霊祭と同日にこれを斎行せしめられる旨が下達されて、これにより、明治十一年九月二十三日には秋季神殿祭が、また、明治十二年三月二十一日には春季神殿祭が、それぞれ春秋二季の皇霊祭に引き続いて初めて斎行された。これら春秋二季の神殿祭も、このやうに明治十一年から明治十二年にかけて確立されて、後に皇室祭祀令で恒例の「大祭」と規定されたのである。

三・皇室祭祀「恒例大祭」と「国の祭日・祝日（休日）」の関係

皇室祭祀の恒例の「大祭」に直結する制度は、「国の祭日・祝日」である。

政府は、明治六年十月十四日、太政官布告だいじょうかん「祭日・祝日の件」を發して、以下の計八つの祭日・祝日を以て、国民の休日と為す旨を布告した。

元始祭（一月三日・祭日）

新年宴会（一月五日・祝日）

孝明天皇祭（一月三十日・祭日）

紀元節（二月十一日・祝日）

神武天皇祭（四月三日・祭日）

神嘗祭（九月十七日・祭日）。但し、明治十二年以降は十月十七日に改定）

天長節（十一月三日・祝日）

新嘗祭（十一月二十三日・祭日）

また、明治十一年六月五日には、次の春秋二季の皇靈祭を休日に加へることを下達した。

春季皇靈祭（春分日・祭日）

秋季皇靈祭（秋分日・祭日）

これら十の祭日・祝日のうち、計四つの祭日・祝日（元始祭、紀元節、神嘗祭、新嘗祭）は、その日、「国本明徴の国家的祭祀」たる「恒例大祭」が宮中で肅行されるところの、国民

の休日であった。また、四つの祭日（孝明天皇祭、神武天皇祭、春季皇霊祭、秋季皇霊祭）は、その日、「孝敬追遠の皇霊祭祀」たる「恒例大祭」が宮中で斎行されるところの、国民の休日であった。国民が、祖国日本の一員としての自覚を胸に、天皇が宮中にて斎行なされる「恒例大祭」の意味に思ひを馳せながら、国旗を掲げてそれぞれの祭日・祝日を祝つてゐたことが、戦前の生活記録や小説に見られることがある。

皇室祭祀「恒例大祭」は、このやうに国を挙げての宮中祭祀として、天皇御親らが祭主となられて斎行されるもので、天皇陛下が、天照大神をはじめとする御祖先の御霊に対して、永い歴史を経て、さらに悠久に続くべき我が国の「国の姿」を追憶なされつつ御追遠の誠を尽されるとともに、天神地祇八百万の神々の神恩に感謝の誠を尽され、以て、国家・国民の安寧慶福あんないを祈らせられることを、その本旨としてゐる。明治維新を契機に実践面で制度の拡充が図られた皇室祭祀の「大祭」は、明治四十一年九月十八日に御裁可を得て制定された「皇室祭祀令」によつて、詳細かつ嚴格に制度化されて、天皇祭祀を以て皇室・国家万事の精神的要かなめとする「国の形」が整備されたのである（巻末の付表1を参照のこと）。

四、戦後の「皇室祭祀」の処遇

しかし、大東亜戦争だいとうあの敗北に伴ふ連合国軍による峻烈極まる日本弱体化政策によって、「皇室祭祀」は制度として大きな打撃を蒙り、今日に到つてゐる。すなはち、「皇室祭祀」は、明治期以降、昭和の敗戦までは、「明治の皇室典範」下に整備された皇室諸令のもとに、皇室・国家万事の精神的要として、すなはち、国家的公的祭祀として執り行はれてゐた。しかし、被占領期以降の「皇室祭祀」は、従前の例に準ずる皇室の慣習として、一般宗教と同格の「皇室の私事」といふ建前で取り扱はれることになつてしまつた。

「皇室祭祀」そのものに対するGHQの対応は、皇室の「信教の自由」を建前に比較的穏便おんべんだったとはいへ、皇室祭祀の「恒例大祭」は、「国の祭日・祝日」とは完全に切り離され、「国の祭日」といふ言葉自体も、戦後完全に消しさられてしまつた（巻末の付表2を参照のこと）。

また、我が国の公教育の場からも、皇室制度と民族信仰に関する知識や「皇室祭祀」に関する記述が全く姿を消して、それらが次の世代の国民に伝へられなくなつたのである。

さらに、「皇室祭祀令」で「恒例の大祭」と規定されてゐた「紀元節祭」は、被占領中

の昭和二十三年に停止させられ、国家主権回復から五十五年が経った今日（平成十九年の時点）においてさへも、本来的に「恒例大祭」たるべき「紀元節祭」が、宮中において「臨時御拜」（「旬祭」と同格の祭典）といふ変則的な形で、「臨時」なる位置にとどめ置かれたままなのである。かつて祝日であった「紀元節」が、今日、「建国記念の日」と名を改めて祝日として復活してゐるのに、果して、このままでよいのであらうか。

第五節「皇室の祭儀・行事」と憲法第二十条三項

《『国民同胞』平成十七年四月号、五月号、六月号所収。改題・一部加筆》

一・念頭に置くべき諸課題

「新憲法」の草案作りに関はるここ二、三カ月の動きの中で最も危惧されるのは、いはゆる「政教関係」条項の行方である。

自民党は、国並びに地方公共団体が、社会的儀礼の範囲内で宗教関連行事に参加することを認めるとする等、いはゆる「政教分離」の考へ方を、政教分離を緩和する方向で草案作りに着手した模様である。念頭に置いてゐるのは、首相の靖國神社参拝、玉串料の公費支出などである。一方、民主党は、新しい無宗教方式の国立追悼施設の建設を実現して、首相の靖國神社参拝問題を事実上終焉しゆうえんせようと企図してゐる。この事から窺はれるやうに、民主党は、逆に、国家と宗教との厳格分離を基本理念として、草案作成に取り組まうとしてゐる。

一般に我々日本人は、日常生活においては別段宗教を意識しながら生活してゐる訳ではないかもしれない（現在の我が家には、神棚と仏壇がある）。しかし、日本国並びに地方公共団体の一員としての自覚の下に、国民生活（国家生活や社会生活）を営む際には、宗教行為を伴ふ「民族」あるいは「民俗」の文化伝統といふものを、自づと意識せざるを得ないことがある。従つて、政教関係の問題は、我々自身にとつても実は重要な問題なのである。自民党が国政を担ふ保守政党であらうとするならば、念頭に置くべき課題は、首相の靖國神社参拝問題の他にも重要なものが多々ある。例へば、

・皇室祭儀の公的儀式化

- ・伊勢の神宮への国費助成（国費供進制度の導入）
 - ・靖國神社への国費助成（国費供進制度の導入）
- 等々である。

自民党には、我が国の歴史・文化・伝統を顧みて、是非ともこれらの諸課題に道を拓くやう、新憲法の草案作りに取り組んでいただきたい。ここでは、前記三点のうち、皇室祭儀の公的儀式化に的を絞って、私見を述べてみたい。

二、「私事」扱ひにされた皇室祭祀と皇室行事

以下では、「恒例として」執り行ふ行為である「行事」、「一定の規則に従って」執り行ふ行為である「儀式」、すなはち、これらの「行事・儀式」の行為のうち、「神饌しんせんの供進きようしん」を伴ふ行事・儀式を「祭祀（祭儀）」と呼ぶことにする。

「皇室行事」といふ用語は、一般には「皇室祭祀」を包含する用語ではあるが、これを狭義に用ゐて、「祭祀」と「行事」の区別を特に意識して使ふことがある。例へば、「皇室祭祀」は新嘗祭に代表されるやうに必ず神饌の供進を伴ふ行為であるが、「皇室行事」は

年頭最初の四方拜しほうはいに代表されるやうに、宗教行為ではあるが神饌の供進を伴はないので、「祭祀」の範疇には入れずに、これを狭義の「行事」として取り扱ふといふやうな場合である。また、「皇室祭祀」は全て宗教行為を伴ふが、「皇室行事」には、宗教行為を伴ふものと、宗教行為を伴はないものがある。「四方拜」は前者であり、「歌会始」は後者である。ここでは「政教関係」を論じる関係上、宗教行為を伴ふ「皇室祭祀（皇室祭儀）」、並びに宗教行為を伴ふ「皇室行事」を対象とすることにす。一応、以上のことをお断りしておきたい。

一口に「宗教行為」と言ふが、それでは「宗教行為」とは一体何を指すのか。「宗教」自体の定義は、学者により分野により諸説があるが、ここでは、最も分り易い定義として、「宗教行為」とは、「神仏の霊の存在を前提とする行為」と捉へておく。

さて、「宗教行為を伴ふ皇室祭祀」と「宗教行為を伴ふ皇室行事」は、明治維新以降、神式に統一・拡充されて、明治四十一年に「皇室祭祀令」として制度化された（他にも「登極令」をはじめ、関係する「皇室令」規定は多々ある）。しかし、昭和二十年の敗戦に伴ふ占領政策と、その後の我が国政府が採った政策によって、「宗教行為を伴ふ皇室祭祀」と「宗教行為を伴ふ皇室行事」は年々継続齟齬行されはしたものの、制度としては大きな打撃を蒙

り、今日に到ってゐる。大きな打撃とは、「宗教行為を伴ふ皇室祭祀」と「宗教行為を伴ふ皇室行事」が、ともに「皇室の私事」といふ建前で行政上取り扱はれることになったことを指す。これをこのまま放置しておいてもよいのだろうか。占領後遺症を克服し、日本再生を期さうとする今日、この問題は、避けては通れない重要な課題の一つであると思ふ。

三・天皇の御行為「五分説」

それでは、「皇室の私事」とは具体的には何を指すのか。それを理解するために、昭和二十七年四月の国家主権回復以降の政府の国会答弁（大原康男編著『詳録・皇室をめぐる国会論議』、展転社、平成九年、に詳しい）を吟味してみると、政府は、天皇陛下の御行為を以下の五つに分類してゐることが分る。

- ① 国事行為……国家機関としての御行為
- ② 公的行為……「象徴のお立場」での「象徴としての御行為」

③公的性格があるその他の行為：国が関心を持ち、人的または物的側面からその援助をするのが相当と認められる側面を有する特別な「皇室の儀式」（大嘗祭等）を執り行はれるお立場での「その他の御行為」

④公的性格のないその他の行為：毎年恒例の「皇室の祭儀」等（新嘗祭等）を執り行はれるお立場での「その他の御行為」

⑤その他の行為一般：「皇室の行事」とは関係のない「その他の御行為」

昭和六十年以前には、③～⑤の「その他の行為」は、「私的行為」と答弁されてゐた。ここで問題とする「皇室の私事」といふのは、天皇の御行為のうちの③と④を指してのことであつて、「皇室の私的祭儀・行事」とされる事柄のことである。なほ、天皇の御行為の③に関する「皇室の儀式」は、一面では「皇室の公的儀式」とも見做せると言へるかもしれないが、その問題点は、あくまでも「その他の御行為」、すなはち、「私的御行為」とされてきた点にあるのである。

四．「皇室祭儀」の公事化とは

これまで「皇室の私事」として取り扱われてきた「宗教行為を伴ふ皇室祭儀・行事」を、今や「公事」化せよと提案するに先立って、「宗教行為を伴ふ皇室祭儀・行事」それ自体を筆者なりに分類してみると、以下の四つに分けられる。

①天皇の「国事行為」である皇室儀式

これに分類できるものには、「皇太子御成婚の儀」がある。この御儀は、天皇が主宰者となられて賢所で神式にて執り行はれる。ただし、天皇が賢所での御成婚の御儀に御臨席になる訳ではない。また、大行天皇（先帝）葬送の重要な儀式である「大喪の礼」も、ここに分類できる。

②天皇の「象徴としてのお立場」での「公的行為」である皇室祭儀・行事
現在のところ該当なし。

③天皇の「公的性格があるその他の行為」である皇室祭儀・行事

皇位が世襲であることに伴ふ皇位継承儀式の一環としての「大嘗祭」。また、大行天皇葬送の重要な儀式であり、国民的敬弔の対象として公的性格を有する「葬場殿の儀」と「陵所の儀」。

④天皇の「公的性格のないその他の行為」である皇室祭儀・行事

新嘗祭をはじめとする毎年恒例の皇室祭儀・行事。

ここで言ふ「宗教行為を伴ふ皇室祭儀・行事の公事化」とは、③並びに④の皇室祭儀・行事を、現在「該当なし」となつてゐる②のクラスに昇格させることを指す。

五、政府方針の一大転換を

「神事第一」の皇室の長い伝統を考へれば、天皇陛下にとって最も大切な御公務の一つは、皇室祭儀・行事の御厳修であらう。長い歴史を通じて国民がそのやうに受け取つてきたその重要な御公務を、何故天皇の「公的御行為」として取り扱ふことが出来ないのか。天皇が、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であるといふ公的なお立場で、皇室祭儀・行事を「公的御行為」として御厳修になることを避けさせる強迫観念とは一体何なのか。天皇が「象徴としての公的なお立場」に立たれると、天皇が「準国家機関」と見做されることになるために、憲法第二十条三項の適用を受け、いはゆる「宗教的活動」がお出来にならなくなるからなのか。国家主権回復以降の政府の国会答弁を見る限りでは、そのやうに解

積される。

日本国憲法・第三章 国民の権利及び義務」の中の第二十条三項とは、以下の条文である。

第二十条③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

管見^{かんけん}では、政府は、従来の日本社会党の「皇室祭儀・行事」への執拗な攻撃をかはすために、前述の天皇の御行為「五分説」（政府は「その他の行為」を一括^{ひとく}りにして、「三分説」と言っている）を採用して、これに対抗した。その立論の目的は、天皇による「皇室祭儀・行事」の御齋行が、憲法第二十条三項に抵触するとの解釈を防ぐことにあった。すなはち条文の前半部分に焦点を当てて、「皇室祭儀・行事」を執り行はれる天皇の御行為は、「国及びその機関たる天皇の御行為」ではなく、「私人としてのその他の御行為」であるとの、一貫した解釈を採り続けて来たのである。これは、天皇による「皇室祭儀・行事」の御齋行を継続可能とするための方便であったのだらう。しかし、この方針を採り続ける限り、天皇の「皇室祭儀・行事」は、いつまでたっても天皇個人の私的行事にとどまって、天皇の

公的行事になることはあり得ない。今や、政府方針の一大転換が必要である。

六・公事化実現のための憲法解釈

「皇室祭儀・行事」の御齋行が、憲法第二十条三項に抵触することを防ぐための今一つの方法は、条文の後半部分に焦点を当てて、「皇室祭儀・行事」を執り行はれる天皇の御行為は「宗教上の行為」ではあるが、「宗教的活動」には当たらないと、次のやうに立論することである（大原康男他『国家と宗教の間―政教分離の思想と現実―』、日本教文社、平成元年）。

皇室祭祀は、国家・国民の安寧と慶福を祈られることを主眼としており、別に『宮廷神道』の教義を宣布して一般大衆を直接教化育成するものではない。そこには「儀式行事」はあるけれども、「宗教団体」に不可欠な他の二つの要素、すなはち、宗教の教義をひろめ、信者を教化育成することの二条件をほぼ完全に欠いている。従って、皇室祭祀に何らかの公的要素を導入したとしても、何人の信教の自由をも侵害するこ

とはなく、特定の宗教団体に関する目的や効果の問題は起こりようもないから、憲法の政教分離原則に何ら抵触しない。

憲法第二十条三項を残したまま「皇室祭儀・行事」を「公事」化するには、津地鎮祭訴訟最高裁判決のいはゆる「目的効果基準」を援用したこの立論しかあり得ない。これには説得力がある。しかし、後述する理由で、この立論は、もはや今の司法界に通用するとは思はれない。国民を統合されるべき象徴としてのお立場で、準国家機関（象徴）として、神式による宗教行為を国家・国民のためになされることは、国家の宗教的中立性を限度を超えて損なふことになってしまふので「不可」と、解釈・判断されてしまふ可能性が高いからである。

七. 国家生活に必要な宗教的要素

憲法学者の小森義峯国士館大学教授が、昭和四十年に発表された論文「神道指令及びその継承としての日本国憲法の不当性について」は、憲法第二十条三項の制約によって、皇

室祭儀を「私事」扱ひせざるを得ない現状を打開する上で、有効な手がかりとなり得ると判断される（小森義峯著『天皇と憲法』所収、皇學館大学出版部、平成三年改訂版）。その論旨を筆者なりに要約すると、以下のやうになる。

国民一人ひとりには、個人生活の他に国家という共同体の一員としての生活、国家生活とでも呼ぶべき共同体生活があつて、これら双方の生活の精神的基礎として、それぞれ宗教が係つてくる。すなわち、一面では宗教が個人信仰の形をとり、国民一人ひとりの個人生活の精神的基礎となる。他面では、宗教が広い意味での民族信仰のやうな形をとり、国家生活を中心とする共同体生活の精神的基礎となり得る。

国家は、実はそれに所属する国民一人ひとりの精神的統合を計る上からも、また国民の国家生活の健全な発展を希求する上からも、何らかの形の精神的基礎を必要としてゐる（引用者註・これが深い意味での文化伝統というものであろう）。イギリス等が採つてゐる国教制度は、個人信仰のやうな個人生活の精神的基礎に関する問題とは別に、特定の宗教（イギリスの場合はイギリス国教会のキリスト教）を以て国民の国家生活の精神的基礎たらしめようとするところに立ち現れて来た制度である。神道は、法制度とし

ては国教となった歴史を有する訳ではないが、歴史的に見れば極めて国家性の高い宗教（共同体の宗教としての役割を担い得る宗教）であって、建国以来、我が国の基軸である天皇制度等を通じて国家存立の精神的基礎の一つを為して来た。

「政教分離」は、それが個人生活における「個人の信教の自由」の保障をより完全ならしめることに役立つという限度においてのみ、その存在の意義を有するのであって、決して「政教の分離」それ自体で独立の意義を有するものではない。イギリスのように国教制度が採られてはいても、個人の信教の自由が何ら侵されないというのであれば、別に問題はない筈である。 「政教分離」を以て近代国家の重要な政治原則であるかの如くに説くこと自体が実は誤りであって、せいぜい「近代国家は政教分離の傾向を有する」とでもいうべきところであろう。

筆者は、この論旨に深い共感を覚える。

八・一部国民が甘受すべき受忍の義務

自己の個人生活における個人信仰と、国家生活（共同体生活）において制度として国が採る宗教とが不幸にして異なる場合には、当該者には、国の定める異教（国が定めた文化伝統といふべきか）に基づく宗教的営みを、少なくとも寛容の精神を以て容認する「受忍の義務」（この言葉は大原康男國學院大學教授が用ゐてゐる）が生じることになる。IN GOD WE TRUST（我等はゴッドを信ず）なる国家標語が印刷ないし刻印されたドル紙幣と硬貨を使はざるを得ない、アメリカ国籍の仏教徒移民のことを想像してみれば、そのことが良く分かる。国教を樹立することを憲法で明確に禁止してゐる米国でさへ、国家生活の精神的基礎として、「ユダヤ・キリスト教」を採用してゐる。しかし、それによってアメリカ国民の一人ひとりには自己の信ずる宗教を何ら否定されてゐる訳ではないし、自己の宗教活動を制限されてゐる訳でも決してない。

九・津地鎮祭訴訟・「最高裁判所判断」の問題点①

三重県の津市が主催して、神式に則り挙行した市の体育館の地鎮祭（起工式）が、憲法第二十条三項にいふ宗教的活動には当たらないと判示された、有名な最高裁判例がある。この、昭和五十二年七月に最高裁判所が下した津地鎮祭訴訟の判決（『最高裁判所民事判例集』第三十一卷四号所収）を例にとり、地方公共団体が採った行為に対して司法界が下した判断の適否について、以下論じてみたい。

批判すべき「誤判断と思はれるポイント」として、以下の三点（A）、（B）、（C）を採り上げる（ただし、文章自体は、判決文の論旨を分り易くするために筆者の簡約文になってゐる）。

（A）日本国憲法は、個人の信教の自由を無条件に保障することとし、更にその保障を一層確実なものとするために、国及びその機関が行うことのできない行為の範囲を定めて、国家と宗教との分離を制度として保障する「政教分離規定」を設けている。しかし、もともとは、日本国憲法は、「政教分離規定」を設けるに当たり、「国家と宗教との完全な分離」を理想とし、「国家の非宗教性」ないし「国家の宗教的中立性」を確保しようとしたもの、と解すべきである。

この最高裁判断の前半部分に見られる「個人の信教の自由」を大切なものとし、制度的にもそれを出来るだけ保障しようとする精神それ自体は、小森論旨とおほよそ同じであつて、筆者も是とするものである（ただし、個人の信教の自由を「無条件に保障する」こととする点や、「国家と宗教との分離を制度として保障する」としてゐる点は問題である）。しかし、後半部分は、小森論旨と大いに異なり、筆者も否とするところである。

小森氏は、「政教分離規定」は、個人生活における「個人の信教の自由」の保障をより完全ならしめることに役立つといふ限度においてのみ、その存在の意義を有するのであるとする。そして、個人が信仰する宗教とは別の宗教が、個人生活とは次元の異なる、いはゆる国家生活の精神的基礎として大いに役立つといふ場合には、その宗教を甘受しなければならぬ。「受忍の義務」の他には「個人の信教の自由」が何ら侵されぬといふのであれば、「国家」は歴史を通じて育まれた文化伝統に立脚した「宗教性」を当然持つてもよいし、「国家」は「宗教的中立性」を強いて確保する必要はないと言外に述べてゐる。そして、我が国の場合は、建国以来、神道が、天皇制度等を通じて国民の国家生活の精神的基礎の一つを為して来たとしてゐる。

世界中を見廻しても、現在、徹底して「非宗教性」、「無宗教性」を貫いてゐる国など、中国、

北朝鮮、キューバ等の共産主義独裁国家を除けば、皆無であらう。最高裁判事の方々の言ふ、日本国憲法の「政教分離規定」のこの立法主旨に従ひ、もしも「国家と宗教との完全な分離」を貫徹し、「国家の非宗教性」ないし「国家の宗教的中立性」を確保したとすれば、「国家の宗教的中立性」は時間の経過とともに「国家の非宗教性」に墮することになると思はれるので、結局、そこに立ち現れる「国の姿」は、祖国日本の文化伝統を完全に喪失した、極めて特殊な社会主義国あるいは共産主義国の姿とならう。最高裁が日本国憲法の「政教分離規定」の立法主旨を、文字通りこのやうに硬直的に解釈してゐることは、皇室の始祖神・天照大神を祀られる「祭り主」の天皇陛下を、国民統合の中心として仰ぎ戴く「国の形」を擁する我が国においては、これは正に致命的悲劇である。

十・津地鎮祭訴訟・「最高裁判所判断」の問題点②

(B) しかし、宗教は、個人信仰という個人の内心的な事象と同時に、多方面にわたる社会事象としての側面を伴うのが常であつて、この側面においては、教育、福祉、文化、民俗風習など広汎な場面で社会生活と接触することになり、そのことから

る当然の帰結として、国家が社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文化などに関する助成、援助等の諸施策を実施するに当たって、宗教との係り合いを生ずることは免れ得ないこととなる。従って、現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現することは、實際上不可能に近く、また、「政教分離原則」を完全に貫こうとすれば、社会生活の各方面に不合理な事態を生ずることになる。

最高裁判断のこの論述では、「宗教は……教育、福祉、文化、民俗風習など広汎な場面で『社会生活』と接触することになり」、その結果、「国家が『社会生活』に規制を加え、あるいは教育、福祉、文化などに関する助成、援助等の諸施策を実施するに当たって、宗教との係り合いを生ずることは免れ得ないこととなる」と、一見、『社会生活』（「国家生活」と同じく、共同体の一員としての生活、また、その生活全般といふ意味であらう）に密接に係る宗教を重視してゐる如く映るが、前述（A）で述べたやうに、「日本国憲法は、国家と宗教の完全な分離を理想とし、国家の非宗教性を確保しようとしたもの」とする縛りがあるために、最高裁判断の言ふ「宗教」の内実が、小森氏が説き、世界の多数の国々が大切にしてゐる「国民の国家生活の精神的基礎として役に立つ宗教」といふ健全で高度な概

念には到らず、従って、我が国の歴史に育まれた文化伝統に連なるべき宗教概念が、最高裁判事の方々の念頭からスッポリ抜け落ちてゐる。「現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現することは、實際上不可能に近く、また、『政教分離原則』を完全に貫こうとすれば、社会生活の各方面に不合理な事態を生ずることになる」との文章の前半部分の根底に潜む、宗教に対する国家不関与の意志、宗教に対する消極性ないし冷淡さは、全て前述した(A)の文章の後半部分の縛りに起因するのである。

十一・津地鎮祭訴訟・「最高裁判所判断」の問題点③

(C) 一般に、世俗的権力である国家や地方公共団体は、個人の内心に係る個人信仰に干渉(関与)すべきでないとする観点から、「政教分離原則」は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教との係り合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教との係り合いをもたらし行為の目的及び効果に鑑み、その係り合いが、相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。

この部分の、「一般に、世俗的権力である国家や地方公共団体は、個人の内心に係る個人信仰に干渉（関与）すべきでないとする観点から、『政教分離原則』は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが」といふ件りは、世界の現状を弁へた言説とはとても言へない。一人の人間には、個人生活と同時に共同体の一員としての国家生活、社会生活があり、その結果、個人の内心に係る個人信仰とともに、国家生活、社会生活に付随するその国やその地方独特の文化伝統に深く根差した、広い意味での民族信仰（あるいは民俗信仰）があり得るのである。従つて、当該箇所は、筆者が書き改めるならば、次のやうにならう。すなはち、

一般に、世俗的権力である国家や地方公共団体は、国民一人ひとりの個人信仰における宗教の自由（信仰の自由、礼拝の自由、布教の自由等）の保障を確実なものにするために、「宗教自由の原則」を重視すべきである。従つて、国家や地方公共団体は、安寧秩序を妨げず、及び国民たるの義務に背かざる限りにおいては、国民一人ひとりの個人信仰には干渉すべきではない（普遍的な価値は「宗教自由の原則」にあるのであつて、「政教分離」にある訳ではない）。

しかし、同時に、世俗的権力である国家や地方公共団体は、国民の国家生活や社会生活の精神的基礎として役に立つ、我が国の「文化伝統」に深く根差した広い意味での「民族信仰」（あるいは民俗信仰）の保守には意を用ゐるべきである。この意味では、むしろ「政教一致原則」の下に、我が国の歴史を通じて育まれた文化伝統に深く係る宗教（皇室祭祀をはじめとする国家的祭儀、伝統宗教、民間習俗等）を、積極的に保守・擁護していかなければならない。

十二・アメリカの宗教事情

軍事占領下に日本国憲法の受け容れを強要した当のアメリカの宗教事情はどうかといふと、「連邦議会は、国教を樹立し、あるいは信教上の自由な行為を禁止する法律（中略）を制定してはならない」と、合衆国憲法・修正第一条に謳ひ、国民の個人信仰の信教の自由を、明快に保障してゐる（条文の趣旨が限定的、かつ明快であることに注目の要あり）。

しかし、同時に、アメリカでは、憲法上の政教分離規定の適用が除外される分野、あへて言へば、「政教一致」が公認されてゐるといへる宗教分野が確乎として存在してゐて、

それは公共宗教（あるいは公民宗教）と呼ばれてゐる。佐藤和男青山山学院大学名誉教授は、公共宗教の例として次の事柄を挙げてゐる（佐藤和男「靖國神社をめぐる論議の盲点」、『靖國』平成十四年十二月一日号所収）。

新大統領は、就任式において聖書（キリスト教聖典）に手を添えて宣誓を行い、一般教書の中では神（ゴッド）に祈念し、また復活祭・戦歿将兵追悼記念日・在郷軍人記念日にはユダヤ・キリスト教聖職者の参加のもとに、アーリントン国立墓地内の円形野外チャペルで戦歿者慰霊祭が斎行され（キリスト教単独の儀式ともみられている）、大統領も臨席し、会場の近くの無名戦士の墓碑には「神（ゴッド）にのみ名を知られたアメリカ兵士、栄光につつまれてここに眠る」と刻文されており、連邦議会（および各州議会）では専属で有給のキリスト教牧師が開会の祈祷を行い、裁判所では神（ゴッド）への祈りの後に裁判手続きが開始され、貨幣には「神（ゴッド）を信ず」との文字が見られ、クリスマス・シーズンのクレシユ（乳飲み子イエスを囲む群像の展示）への公金支出が合法に行われている。

これらアメリカの宗教事情に反して、我が国では、あたかも特殊な社会主義国か共産主義国の如く、「占領憲法（現行日本国憲法）」の第二十条三項を硬直的に解釈して、極端な「政教分離」政策、「国家的祭儀」無視の政策を、六十年にわたって採り続けてゐる。そして、この延長線上に、現在の民主党の「政教分離のさらなる厳格化」を目指す憲法草案がある。この点では、民主党は、「皇室祭儀」を攻撃し続けた昔日の日本社会党そのものに回帰してしまつたと言へる。

長い歴史と文化伝統を保有する国家は、それぞれに独特の宗教性を有してゐる。「国家の非宗教性」などは論外であるが、「国家の宗教的中立性」といふ言葉にも、我々は囚はれる必要など全くないのである。

十三、公教育の場に宗教情操教育を

「一国の文化伝統」といふものを「時代を超えてその国民が共有する何か」と捉へるならば、その「何か」は何によつて伝達され得るものであらうか。種々考へられようが、主たる手段は、「公教育」とならう。「国民の国家生活の精神的基礎として役に立つ宗教」の

知識・情操教育（文化伝統教育）の「公教育」における復活、これこそが正に急務を要する国家的課題である。

伊勢市観光課の近年（平成十年代）の統計によれば、伊勢の神宮への修学旅行の参拝者数は、この二十六年間に十二分の一に激減したといふ。このままでは、早晚、我が国の文化伝統は衰滅するであらう。

十四・新しい立法措置への期待

「皇室の祭儀・行事」の御齋行を、「象徴のお立場」での天皇の「公的御行為」として正當に位置づけようとする場合、津地鎮祭訴訟において最高裁判所が判示した、いはゆる「目的効果基準」を援用して立論しようとする限り、前記（A）の文章の後半部分の縛りがあるために、過去の判例に囚はれる最高裁判事の方々にはその立論は容易には受け容れられず、その結果、「宗教行為を伴ふ皇室の祭儀・行事」の公事化は実現が期し難くなる公算が高いので、今後は、小森論旨に見られるやうな抜本的・本質的な意識の变革が必要になると思はれる。

すなはち、本章第二節で触れたやうに、日本政策研究センターの方々や竹田恒泰氏が説くところの、現行憲法「第一章 天皇」の中の第一条、第二条との関連において、それらを含めて現行憲法「第三章 国民の権利及び義務」の中の第二十条（信教の自由）に対して抜本的な解釈の変更を試みることにするのか、それとも、現行憲法「第二十条三項」を思ひ切つて削除してしまふのか、あるいは、「大日本帝国憲法の第二十八條」の条文等を参考にして、現行憲法「第二十条」の条文自体の改正を目指すことに踏み切ることにするのか。自民党による「新憲法の草案作り」に期待する所以である。

なほ、大日本帝国憲法の「第二章 臣民権利義務」の中の第二十八條とは、以下の条文である。

第二十八條 日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す。

第二章 歴史に見る「皇室の姿と形」

第一節 政府有識者会議報告書の問題点——廃棄すべき方策①——

『国民同胞』令和四年三月号所収。改題・一部加筆

安定的な皇位継承の方策を検討する政府有識者会議の報告書が、令和三年十二月に公表された（令和三年十二月二十二日付「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議報告）。そこには、皇族数確保の具体的な方策として、以下の三案が記されてゐた。

- ① 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとすること。
ないしんのう じよおう
- ② 皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること。
- ③ 皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること。

このうち方策①は、皇位の「女系」継承に道を拓くといふ極めて危い内容を含んでゐる。

女性皇族が一般男子と婚姻後も皇族として残る案であるが、その場合、皇族にはさせない夫とその子供は、国民から準皇族として認識されざるを得なくなる。最終的には、一般男子の血筋の夫を持つ女性皇族が当主の、いはゆる「女性宮家」の創設と同様の形になつてしまふと考へられるので、方策①はあつてはならない。

我が国の国柄の神髄である皇室の皇位継承は、古来、皇室祭祀と結びついて男系継承で行はれてきた。女性宮家は「男系継承の伝統」を破壊する。皇室には「形」があつて、その要点は次の二点である。

(1) 皇室内には皇胤こういんにあらざる一般男子は存在させない。

(2) 皇族女子は、皇胤にあらざる一般男子と婚姻した後は、「皇族」の身分から民間の中の「元皇族」の身分に降下させる。

(註・「皇胤」といふ用語には、その言葉の中に既に「男系」の含意がある。)

一・現在の「皇室の形」

現在の「皇室の形」を模式的に表すと、一一六頁の図1となる。ここに言ふ皇胤男子と

は、父親が天皇または皇族である男子のことである。皇胤女子とは、父親が天皇または皇族である女子のことである。

(註1) 婚姻に伴ひ皇族から一般国民になった。

(註2) 婚姻に伴ひ一般国民から皇族となられ、皇族として公務を担はれる。

図1を見ると分るやうに、現在の皇室制度の下では、皇胤にあらざる一般男子は、皇室の構成員には決してなれない。皇室の中には、他系の血統を保有する男性は、一人たりとも存在してはゐないのである。このことが「皇室の形」の肝要な点である。

二. 方策①の「皇室の形」

令和三年十二月二十二日付の報告書が提示した、方策①の「皇室の形」を模式的に表すと、図2となる。註1、註2は、図1の註と同じである。

(註3) 婚姻後も一般国民のまま、皇族にはならない。

(註4) 一般国民である。

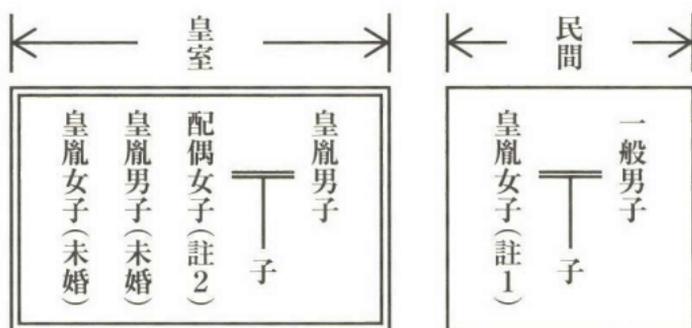


図1 現在の「皇室の形」

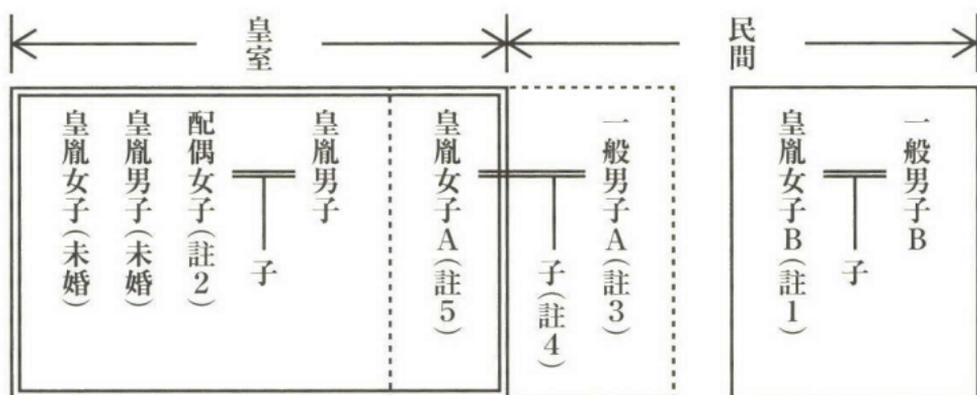


図2 報告書が提示した方策①による「皇室の形」

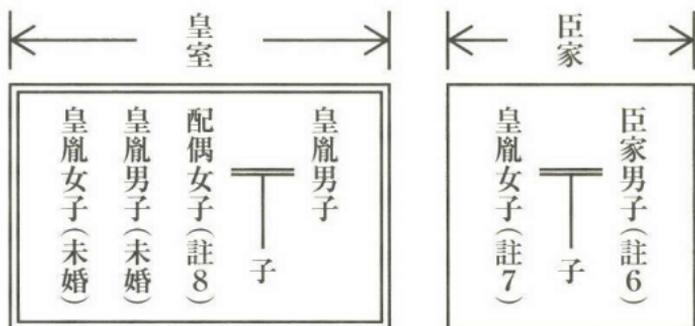


図3 江戸時代までの実質的実態としての「皇室の形」

(註5) 婚姻後も皇族の身分を保持し、かつ公務をそのまま担ひ続けることが推奨されてゐる。

方策①は、今後新たに出生する女性皇族の方々を、総て皇胤女子Aにしてしまふ恒久的制度として考へられてゐる。現在の内親王及び女王殿下方は、過渡的措置として、婚姻に際して皇胤女子A、皇胤女子Bのどちらかを選択することになると思はれる。

三. 報告書の問題点

報告書は、かう述べてゐる。

まずは、皇位継承の問題と切り離して、皇族数の確保を図ることが喫緊の課題であります。

報告書の誤りは、この出発点に既に始まつてゐる。「皇位継承の問題」と共に「皇族数

確保の問題」を同時に考へなくては、大局を誤つてしまふ。皇位継承問題の肝心要の点は、「皇族数の確保」ではなくて「男子皇族数の確保」にあるからである。男子皇族を確保しさえすれば、女子皇族については、男子皇族の配偶者として自づと増加することになる。報告書は、かう述べてゐる。

制度を改めて、内親王・女王は婚姻後も皇族の身分を保持することとし、婚姻後も皇族として様々な活動を行つていただくというのがこの考え方です。これは、明治時代に旧皇室典範が定められるまでは、女性皇族は皇族でない者と婚姻しても身分は皇族のままであつたという皇室の歴史とも整合的なものと考えられます。和宮かずのみやとして歴史いへ上も有名な親子内親王ちかこ（第二百十代・仁孝天皇にんこうの皇女）は、徳川第十四代將軍家茂いえもちとの婚姻後も皇族のままでありましたし、家茂が皇族となることもありませんでした。

報告書はかう述べるのだが、方策①は、皇室の歴史とは全く異なるものである。

ここで、江戸時代までの「皇室の形」の実態を模式的に表してみると、図3のやうになる。

(註6) 撰関家の子弟や徳川家の將軍等、公家社会・武家社会で最高家格の家の者。

(註7) 降嫁により臣家しんけに入られた後も、身分は皇親のままであつたが、皇室の實質的構成員ではなくなつて、臣家の夫を支へ、子を産んだ。皇親の御身分を保持されたのは、天皇との血縁關係で決まる皇親女子としての身分が、公家社会や武家社会で重んじられてゐたためであらう。

(註8) 臣家出身の女子は、現在の制度とは異なり、婚姻後も皇親の範圍には入らなかつた。しかし、皇室の實質的構成員となり、夫を支へ、子を産んだ。

この制度の下では、皇胤にあらざる臣家の男子を、婚姻を通じて皇室の構成員にしてしまふことは、歴史上ただの一度もなかつた。繰返すが、このことが「皇室の形」の要諦ようていなのである。また江戸時代までは、臣家に降嫁された皇胤女子は、今日の一般男子と婚姻された皇胤女子と同じく、もはや皇室の實質的構成員ではなくなつた。臣家に降嫁された皇胤女子、及びその子は、もはや皇室の公務をなさらなかつたのである。

皇胤女子の黒田清子きよこ様を見れば分るやうに、肉親として上皇、上皇后兩陛下をお支へし

てこられたが、お務めは伊勢の神宮の祭主のみである。それも、あくまで「一般国民の御身分での、元皇族としての一代限りの御奉仕」である。神宮祭主は古来臣下の務めであった。

皇族女子が皇胤にあらざる一般男子と婚姻して一般国民（元皇族）になった場合（図1）には、その家族全体は、国民の眼には一般国民の家族と映るだらう。他方、皇族女子が皇胤にあらざる一般男子と婚姻後も、なほ皇族の身分を保持した場合（図2）には、その家族全体は、「皇族に準じた家族」と認識されてしまはざるを得ない。しかも当の皇族女子は、配偶女子とは異なり生まれながらの皇族なのだから、既に広く国民に知られ親しまれてゐる。その上、婚姻後も皇室の公務を続けることが推奨されてゐる。従つて方策①は、最終的には、当該女性皇族が当主の「女性宮家」創設を目論^{もくろ}んだ、それへのワンステップの方策と解するほかないのである。

江戸時代以前に女性皇親が婚姻後も皇親の身分を保持されたのは、臣家に入られてから後も皇親として重きを置かれ続けるための、今日の言葉で表現すれば、「元皇族」に相当する御身分保持であったと思はれる。すなはち、今日議論の、規定公務等を果すための皇族数を充足させるために、皇室に帰属を留めるための「皇族身分の保持」とは異質のものであったと考へられる。

歴史上の制度の実態を、できる限りそのまま成文化しようと努めた『明治の皇室典範』は、このことを第四十四條でかう表現してゐる。

第四十四條 皇族女子の臣籍に嫁したる者は皇族の列に在らず。但し特旨に依り仍内

親王女王の稱を有せしむることあるべし。

『明治の皇室典範』の公的逐条解説書である『皇室典範義解』では、これを次のやうに解説してゐる。

恭て按ずるに（註・考へるに）、女子の嫁する者は各々其の夫の身分に従ふ。故に、皇族女子の臣籍に嫁したる者は皇族の列に在らず。此に臣籍と謂へるは専ら異姓（註・皇室とは異なり姓（今日では苗字）を有する他姓の者達）の臣籍を謂へるなり。仍内親王又は女王の尊稱を有せしむることあるは、近時の前例に依るなり。然るに亦必特旨あるを須つは、其の特に賜へるの尊稱にして其の身分に依るに非ざればなり（伊藤博文著『憲法義解』所収、岩波文庫本）。

四・廃棄すべき方策①

宗教と深く結びついた日本の国柄の長い歴史を通じて、皇室と国民が相共にあひとも守り抜いてきた「皇室の形」を変へることは、そのまま皇室の破壊に繋がるといふことを、我ら国民は肝に銘ずべきである。

有識者会議は三通りの具体的方策を提示した。筆者は、「女性宮家」創設実現の突破口となる方策①は、即刻廃棄すべきであると考へる。

男子皇族数の確保については、方策①に続いて報告書が提示した方策②と方策③によって、戦後、皇籍離脱を余儀なくされた旧宮家の男系男子孫の方々に、これから皇籍を取得していただく以外に道はないと考へてゐる。これらの実現を切に願ふ次第である。

第二節 女性天皇に課せられた不文律

《『国民同胞』平成三十年四月号、五月号、六月号所収。一部加筆・修正》

(上) 継嗣令「本註」をめぐって

「女性宮家」の創設が正当か否かを判断する上で、押さへておくべき大切な歴史的事実がある。明治前期以前の女性天皇、並びに、皇位継承資格をお持ちの宮家女性当主には、「地位」に付随した「不文律」が課せられてゐた。その不文律とは、「御在位中、並びに、それ以降は、生存する配偶者を持つことを許さず」といふ、暗黙の例外なき掟おきてであった。現在、課題の一つとされる「女性宮家」案では、女性当主が夫を持たれることを想定してゐる。これは、この不文律に明らかに抵触することになるが、果して許されることなのであろうか。また、この件に関して、皇室古来の伝統的根原則とは、一体いかなるものなのか。それらを、以下に探ってみたい。

一、「養老繼嗣令」第一條中の割註の「女帝の子」とは？

皇位継承は、国家最重要の事柄である。それ故、慣習上「天皇や上皇の大権事項」と見做されて来たためであらうか、明治の皇室典範制定以前には、皇位継承に関する法的明文規定は存在してはゐなかつた。瀧川政次郎（まき せいじろう）國學院大學教授は、律令（りつりょう）に皇位継承法が規定されてゐないのは、律令は臣民の遵守すべき規則を定めるものであつて、帝王の則るべき準則を定めるものではないと考へられてゐたからだと捉へてゐる。事実、天皇の行動について規定した条文は、律令千四百余条中、神祇令（じんぎりょう）と喪葬令（そうそうりょう）に各一條あるのみである（瀧川政次郎著『非理法権天—法諺（ほうげん）の研究—』、青蛙房、昭和三十九年）。

多少關係する成文規定は、大宝元年（七〇二）に制定された大宝令の中の繼嗣令（けいしりょう）である。大宝令は、わづかの逸文（いつぶん）のほかは今日伝はつてはゐない。今日大宝令の条文とされるものは、後述する『古記』の註釈文等から推定復原した条文のことである。大宝繼嗣令は、後に養老令（ようろう）の中にそのまま収められて、同文の養老繼嗣令となつたと考へられてゐる。その後、時代が下るにつれてその時の事情やその時代の慣習が重視されて、この養老繼嗣令は形骸化してはいつたが、明治に至るまで形式的には廃止されてはゐなかつた。

大宝令とその改訂版の養老令（七一八年制定、七五七年施行）には、「女帝」の文字が出てくる箇所が一箇所だけある。その箇所とは、継嗣令第一條「皇兄弟子條（このきょうだい・この条）」条文の中に割り込ませて書き入れられた割註・「女帝の子もまた亦同じ」といふ箇所である。養老継嗣令第一條「皇兄弟子條」の条文とは、以下のものである（井上光貞ほか校注『日本思想大系3 律令』、岩波書店、昭和六十二年版）。

1 凡そ皇（天皇）の兄弟（姉妹を含む）、皇子（皇女を含む）をば、皆親王（内親王を含む）と為よ。《女帝の子も亦同じ》以外は並に諸王（女王を含む）と為よ。親王より（親王を一世として数へて）五世は、王の名得たりと雖も、皇親（天皇の御親族のことで、男系皇統に属する皇室の構成員のこと）の限に在らず。

ここに《》とあるのは継嗣令原文の割註（ここでは大きく太字で書いてゐるが、原文では、この割註は、一行分の幅の中に二行にして小さく書かれてゐる）である。以下、この第一條原割註を「本註」と呼ぶことにする。なほ、（）内は引用者の註である。

この第一條の意味は以下の通りである。

天皇の兄弟・姉妹、および、天皇の皇子・皇女は総て親王・内親王の身分とせよ。《女帝の子も同様に親王・内親王の身分とせよ。》それ以外の者は並びに諸王・女王の身分とせよ。親王を一世として数へて五世の者は、諸王・女王の名を称することは許すが、皇親の範囲には含めない（巻末の付図3を参照のこと）。

この継嗣令第一條の「本註」の中の「女帝の子」といふ言葉に着目して、「女帝の子」とあるのだから「女系」による継承も古来許されてゐたのだと主張する向きもある。例へば、笠原英彦^{ひでひこ}慶義塾大学教授である。氏は次のやうに述べてゐる。「大宝、養老の継嗣令には女系天皇を容認する条文が立てられている」と（笠原英彦著『象徴天皇制と皇位継承』、ちくま新書、平成二十年）。

男系主義を主張する論者（註・小泉政権下の「有識者会議」に呼ばれた専門家）は、これまでの皇位継承の歴史では単に直系による継承が行われたのではなく、傍系であつても男系が守られてきた点が強調されている。これに対して女性・女系天皇容認の立場に立つ専門家は、過去の歴史において女系が果たした役割を評価し、養老（大宝）

繼嗣令において「女帝の子もまた同じ」と事実上女系天皇が容認されていたことなどが挙げられている。

(中略)

学界や言論界には、皇室が古代より男系の伝統をまもり続けてきたと主張する人々がいる。もちろんそうした見解は尊重されねばならない。しかし、上代には女系継承も認められ、周知の通り大宝、養老の繼嗣令には女系天皇を容認する条文が立てられている。男系継承を皇室の伝統とするのはいささか早計ではなからうか。

しかし、後述するやうに、大宝・養老の繼嗣令にはこの第一條に続いてその後あとに第四條があつて、内親王を娶めとることができず、四世以内の男系皇親に限られてゐた。そして、後の『令義解』による註釈によつて、承和元年（八三四）からは、天皇になることのできる女性は内親王に限られることになつた。その結果、「女帝の子」とは、父親が必ず四世以内の男系皇親であることになつたので、「女帝の子」とは、必ず「皇統に属する男系の血統を継ぐ子」として生れる仕組になつてゐたのである。しかも、歴史に徴すれば、歴代の女帝は、御即位後に「生きてゐる夫」を持たれた方は、お一人もゐなかつたのである。

まづは、それらのことを以下で確認しておきたい。

二．令中の難義、継嗣令第一條の「本註」

皇位の継承に多少関係する最古の成文規定は、「大宝令」所載の「継嗣令」であるが、この大宝令は、藤原不比等ふぢらのふひとらが実質的に中心となって大宝元年（七〇二）に制定され、翌年中には総ての条文が施行された。一方、養老令は、大宝令の改訂版として養老二年（七二八）に制定された。しかし、養老令が実際に施行されたのは、三十九年後の天平宝字元年（七五七）からである。その後、朝廷では、第五十三代・淳和天皇じゆんなの詔命をうけて、簡潔すぎる『養老令』の条文を補ふものとして、学説を統一して解釈の定準を示すための作業が開始され、天長十年（八三三）に、官撰の註釈書『令義解』が制定された。この『令義解』の「註釈」は公権註釈（朝廷編集の国家的權威と法的強制力を併せ持つ註釈）で、養老令の「本文」に準じて同等の法的強制力を有するものとされ、翌承和元年（八三四）から施行された。その後、八六〇年～八八〇年頃に、古来の註釈や諸家の学説を集大成した惟宗直本これによる私撰の註釈書『令集解』が世に出た。『令集解』も養老令の註釈書だが、貴

重にも、その中に大宝令の条文に対する註釈が「古記云」として引用されてゐる。この註釈書『古記』の成立は古く、天平十年（七三八）頃とされてをり、その時期は、養老令の制定以後・発効以前の、大宝令施行時期に当る。

繼嗣令第一條「皇兄弟子條」は唐の封爵令（爵位繼承法）を母法として作られたが、唐令には、この本註「女帝の子も亦同じ」に該当する文言は見当らない。従つて、この「本註」は、我が国独自に設けられた規定と見てよい。ところが、我が国の十代八方の女性天皇方は、御在位中、並びに、それ以降は、生存する配偶者を持たれた方は一人もゐなかつた。そこで、大宝・養老繼嗣令の「本註」を解釈するに際しても、また、繼嗣令「本註」に付された『令義解』の公権註釈を解釈するに際しても、長い間、「女帝の子は有るべき訳でないから、令中の難義（意味が分かりにくい語）となつて居りました」（明治時代の国学者・小中村清矩の述懐）とされてゐた。以下、『令集解』所載の大宝繼嗣令「本註」に対する『古記』の註釈、および、養老繼嗣令「本註」に付された『令義解』の公権註釈を、筆者の意識文で紹介したい。

三．『古記』の註釈

『令集解』所載の「古記の註釈」を筆者の意識文で示すと、以下のやうになる。

『古記』は云ふ。《女帝の子も亦同じ》。その謂ふところは、女帝の子の父親の身分が諸王であつたとしても、女帝の子の身分は親王とせよ、といふ意味である。父親の身分は諸王のままとせよ、(本註には「女帝の子」としか記されてゐないが、)女帝の兄弟についても、男帝の兄弟の場合と同じく親王の身分とせよ、といふ意味である(黒板勝美、國史大系編修會編『新訂増補國史大系 令集解第二』、吉川弘文館、昭和六十三年版の原文に基づく)。註釈文中の()内は、意識者である筆者の註。

四. 『令義解』の公権註釈

一方、本註に付された『令義解』の「公権註釈」を筆者の意識文で示すと、以下のやうになる。

本註の謂ふところは、女帝の子とは、四世以内の者に嫁して(嫁に^{よめ}いって)生みし子

を云ふ。なぜならば、下條に、五世王は親王（内親王のこと）を娶ることが出来ない
と書いてあるからである。（黑板勝美、國史大系編修會編『新訂増補國史大系 令義解』、吉
川弘文館、昭和六十三年版の原文に基づく）。註釈文中の（ ）内は、意識者である筆者
の註。

ここで、下條とあるのは、養老繼嗣令の第四條「王娶親王條」（おう、しんのうをめとるの条）
の条文を指してをり、その条文を筆者の意識文で示すと、以下のやうになる。

王名を称することが出来る王以上の身分の者は、内親王以下総ての身分の女性を娶
ることが許される。一方、皇親ではない臣下の男性は、（皇親から外れる）五世女王ま
では娶ることが許される。ただし、（王名は有しても皇親から外れる）五世王は、内親王
だけは娶ることが出来ない（前掲、井上光貞ほか校注『日本思想大系3 律令』に基づく）。
条文中の（ ）内は、意識者である筆者の註。

すなはち、この条文の後半部は、「皇親から外れる臣下の身分の五世王には、二世女王

以下の女性を娶ることは許すが、一世女王に当る内親王だけは娶ることを許さない」といふ規定である。従って、内親王を娶ることができる資格は、親王と四世以内の王に限られるといふ規定である。

律令制下の皇親制度は、大枠では血縁関係で決まる先天的「生まれながらの身分制度」ではあったが、親王および内親王になるか否かは、後に、父君あるいは母君が天皇になれるか否か、また、兄弟姉妹が天皇になれるか否かで決るといふ、後天的要素も多分に含んでゐた。

さて、『古記』の註釈では、女性が天皇となられる場合は、男性が天皇になられる場合と同じく、女帝の御子を親王身分に昇格させ、また、女帝の兄弟姉妹も親王身分に昇格させよ、と註釈してゐる。また、女帝の配偶者については、諸王以内の身分の者を想定して、その身分は、女帝御即位後も「そのまま」とせよとしてゐる。ここでは、女帝の御即位以前の父系系譜上の血統御身分や、配偶者たる諸王の血統身分については、なんら条件を付けてはゐない。

一方、令義解では、養老継嗣令の第四條条文の後半部を根拠として、女帝の配偶者は四世王以内の身分の者とした。この第四條の後半の条文は、五世王に対して「内親王」を娶

ることを禁ずる規定である。従つて、ここに言ふ女帝とは、御即位以前は「内親王」であられたお方を指すことになる。そして、女帝の子とは、その「内親王」であられたお方と、四世王以内の男系皇親との間にお生れになった御子を想定した上で施した註釈といふことになる。この令義解の公権註釈によつて、『令義解』施行の承和元年（八三四）からは、天皇になることのできる女性は、内親王に限られることになった。また、その結果、その内親王の配偶者は、養老継嗣令の第四條の規定に従ひ、四世以内の男系皇親となった。だが、実際には、歴史上、女帝の御即位以後に「生きてゐた男性配偶者」は、皆無なのである。女性天皇には、亡夫を有する方々はゐたが、生きてゐる夫を持たれた方は一人もゐなかつたのである。

（中）女性天皇の事例と『女帝考』

五、女性天皇の事例と宮家女性当主の事例

それでは、「女帝」は、御即位以前は総て「内親王」であられたのか。また、「女帝の子」

とは、女帝が御即位以前にお生みになった御子を指すのか、それとも、御即位以後にお生みになった御子を指すのか。さらには、そもそもこの「本註」は何故必要だったのか。また、この「本註」の文では、何故「子」のみに言及して「兄弟姉妹」に言及してゐないのか。それらのことを念頭に置きながら、歴史上の十代八方の女性天皇の事例を、以下の各期に分けて述べてみよう。

ここで、大宝令成立以前（第一代・神武天皇から第四十二代・文武天皇まで）を**第一期**、大宝令成立以降明治前期まで（第四十三代・元明天皇から第二百二十二代・明治天皇の御代の前半期まで）を**第二期**、明治の皇室典範成立以降今日まで（第二百二十三代・大正天皇から第二百二十六代・今上陛下まで）を**第三期**と区分して、女性天皇史を中心に概観すると、以下のやうになる。

第一期

女性天皇は三方で、総て皇統に属する男系の皇親であられた。第三十三代・推古天皇と第四十一代・持統天皇のお二方は内親王（皇女）であられたが、第三十五代・皇極天皇（重祚して第三十七代・齐明天皇）は特殊で、お生れの時の父系系譜上の御身分は、三世女王（第三十代・敏達天皇の曾孫）であられた（巻末の付図4を参照のこと）。はじめ高向王（第三十一代・

用明天皇ようめいの孫、すなはち二世王）と結婚されて、漢皇子あのみこをまうけられた。その後、田村皇子たじむらと再婚されたが、御夫君の田村皇子が天皇（第三十四代・舒明天皇じよめい）になられたので、それに伴ひ皇后になられた。

ここで仮に、後に制定された大宝繼嗣令第一條の「本註」規定を、遡って皇極天皇のお子様達にあてはめてみると、以下のやうな筋書とならう。すなはち、

皇極天皇が御自身の御即位以前に舒明天皇との間にまうけられた御子達（後の第三十八代・天智天皇てんちや第四十代・天武天皇てんむ等）は、舒明天皇、すなはち、御子達の父君が即位された時点で既に親王となられたが、一方、漢皇子は、高向王との間にお生れであつたので、この時点では、父系系譜上は依然三世王であられた。だが、その後、母君が天皇になられたので、この時点で「女帝の子」となられた漢皇子は、早速「親王の御身分に昇格してしんぜよ」といふことになり、この時点から一躍、親王の御身分に昇格されることになった。

と、ならう。このやうな皇極天皇のお子様の実例が存したので、その後制定された大宝

継嗣令では、このやうなことが起きても対処できるやうにと、この「本註」が、第一條に割註として書き込まれることになったものと思はれる。

また、大宝継嗣令第一條「本註」に対する『古記』の註釈には、「女帝になるには内親王であること」と読み取れるやうな註釈は、一切見られない。これは、皇極天皇の御即位前の御身分が、内親王ではなくて下位の女王であられたことの反映とも思はれてくる。

なほ、女性天皇お三方は総て天皇の寡婦（未亡人）であられて、御在位の期間とそれ以降は、生存する配偶者は持たれてはゐない。

第二期

女性天皇は五方で、総て皇統に属する男系の皇親であられた。第四十三代・元明天皇、第四十六代・孝謙天皇（重祚して第四十八代・称徳天皇）、第九十九代・明正天皇、第一百七代・後桜町天皇の四方は内親王（皇女）であられたが、第四十四代・元正天皇（御在位期間七一五―七二四）だけはやや特殊で、御即位前の父系系譜上の御身分は二世女王であられた（巻末の付図4を参照のこと）。ただし、弟宮が大宝令制定以前の六九七年に先に即位されたので（第四十二代・文武天皇）、もし大宝令制定以前に継嗣令第一條に類する規定が存し

てゐたとすれば、姉君の元正天皇は、その時点で内親王に昇格されたであらう。また、慶雲四年（七〇七）には母君の元明天皇が即位されたので、遅くともこの時点で、大宝繼嗣令第一條の「本註」規定・「女帝の子も亦同じ」に則つて、「本註」の初の適用事例として、二世女王から内親王の御身分に昇格されたはずである。なほ、この元正天皇の御讓位から十四年後の天平十年（七三八）頃に、大宝令の註釈書『古記』が出来上がった。この『古記』は、あるいは大宝令の公権註釈書であつたのであらうか。大宝繼嗣令第一條に既に「本註」が存してゐたとする説は、この『古記』の註釈文に根拠を置いてゐる。また、元正天皇の父君の草壁皇子は皇太子のまま薨去されたが、第四十七代・淳仁天皇の御代に、文武・元正両天皇の父君であられたことにより「岡宮天皇」と追尊されて、追尊天皇（即位されなかつたが、薨去後に天皇の尊称を贈られた御方）の初例となられた。以上のことを考へ併せると、繼嗣令第一條の「本註」は、父系血統上では内親王ではなかつた元正天皇の正統性を高めるために、大いに役に立つた割註であつたと言へよう。他方、この「本註」と「本註に関する註釈」は、元正天皇の御即位を見越して、あるいは、元正天皇の御即位後に、「後付」で付加されたとの推論も可能であらう。

なほ、五方は総て、御在位の期間とそれ以降は、生存する配偶者を持たれてはゐない。

元明天皇お一方だけが皇太子の寡婦、それ以降に順次即位された四方は、未婚のまま、終生独身を貫かれた。特に、元正天皇は美貌であられたが、三十六歳で御即位、四十五歳で御退位、崩御は六十九歳で、終生「独り身」を持された。若き日に元正天皇が婚姻なさらなかったのは、文武天皇の御子（後の第四十五代・聖武天皇）による継承を強く望まれた持統天皇、文武天皇、あるいは臣下の者達（例へば藤原不比等など）の意向に沿って、万一の場合の「中継ぎ天皇」の役目を自覚され自重されたためであらうとする説がある。

第二期においては、時代が下るにつれて、内親王や女王が臣下の男性と婚姻される場合が出てきた。しかし、そのやうな場合でも、婚姻を通じて臣下の者を皇親になさることは決して出来なかった。なぜなら、皇親とは、基本的には、生れながらの血縁上の御身分だったからである。その結果、皇胤にあらざる男性が皇親になることは、史上一度もなかったのである。従って、皇親の範囲内には「皇胤」以外の「種」の保有者は皆無であった。その意味で、天皇と皇親からなる「皇室」は、聖域であり続けたのである。

なほ、女性天皇とは異なるが、幕末から明治前期にかけて、桂宮家に、宮家史上唯一の女性当主が現れた。仁孝天皇の皇女、淑子内親王である。淑子内親王は、当主御就任の期間、女性天皇に課せられた不文律に従はれるかのやうに配偶者を持たれず、ひたすら、

宮家後継の当代皇子の誕生・成長を待ち続けられた。だが、それも叶はず、明治十四年に未婚のまま薨去され、桂宮家はこの代で絶家ぜっけとなった。

(第三期については、後述する。)

六、明治皇室典範の立案過程における検討

明治の皇室典範の立案に中心的役割を果たした井上毅いじが、その途中で有益なヒントを得たものに、小中村清矩の『女帝考』がある。これは、東大教授だった小中村が、明治十八年十月頃に宮内省の制度取調局とりしらぎょに提出した資料体裁の短編である。第十四代・仲哀天皇なかあひの皇后で、第十五代・応神天皇おうじんの母君でもあられた神功皇后、並びに、第二十三代・顕宗天皇けんそうと第二十四代・仁賢天皇にんけんの姉君であられた飯豊青尊いひとよあおのきみ、さらに、前述した十代八方の女性天皇を含めて、その方々の略歴を紹介した後、附録として実に貴重な一文を残してゐる。それは、『養老繼嗣令第一條「本註」の『令義解』公権註釈に対する、小中村自身の以下の解説である。

此女帝の子といへる事、令中の難儀なるを、熟考するに、義解の趣にては、女帝未だ内親王たりし時、四世以上の諸王に嫁して（中略）生玉ひし子あらば、即位の後、親王と為よとの義と聞えたり。

さて、遠く古蹟を考るに、皇極天皇は、初め用明天皇の孫高向王に嫁し玉ひて漢皇子を生玉ひし。（中略）此の漢皇子の類を以て女帝の子と称すべき歟。（此説は、予が私考にあらず、河村秀根の講令備考に云へるなり。）（中略）皇極天皇の先蹤により将来を想像し、此條を立られしものと覚ゆるなり。（所功著『近現代の「女性天皇」論』所収、展転社、平成十三年）。

ここに言ふ河村秀根とは、江戸時代中期の国学者で尾張名古屋藩士の河村秀根のことである。兄の河村秀穎と河村秀根兄弟を中心に『令義解』の研究が行はれ、その成果として『講令備考』が著された。秀穎らは、『日本書紀』斉明紀の漢皇子の事例を挙げ、令に云ふ「女帝の子」とは、皇極女帝が御即位の前にお生みになった漢皇子の類ひであるとした。

小中村は、これに眼をとめて同意した。悩みの種が氷解したのである。『令義解』が説くところの「本註」の意味とは、「女帝がまだ天皇になられる前の内親王であられた時に、

四世以内の諸王に嫁してお生みになった御子があるならば、女帝御即位の後に、その御子を親王とせよ」といふ意味に受けとれるとしたのである。

さて、井上毅は、神功皇后と飯豊青尊お二方を、天皇空位の間、皇位には即かれず摂政（註・摂政といふより称制しよせひに近いか？）に似た立場にあられた方々と見做し、以後の十代八方の女性天皇を皇位に即かれた方々と観みた。また、歴史上の女性天皇は、総て一時的に已むを得ず皇位に就かれた方々であつて、これらの御即位は、次の男子皇嗣こうしに皇位を伝へるまでの「権宜けんぎ」（便宜の処置）に外ならなかつたと判断した。なほ、小中村は、明治二十二年二月に「女帝論」と題する講演を行つてをり、その中で、我が国の女帝は夫（皇婿こうせい）の有る欧羅巴ヨーロッパの女帝とは異なること、また、女帝の御即位事情には三種があり、推古天皇・皇極天皇は、時の政治的事情によつて御即位になり、孝謙天皇・明正天皇は、女帝の例があるが故に父帝の個人的御意思によつて御即位になり、持統天皇・元明天皇・（元正天皇）・後桜町天皇は、皇太子御成人までの中継ぎ役として御即位になつたと述べてゐる（小林宏「井上毅の女帝廃止論——皇室典範第一条の成立に関して——」、梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』所収、木鐸社、平成四年）。

明治の皇室典範は、女性天皇を認めず、代つて、女性摂政を認めることになつた。それ

は、上述のやうな認識のもとに立案されたのである。

(下) 女性摂政制度と皇室古来の伝統的一大原則

七. 近代以後の女性摂政制度

第三期

明治二十二年二月十一日、紀元節の佳き日に、皇室典範が制定された。その冒頭第一條には「大日本國皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承す」と謳はれて、皇位繼承の有資格者は、皇統に属する男系の男子皇族に限られた。すなはち、これまでに見られた女性（正確には内親王や女性皇親）が皇位につくことや、女性（正確には内親王）が宮家の当主になることは、以降、無くなったのである。

また、天皇および皇族以外の男性と婚姻した女性皇族は、夫の身分に従ひ皇族ではなくなることになった。逆に、勅旨により特に認許せられた華族出身の女性が、天皇または男子皇族に嫁いだ場合には、夫の身分に従つて、皇后、皇太子妃、親王妃、王妃として、皇

族となる制度となった。「皇族」といふ新しい用語は、歴史的に見れば「皇親」といふ用語を引き継ぐ言葉ではあるが、皇室典範の制定によって、包含する内容はかなり異なることになったのである。

以上のやうに、皇室典範第一條の規定によつて、皇統に属する男系の女性皇族が皇位繼承の有資格者でなくなる一方、一般には血統上皇統には属されない可能性が高い皇后、皇太后、太皇太后、並びに、皇統に属する男系の内親王および女王の方々が、皇室典範第二十一條の規定によつて、摂政就任の有資格者となられた。内親王および女王の就任順序は、皇族男子の皇位繼承順序に準じて先後を定めるとされ、さらに、第二十三條で、かう規定された。

第二十三條 皇族女子の攝政に任ずるは其の配偶あらざる者に限る。

この趣旨を『皇室典範義解』は次のやうに解説してゐる（伊藤博文著『憲法義解』所収、岩波文庫本）。

恭つつみて按あんずるに、上代既に嫁するの皇族女子攝政に任ずるの例あることなし。蓋けだし(思ふに)其の夫おつとに従ふの義と並行すべからざればなり。

第一期、第二期の皇位継承、並びに宮家継承では、女性天皇および女性当主は、総て皇統に属する男系の皇親であられたこと。また、「御在位中、並びに、それ以降は、生存する配偶者を持つことを許さず」といふ不文律が、暗黙の了解事項として当事者の女性天皇および女性当主には課せられてゐたと判断されることを、筆者なりに概略述べてきたが、では何故、後者のやうな不文律が課せられてゐたのか。「皇位継承」と「摂政就任」とでは内容が異なるのであるが、それはおそらく、皇室典範「第二十三條」に関して『皇室典範義解』が説くやうに、「皇族女子には其の夫に従ふの義あり」の故であると思はれる。「夫に従ふの義」とは、具体的には一体何を指してゐるのか。

八．「女性摂政」の資格要件

さて、摂政とは、「み位」に就かれてゐる天皇に代つて、天皇の名において、天皇の大

権事項（一切の大政および皇室の内事を総攬すること）を摂行する（代って行ふ）といふ、極めて重大な地位である。その職権は摂政に固有のものといふよりは、現に皇位に就かれてゐる天皇の御存在より発する、特別な権限である。

天皇が未だ成年に達しない場合、並びに、天皇が久しきに亘る故障により大政を親らすることが出来ない場合に限って、摂政が置かれる。

「女性摂政」の資格要件は、「女性天皇」および「宮家の女性当主」の場合とは、根本的に異なる点がある。まづ、女性摂政就任順序の筆頭に挙げられてゐる皇后の規定は、これをどう受けとめたらよいのか。

現行の皇室典範「第十七条」にも、摂政就任の順序として、皇太子又は皇太孫、親王及び王に続き「皇后、皇太后、太皇太后、内親王及び女王」といふ規定があり、生存する配偶者をお持ちのお方としては、皇后のみが挙げられてゐる。皇后は、歴史的にみると藤原氏等の臣家出身の血統のお方の場合が多い。班位（序列）第一位の筆頭皇族とされる近代以後の皇后の場合も、皇統には属されてゐないお方のほうが、むしろ普通なのである。血統上皇統に属されるとは限らず、かつ、天皇といふ配偶者をお持ちの皇后が、摂政御就任の資格を保有される。これは、女帝御即位の資格要件とは、明らかに異なる点である。

井上毅は、歴史上「中継ぎ役」と観られる女性天皇方を顧みて、過去の女性天皇方が果された主たる役割は、幼少の男子皇嗣こうしが成年に達するまでの間、今日で言へば「摂政」の任に当る者が担ふべき役割に近い務めを果されたものと捉へた。

井上をはじめ明治の諸賢が辿った立案・検討の過程を、「摂政就任の有資格者」といふ点に的を絞って、以下、具体的に見てみよう。

九. 井上毅の「摂政就任順序」案の変遷

明治二十年一月下旬から二月上旬にかけて、井上毅は、伊藤博文の命により、柳原前光やなぎはらさきみつ起草の「皇室法典初稿」に大幅な修正を加へてゐた。これを「摂政就任順序」案に的を絞つて見てみると、以下のやうになる（前掲・小林宏論文「井上毅の女帝廃止論―皇室典範第一條の成立に関して―」）。

柳原前光の「皇室法典」初稿

摂政は大政を摂行することを掌管す、之これに撰任すべき者の順序、左に開列す。

第一 成年以上最近の皇族男子（註・成年以上で天皇に最近親の血統の皇族男子の意）

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 成年以上最近の皇族女子

井上は、当初、「皇統すて已に男子に限るときは摂政また亦、男子に限らざるべからず」と考へた。摂政は、天皇同様、皇統に属する男系の男子であるべきで、女性を摂政の有資格者にしてはならないと判断したのである。

ところが、井上は、早くも二月上旬にはこの考へを改めて、生存する配偶者をお持ちではない皇太后、太皇太后、さらに、同じく配偶者を持たれてはゐない未婚の皇族女子を、摂政就任の有資格者に加へた。有資格者の範囲を拡げた理由を、井上は、神功皇后じんくうや飯豊いひしよ青尊あそのかみなど皇太后や皇族女子が摂政につかれた例が存すること、並びに、摂政就任の有資格者の範囲を広くして、それが皇族以外に及ぶことを防ぐためと説明した。

十、「摂政就任順序」案についての枢密院審議

明治二十一年五月二十五日の午後、明治天皇の臨御のもと、皇室典範草案の枢密院審議が開始された。この日審議に付された「摂政就任順序」案は、以下に示すものであった（皇室典範草案枢密院会議筆記」、小林宏、島善高共編著『日本立法資料全集十七 明治皇室典範（下）』所収、信山社出版、平成九年）。

第二十二條 攝政は成年に達したる皇太子又は皇太孫之に任ず。

第二十三條 皇太子皇太孫未だ成年に達せざるときは左の順序に依り攝政に任ず。

第一 皇族男子

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 皇族女子

第二十五條 皇族女子の攝政に任ずるは未だ婚嫁せざる者に限る。

ここで注目されるのは、摂政就任の女性有資格者の筆頭に、「皇后」が加へられたことである。以上の条文は六月四日の午前中に本格的に審議された。重要と思はれる箇所を、ごく一部ではあるが、以下に抄出して示さう（最初に二、三行、引用者の要約短文を付す）。

(河野敏鎌顧問官)

河野は、皇胤にあらざる皇后、皇太后等の摂政就任を可とし、また、就任条件の「未婚」に異議を唱へた。

皇后皇太后等は、人臣（臣民のこと）の家より册立（勅命によつて皇后を立てること）せられ玉へるにもせよ、册立せられ玉へる以上は、皇后なり皇太后なり。出て太政に參與し玉ふことなしと雖も、天皇の内政を輔翼し國母と仰がれ玉ふ御方なり。人民の尊崇も亦甚だ厚し。皇族男子のなき時に方て皇后皇太后等の攝政に任じ玉ふは、當然の事なりと云ふべし。（中略）第二十五條によれば、皇族女子の攝政に任ずるは、未だ婚嫁（嫁入り）せざる者に限るとあり。即ち、攝政に任ぜらるる皇族女子は、多くは年少の御方なるべし。婚嫁は人道の大禮なり。若し二十歳にして攝政に任じ二十年間も其職にあらば、遂に婚期を失するの不幸あらん。依て第四迄を存し、第五を削除せ

んとす。

(井上毅報告員)

井上は、上古の女性摂政二事例を挙げ、それを無視するを否とした。

清寧天皇崩じ、顯宗(顯宗)仁賢兩天皇未だ位に即かず。此時に方て、飯豊青尊(飯豊青尊)三年の間攝政の位に在り。飯豊青尊薨じて後、顯宗天皇即位し玉へるは著明の事實なり。飯豊青尊は(中略)歴史上皇族女子攝政の例にして、神功皇后の事と共に、支那風の未だ我國に入らざるの前にあり。我國固有の格例(慣例のこと)にして天理人道に矛盾せざる限は、皇室典範に依て之を廢せざらんことに最も注意せざるべからず。

六月十五日の午前中に、再び審議が行はれた。第二十五條に関して、河野敏謙顧問官から次の修正案が出されて、可決された。

本條の精神は未だ曾て一回も婚嫁せざるを取るにあらずして、現に配偶なきを撰ばんとするにあり。且つ、攝政は年長者を宜しとするに、未婚者とありては年長者を得難

し。依て本條は其の配偶あらざる者に限ると修正せんことを望む。

この日（六月十五日）、第四十六條（臣籍に嫁した皇族女子の身分を規定する条項で、後の成案第四十四條）に関する審議中に、「皇室古来の伝統的原則とは何か」を物語る極めて重要な発言が為された。それは、佐野常民つねたみ顧問官の以下の発言である。

本官の意見を述べん。降嫁の爲に稱號を失はるるは甚だ忍びざる所なりと雖も、既に嫁せられて夫の分限に従はるる以上は、夫の格に准ぜざるべからず。皇位繼承に於ておいも男を取りて女を除くは、典範の原則なり。此點より云ふも、降嫁の上は其稱號禮遇を失はるるは已むを得ざるなり。且つ降嫁の上仍内親王等の稱號を有せらるる時は、一家の待遇、一家の秩序にも粉雜を生ずべし。

ここに明示された「女性皇族は夫の分限（身分のこと）に従ひ、夫の格に准ずる」、これこそは、皇室古来の伝統的原則ではないかと筆者には思はれる。

佐野は、六月八日午前における審議でも、第四十六條について、かう発言してゐた。

東洋に於ては一たび婚嫁する時は其夫の分限に従ふこと古來天下の大法なり。臣籍より皇后に上れば皇后の禮遇あり。親王妃も亦然りとす。今皇族女子に限り夫は臣下の待遇、妻は皇族の待遇を受くるとせば、夫婦の大理毀傷（そこなひ傷つけること）するの虞なきか。

最終的には、「攝政就任順序」案は、以下の成案となった。

第二十條 攝政は成年に達したる皇太子又は皇太孫之に任ず。

第二十一條 皇太子皇太孫在らざるか又は未だ成年に達せざるときは左の順序に依り攝政に任ず。

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

第二十三條 皇族女子の攝政に任ずるは其の配偶あらざる者に限る。

十一・皇室古来の伝統的一大原則

さて、「女性皇族は夫の分限に従ひ、夫の格に准ずる」といふことが、皇室古来の伝統的
原則ではないかと先に述べておいた。

天皇は神ではあられない。しかし、一連の皇位継承儀礼を通過されることによって、天皇は、「一步神に近づかれた別格の御存在」となる。天皇は、他の皇族方とは格の異なる別格の御存在となられるのである。

明治の皇室典範は、第十七條に、「天皇、太皇太后、皇太后、皇后の敬稱は陛下とすと規定する。『皇室典範義解』は、これを以下のやうに説明してゐる。

本條に太皇太后・皇太后・皇后皆陛下と稱ふるは、嫡后國母（皇后のこと）は至尊（天皇のこと）に齊匹し（心を一つにして連れ添ひ）、至尊と俱に臣民の至隆なる敬禮を受く

べければなり。但し、君位は一ありて二なし。皇后は固より佗ほかの皇族と均ひとく人臣じんしんの（天皇の臣下としての）列に居る。

夫の分限（身分）とは何か。一般的に言へば、天皇、皇嗣（皇太子又は皇太孫等）、親王、王、臣民の別である。夫の格とは何か。一般的に言へば、先天的な格としては、「皇胤男子たるの格」か、「臣民男子たるの格」か、その区別である。後天的な格としては、「天皇たる格」か否かの別がある。

皇后、皇太后、太皇太后は、一般的に言へば、皇族たる「夫の分限」に従ひ「皇族」になられ、天皇たる「夫の格」に准じて「皇后」となられた方々である。天皇が別格の御存在であられるなら、皇后もまた、その格に准ずる御存在となられる。すなはち、その格とは、「天皇の御正配たる格」である。内親王および女王方は、生存する配偶者を持たれず、かつ、「皇胤女子たるの格」、すなはち、「皇統に属する男系の女子たるの格」をお持ちである。従つて、第二、第三、第四、第五の順に摂政就任の有資格者となられるのである。

我が国の長い歴史の中に見出された皇室古来の伝統的原則の一つは、以下のことであると結論づけてよい。

女性皇族（あるいは、女性皇親）は、夫の分限（身分）に従ひ、夫の格に准ずる。

他方、女性天皇や宮家の女性当主は、その分限やその格においては、最も高貴なる御存在であられる。もし天皇や皇族ではない「夫たる生存する配偶者」をお持ちであったとすれば、下位の夫の分限に従ひ下位の夫の格に准ずることになってしまふ。それは、決して許されることではない。許される「生存する配偶者」がもしあるとすれば、その方は、天皇か皇族の御身分の方でなければならぬ。もしさうなら、その配偶者こそが「み位」につかれるべきことになるのである。故に、歴史上においては、女性皇親（内親王の場合が多い）が、皇位または宮家当主の位に就かれる時には、「御在位中、並びに、それ以降は、生存する配偶者を持つことを許さず」といふ厳格な不文律が課せられてきたのである。

前掲した皇室典範「第二十三條」に関して『皇室典範義解』が説く所の「皇族女子には其の夫に従ふの義あり」（引用者簡約）とは、世間一般的「男尊女卑」のやうな「夫婦の上下従属関係」の意味ではなくて、その具体的な意味とは、「女性皇族は、夫の分限（身分）に従ひ、夫の格に准ずる」といふ「定められた形」のことであり、これは、長きにわたつて確立された皇室制度の一大原則なのである。

「女性宮家」が出来れば、史上初めて、皇室の中に「臣民の格」を有する「臣民の身分」の宮家が出来てしまふ。神道において神代から続くとされる男系の血筋を離れ、また、皇室古来の伝統を踏み外した「女性宮家」出身の天皇では、人々から仰ぎみられる尊き御存在にはなり得ないであらう。

第三節 皇室における「親王宣下」と養子の制度

《『国民同胞』平成二十八年四月号所収。改題・一部加筆・修正》

約七十六年前（令和五年での時点）、GHQ（連合国軍総司令部）の峻烈な「皇族」解体政策によって、皇室では、「十一の宮家」（男子皇族二十六名、女子皇族二十五名）が皇籍離脱を余儀なくされた。加へて、秋篠宮殿下御誕生以後は、九方きゅうかたにわたり女子の皇族方しかお生れにならない状況が続き、その結果、悠仁親王殿下御即位の時には「宮家」皆無の事態に陥ることが危惧されてゐる。従つて、皇位継承資格を保有される男子皇族方の増補、すな

はち、「旧十一宮家の男系男子孫による新宮家の創設」は、今や速やかに実現されなければならぬ。ここでは、歴史に現れた「皇位継承の伝統的原則」を見つめ直し、その課題を探ることにする。併せて、政府有識者会議報告書（令和三年十二月二十二日付）が提議した方策②について、私見を述べてみたい。

一・「皇位継承史」概観

ここで、再び大宝令の「継嗣令」第一條を引用したい。

凡そ皇（天皇）の兄弟（姉妹を含む）、皇子（皇女を含む）をば、皆親王（内親王を含む）と為よ。
《女帝の子も亦同じ。》以外は並びに諸王（女王を含む）と為よ。親王より（親王を一世として数へて）五世は、王の名得たりと雖も、皇親の限に在らず。
〔ただし、《 》内の註は原割註であり、（ ）内の註は引用者の註である。〕

この規定のキーワードは、「親王」と「皇親（天皇の御親族のこと、男系皇統に属する皇室

の構成員のこと」である。

ここで、再び大宝令成立前(第一代・神武天皇から第四十二代・文武天皇の御即位まで)を第一期、大宝令成立以降明治前期まで(第四十三代・元明天皇から第二百二十二代・明治天皇の御代の前中期まで)を第二期、明治皇室典範成立以降今日まで(第二百二十三代・大正天皇から第二百二十六代・今上陛下の御即位まで)を第三期と区分して、さらに、複雑化を避けるために、北朝五代の歴代外の天皇方を考慮外として、皇位継承の歴史を概観すると、以下のやうになる。

皇位は、全期にわたって、天皇の実際の皇子が引き継がれる場合が圧倒的に多い。だが、第一期と第二期では、父親が天皇ではない二世王以下の皇親が皇位を継がれたケースが、一割から二割方見られる。

全体を見わたすと、男子は五世王以内、女子は三世女王以内に収まってゐる。第二十六代・継体天皇(第十五代・応神天皇の五世王)と第二百二代・後花園天皇(第九十三代・後伏見天皇の五世王で、北朝第三代・崇光天皇の三世王に当る)のお二方を除けば、あとの総ては「継嗣令」でいふ「皇親」の範囲内に入つてゐる。

第一期、第二期とも、父子継承は、それぞれの全体の約半数、兄弟間継承がこれに次ぐ。

だが、第二期において皇室（天皇と皇親）全体の継承事歴にさらに踏み込んでこれを見ていくと、真のキーワードは、「皇親」ではなくて、「親王」であることに気がつく。

二・「親王宣下」といふ制度

「親王宣下」とは、皇統に属する特定の一人に対して、親王と称することを許す宣旨（天皇の命を伝える内輪の公文書）を下すことである。

大宝・養老の「令制」施行以降「皇親」の数が増大してくると、「皇親」の中から姓を賜り臣籍に下る者が現れ始めた。平安時代に入ると、第五十代・桓武天皇や第五十二代・嵯峨天皇は、国費節減等のために御自身の皇子女に対してこの「賜姓降下」を実施された。令制では、「親王」とは、先天的あるいは後天的な血統上の身分であったが、この皇子女の臣籍降下に伴ひ、身分の高い母親から生れた者など「親王」として残すべき皇子女の選定が行はれるやうになり、天皇から選定結果としての「親王宣下」を受けないと、血統上は「親王」の範囲にありながらも、身分上では「親王」にはなれなくなる制度となった。

逆に、皇孫（二世王）でありながら、「親王宣下」によって親王に昇格されるケースが

出て来た。その実施初例は、第六十七代・三條天皇の御孫の敦貞王であつたやうである。それ以来、「親王宣下」の対象は、令の規定外の二世王以下に拡大され始めた。そのやうな場合には、対象者は、「親王宣下」に先だつて予め天皇または上皇の「猶子」（名目上の養子）のことで、「養子」とも表現される）となつて、天皇・上皇にとつての「擬制の皇子」になつておくことが要求された（以上は、植木直一郎著『皇室の制度典禮』復刻版、第一書房、昭和六十一年による）。

さらに、鎌倉時代末期から室町時代中期にかけては、「父子継承が自然な制度」と認識されたためであらうか、世襲親王家（いはゆる世襲の「宮家」）が成立した。実系の父子継承で継ぐこと（その父の実子が継ぐこと）を基本とする世襲親王家の成立を可能にしたのは、親王家の代々の世襲当主が、天皇からの世数（天皇から数へた「男系」の世代数）にかかはらず「親王宣下」を受け続けることが慣例化したからである。

常盤井宮家をはじめとする初期の世襲親王家は、それぞれ数代で絶家となつた。しかし、それ以降、新たに室町時代に成立した伏見宮家、戦国時代末期に成立した桂宮家（もと、宮号を八条宮、京極宮とも称す）、江戸時代初期に成立した有栖川宮家（もと、高松宮、花町宮とも称す）、江戸時代中期に成立した閑院宮家の四つの世襲親王家は、以後、四親王家と称

されて明治に至った。閑院宮家は、將軍侍講役・新井白石が「三つの世襲親王家だけでは皇統の継承に不安がある」と幕府に建議して、その設立が実現した世襲親王家である。世襲親王家とは、もしも天皇に男子が授からなければ、天皇の内廷に代って男子の皇位継承者を差し出すといふ、極めて重要な役目を負った御存在である。

これらの世襲親王家では、皇統の危機に際して、実際に大任を果してゐる。伏見宮家では彦仁王を差し出して第百二代・後花園天皇を実現させ、また、有栖川宮家では、第二代当主良仁親王御自身が第百十一代・後西天皇となられ、さらに、閑院宮家では、祐宮（踐祚の後、兼仁と改名）を差し出して第百十九代・光格天皇を実現させたのである。

これらの世襲親王家のうち、代々の当主が「親王宣下」を受け続けて、当主の実系の父子継承で存続してゐる場合には、時代が下るにつれて養老令制の「皇親」範圍の四世王をはるかに超えて、「皇親」の範圍をさらに押し広げていくことになる。伏見宮家がそれである。江戸末期の伏見宮家第二十代当主・邦家親王は、北朝第三代・崇光天皇から数へて、実に十六世親王に当られる。

一方、継嗣が途絶えた世襲親王家では、その都度、天皇や上皇の皇子女（実の親王や内親王）を後嗣に迎へて、世襲親王家を存続させてゐる。桂宮家がそれである。一例を示すと、第

百二十代・仁孝天皇の皇女であられた淑子内親王は、桂宮家第十二代当主となられた。内親王は、皇室の伝統に則り独身を通されて、当代天皇の皇子の出生・成長を待ち続けられたが叶はず、桂宮家は、明治十四年に内親王の薨去に伴ひ絶家となった。これが、史上唯一の女性当主の事例である。

歴史上、天皇や上皇は、前述の第二期において、皇統に属する特定の一人を御自身の「猶子（名目上の養子）」になされ、親王に昇格させる権限をお持ちだった。それによって、世襲親王家の当主を当主たらしめてこられた。また、世襲親王家の継嗣が途絶えるたびに、実の皇子・皇女をその後継者にされて世襲親王家を支えてこられた。また、逆に、天皇の内廷に皇嗣が途絶えた時には、内廷は、天皇または上皇の名において、天皇や上皇の猶子となるべき皇位継承者を世襲親王家から差し出させた。これらの大権は、天皇や上皇のみ許された権限であって、世襲親王家の各当主には、このやうな権限は与へられてはゐなかつた。すなはち、世襲親王家間の養子縁組は、許されてはゐなかつた。それを許せば、実系で記載される皇統を紊乱させるだけになるからである。

第二期の、天皇の内廷と四つの世襲親王家から成る皇室は、「皇位継承資格者は天皇の御子である」といふ「擬制の原則」を保持してゐた。従つて、各世襲親王家の当主は、天

皇の猶子となり、天皇から「親王宣下」を受けたのである。四家と数が固定された世襲親王家に「跡継ぎ」がゐない場合には、本来僧籍に入らなければならぬ当代天皇の「二の宮」以下の実子（皇子・皇女）が世襲親王家の養子となり、その跡を継いだ。この内廷から迎へられた養子は、世襲親王家を存続させるための養子であった。皇室には、世襲親王家を存続させるために行つた「天皇の内廷と世襲親王家間の養子縁組」は、確かに存在したのである。この措置によつて、当代の天皇に最近親の直系血縁者が、断絶した世襲親王家の血統の流れを、新たに再スタートさせたのである。

しかし、「世襲親王家同士の養子縁組」は、一貫して避けられてきた。だが、第二期末期の混乱期に、以下の事例が発生した。すなはち、明治五年に、閑院宮家の願ひ出でが明治天皇の勅許を得て聞き入れられて、伏見宮家から邦家親王の王子の易宮たかのみや（載仁親王のこと）を閑院宮家の養子に迎へて、閑院宮家第六代当主とした事例である。これが「世襲親王家間養子縁組」の初例であるが、明治前期の混乱期には、明治十八年までの間に、このやうな宮家間養子縁組の事例が、明治天皇の勅許を得て数例あつたやうである。明治二十二年制定の皇室典範「第四十二條」に、「皇族は養子を爲すことを得ず」と規定されて、宮家間養子縁組は、以後禁止されてゐる。

一方、幕末・維新期には、第二百二十一代・孝明天皇こうめい、並びに第二百二十二代・明治天皇の特旨によって、前述した四つの世襲親王家とは別に、伏見宮家御出身で僧籍にあられた親王方が次々に還俗げんぷくされて、新しい宮家を立てられた。また、その御子孫方が、さらに新しい宮家を立てられた。伏見宮家やこれらの新立宮家の当主筋の御子孫の御家族方が、戦後皇籍離脱を余儀なくされた「十一宮家」の方々である（「十一宮家の肖像」、『皇室』令和二年夏号所収、扶桑社）。

そのうち、現在、お若い男系男子の御子孫方が御健在なのは四家で、それらの方々は、伏見宮家第二十代当主・邦家親王くにいへの二人の王子、すなはち、久邇宮朝彦親王くにおのみやあさひこと北白川宮能久親王ひさひさお二方ふたかたの御子孫方である。

なほ、「親王宣下」は、明治十九年の、小松宮彰仁親王こまつのみやあきひとの継嗣・依仁親王よのひとの事例が最後である。

三、皇室典範成立以後の制度

明治九年からは、御誕生の皇子女には「親王宣下」が不要となり、総て親王、内親王

と称することに改められ、明治二十二年の皇室典範では、第三十一條に「皇子（註・一世）より皇玄孫（註・四世）に至るまでは、男を親王、女を内親王とし、五世以下は、男を王、女を女王じよわうとす」と規定された。また、従来の「世襲親王家」の制度は廃止された。替かはつて登場したのが皇族男子を永世にわたって皇族とする「永世皇族制えいせい」である。この制度は、皇室に生れた総ての男子皇族方が、天皇からの世数にかかはらず、生れながらに将来「宮家」の当主になることができる点、並びに、「親王宣下」を要しない点で、「世襲親王家」の制度とは大いに異なる。

「親王宣下」に替るものと思はれる制度が、天皇の大権事項としての天皇による「宮号みやごう」の下賜かである。男子の皇族方は総て皇位継承権を保有されてゐるので、一般には当然のことながら宮家の当主になれる。御長男として実系の父子継承のもと「既存宮号」を受継ぎ、既存宮家を継承されるのか、それとも、次男以下の方々のやうに、天皇から「新宮号」を賜り、その「新宮号」のもとで新宮家を創立されるのか、その違ひはあるものの、宮家の当主になれるには、天皇の御判断と天皇からの「宮号」の下賜が必要とされてゐるやうである。なほ、宮家とは、「独立して一家をなす皇族に対する呼称であり、法律に基づく制度ではない」とされてゐる（令和三年十二月二十二日付「政府有識者会議報告書」）。

「大日本帝国憲法」並びに「明治の皇室典範」のもとでは、それ以前とは異なり、男子皇族にのみ皇位継承資格が付与された。以後、そのまま今日に至ってゐる。

当初、永世皇族制を採用してゐた皇室典範は、宮家の数が多くなりすぎたからなのであらうか、明治四十年にその増補が行はれ、増補第一條に、勅旨又は情願に基づき「五世以下の王の臣籍降下」を許すことが謳はれた。さらに大正九年には、臣籍降下の内規「皇族の降下に関する施行準則」が定められ、五世以下の王のうち八世以内の長子孫（長男系統の子孫）を除くその他の王が、臣籍降下の対象になった。なほ、伏見宮系統については特別扱ひとし、邦家親王の御子達を五世王相当と見做すと定めた。この内規は、宮家数の増大に伴ひ施行されたもので、「世数限定皇族制」と称すべき制度である。しかし、現在は、昭和二十二年の「現行皇室典範」の施行によって、再び「永世皇族制」に復してゐる。

四、政府有識者会議報告書の「方策②」に関する私見

さて、冒頭に述べた旧十一宮家の方々は、GHQの占領政策によって、昭和二十二年十月十四日に皇籍離脱を余儀なくされた。この皇籍離脱（臣籍降下のこと）は、連合国軍の占

領統治下といふ異常事態の中で起きたものであって、従来の、天皇のお許しを得て行はれた通常の臣籍降下とは全く別に考へるべきである。この事実認識は極めて重要である。また、これらの方々は、現行皇室典範のもとでも、五カ月半といふ短期間ではあったが皇統譜にお名前を列ねられてゐたのであり、占領政策さへ無ければ、今なほ皇族であり得たはずの方々である。しかも、現行皇室典範は「永世皇族制」を採用してゐるので、これらの旧宮家の男系男子孫の方々は、皆、皇位継承資格を潜在的にお持ちの方々であると判断される。この潜在的皇位継承資格をいかにして顕在化させるのか、今、その方法が問はれてゐる。

今回の政府有識者会議報告書（令和三年十二月二十二日付）は、今後に向けて、以下の趣旨の提案を行つてゐる。そして、今回の報告書が示した方策③を、当面の検討対象から外してゐる。

今後、具体的に制度の検討を進めていくべき方策とは、以下の二つである。

方策① 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとする

方策② 皇族には認められてゐない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を

皇族とすること

だが、筆者は、本章第一節で既に述べたやうに、方策①については、これを廃棄すべきであると考へてゐる。従つて、ここでは、方策②について私見を述べてみたい。

その前提として、かつて小泉純一郎政権下で最初の「有識者会議」が開かれてゐた平成十七年当時に、小田村四郎前拓殖大学総長（当時）と、中川八洋筑波大学教授（当時）が貴重な意見を述べられてゐるので、まづ、それを紹介しておきたい。

小田村四郎氏は、かう述べられてゐる。

（皇位継承の問題は、）やはり二千数百年の歴史が基準にならなければならぬと思ひます。それ以外に基準はないと思う。そこに曖昧模糊とした国民感情あいまいもごというものを持ち出すのは間違いです。（中略）天皇といえども歴史の本質に反した決定はできないし、権限はないと思う。まして現在の国民が恣意的に決定できるものではないでしょう（小田村四郎「旧宮家の皇籍復帰を早急に検討せよ」、『月刊日本』平成十七年七月号所収、〈株〉K & Kプレス）。

小田村四郎氏が指摘されたやうに、皇位継承問題の考へ方の根拠は、あくまで皇室の歴史と伝統に求めるべきである。旧宮家の男系男子孫の方々に対する国民の理解と共感といふものは、その方々が皇族の御身分を取得された後に、しばらくして、徐々に生じてくるものなのである。

中川八洋氏は、歴史上の皇室における「猶子・養子の制度」を、次の四つのタイプに分類してゐる（中川八洋著『皇統断絶』、ビジネス社、平成十七年）。

【皇室における猶子・養子の分類】

- (1) 先帝（上皇）や今上（天皇）と次期皇位継承者（皇嗣）との間の、きんじよ猶子。
- (2) 皇后（准后、皇太夫人）こうたいふにんの、その天皇の庶出の皇子・皇女に対する、きんじよ猶子。
- (3) 四親王家の当主に「親王宣下」をするに当って、その親王を天皇の、きんじよ猶子とする、主に江戸期の慣習。
- (4) 明治時代になって、江戸時代の「武家の法」がいつしか皇族に浸透して、明治五年（一八七二）から明治十八年（一八八五）にかけて、宮家とその宮家存続のために行った「皇族間養子」。

〔引用者註〕

右記の文を分り易くするために、引用者の判断で、中川氏の前記引用文中の(1)～(3)の場合には「猶子」といふ用語を用ゐて表現し、(4)の場合には「養子」といふ用語を用ゐて表現した。以下の筆者の文においても、さういふ用語の使ひ分けをしてゐる。

中川氏は、前記の(1)～(3)こそが皇室の歴史的伝統であり、それらは、武家や民法上に見られる「家の継承としての養子」の機能や働きを一切しないものであって、(1)～(3)は、前記(4)の武家や民法の養子に類する「宮家を存続させるための養子」とは全く異なるものであることを指摘してゐる。さらに中川氏は、明治の皇室典範「第四十二條」の「皇族は養子を爲すことを得ず」は、前記の(4)を禁ずる条文であること
を指摘してゐる。

中川氏のこれらの指摘は大変重要なことであり、筆者も同意するものであるが、それでは、前記(1)～(3)の措置は、一体、何のために行はれたものなのか。それは、おそらく、「皇位継承の正統性」を高めるための措置であつたと思はれる。すなはち、(1)においては「皇嗣の正統性」を高め、(2)においては「庶出の皇子・皇女の正統性」を高め、

(3) においては「宮家当主の正統性」を高めることになるからである。

ここで、歴代天皇が果されるべき責務とは、一体何なのかを考へてみたい。筆者は、以下の三つを挙げたいと思ふ。

(A) 皇室の伝統に則した天皇統治

(B) 皇室の伝統に則した天皇祭祀

(C) 皇室の伝統に基づく「皇統に属する男系男子皇族」の確保

(A) と (B) の天皇統治と天皇祭祀については、既に第一章で概略述べてあるので、ここでは、政府有識者会議報告書の方策②に対する私見として、(C) の皇室の伝統に基づく「皇統に属する男系男子皇族」の確保について述べてみたい。

皇室の伝統に基づく「皇統に属する男系男子皇族」の確保の第一義的責務当事者は、天皇であられる。しかし、当然のことながら、その実現のためには国民は意識的に協力しなければならぬ。現在の宮家も、旧宮家も、皇室会議もさうである。さらに国会も当然協力しなければならぬ。

現在当面してゐる課題は、男子皇族の少ない皇室、すなはち「内廷並びに現宮家から成る皇室」に、「旧宮家」から適切な男子を補給するといふ課題である。本来、旧宮家の皇籍離脱は昭和天皇の御意思ではなかつたのであるから、大局的に観れば、「旧宮家」の御子孫方に皇室に戻っていただければそれでよいといふ簡単な話なのであるが、やはり「手続き」が必要であるといふことなのであらう。

その「手続き」を歴史に徴すれば、江戸時代中期に新に閑院宮家を創設したことが相当するのではないかと思はれる。従つて、中川氏の「猶子・養子の分類」では、(3)に該当することになる。

もし、天皇が、日本国憲法「第四条」の一項「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」といふ規定のために、かつてのやうに御自身では名目的にさへも猶子をとることが出来ないといふのであれば、天皇に代つて、各宮家がそれを代行して、各宮家が名目的に猶子をとることにせざるを得ない。

報告書が例示するやうに、現在の宮家が民法に従つて養子をとるといふ方策は、皇室の「猶子・養子の歴史」においては「伝統」では決してない。そこで、考へ方として、皇室の伝統に則した「名目的な猶子縁組」といふことを、ここでは提案したい。

皇室の伝統としての猶子縁組は、その猶子御当人の「天皇あるいは宮家当主、皇族としての正統性」を高めることにその目的があるのであるから、猶親ゆうしんとなる各宮家は、必要があれば、一度に何人でも名目上の猶子をとることができる。

政府有識者会議報告書には、「皇位継承に関しては、養子となつて皇族となられた方は皇位継承資格を持たないこととすることが考えられます」とある。たしかに、ある日を境に一般国民から皇族になれる当事者にとつては、これは大変なことであらう。様々な「しきたり」や「素養」を学び身につけることが要求されるであらう。平易な言葉で俗な表現をすれば、「教育期間」が必要である。皇位継承資格を保有する男子皇族の人数を確保するためには、「教育期間」の終了後に出来るだけ早く皇位継承資格が付与されることが望ましく、「教育期間」の年限を（例へば五年間とかに）決めて、早急に一人立ち出来る男子皇族方の確保を進めるのがよいと考へる。悠仁親王殿下が天皇陛下になられる頃には、皇位継承資格を保有する男子皇族が一人もゐない現状を考へると、早急に適切な手当をすることが望まれる。

歴史上、宮家の当主には皇位継承資格が与へられてゐた。また、現在の皇室には、皇位継承資格を保有しない男子皇族は一人も存在しない。皇室の安定性を確保するためには、

危機管理の観点からも、総ての男子皇族方が皇位継承資格を保有されてゐることが要求される。それは、万世一系の天皇と皇室を仰ぎ戴く「国の形」を成してゐる我が国にとって、皇位継承の危機は、そのまま、国家存立の危機となるからである。そこで、「教育期間」が過ぎた皇族方は、皇室会議の議を経て速やかに「皇位継承資格」を保有することとすべきである。

このやうにして皇位継承資格を保有された男子皇族方が、これからは独立して一家をなすべきであると天皇陛下が判断された場合には、陛下は、これまで通り、これらの方々に「宮号」を下賜されることになるものと考へられる。

以上が、政府有識者会議報告書の方策②についての私見である。

さて、話は少し変わるが、昭和天皇は、第四皇女・順宮様御誕生後まもない昭和六年三月二十四日に、「皇室典範」改正による養子制度の導入の可否を、一木喜徳郎きとくろう宮内大臣を通して西園寺公望公きんもちに御下問になられた(宮内庁著『昭和天皇実録第五』、東京書籍、平成二十八年)。昭和天皇は、御自分のお子様として女子の御誕生が四回続き、しかも、この時には、御自身の「閑院宮家」系統の皇族には、まだ次の世代の男子がゐなかつたので、当時皇族であつた「伏見宮家」系統の男子の中から「名目上の猶子」をとって、その者を「皇嗣」に

立てることの適否をおたづねになったものと拝察される。何故なら、世襲親王家の制度は廃止されてはゐたが、明治の皇室典範では、第四十二條に「皇族は養子を爲すことを得ず」とだけ謳はれてゐて、現在の皇室典範とは違って、天皇が猶子をとることを禁止してはゐなかつたからである。

この当時は、皇位継承順位の定まつた「伏見宮家」系統の男子の皇族方が少なからず存在してゐたにも関はず、何故、養子（この文脈では正統には猶子）制度導入の可否を御下問になられたのか。それは、おそらく、「皇嗣の正統性」を高めることをお考へになられての御配慮だったのでないかと思はれる。歴史的に見れば、天皇が「名目上の猶子」とする目的は、あくまでも、ゆるぎなき皇位の継承を実現するための「皇嗣に対する正統性付与」のためであつて、それが、皇室では伝統的の手段であつたからである。

もし、政府有識者会議報告書（令和三年十二月二十二日付）の方策②で例示されてゐるやうに、一般国民適用の「民法」に従つて、各宮家が「宮家間養子縁組」の実現を図ることになるとすれば、それは、少なくとも、史上これまでに「天皇がなさつて来られた伝統的手段」とは別の意味をもつことにならう。

これまでは、「天皇の内廷が、皇嗣を得るためといふよりは、天皇となられる皇嗣の正

統性を高めるために、当代天皇の猶子として世襲親王家の者を皇嗣に迎へる」ことが行はれてきた。また、「天皇の内廷が、断絶した世襲親王家を再スタートさせるために、天皇の實子を世襲親王家に養子に出す」ことも行はれてきた。しかし、「宮家（世襲親王家）が、その宮家を存続させることを目的に、他の宮家から養子をとること」は、避けてこられたのである。従って、ここでは、あくまで、「旧宮家の男系男子孫を正統な皇族にすることを目的とした名目上の猶子縁組」とすべきである。

ここで、具体的に話を進めてみよう。もし「民法」に従ふことになれば、それは皇室と一般国民との間の法的区別を曖昧化することになる。家族制度については、皇室には「皇室典範」があり、一般国民には民法がある。ここで「民法」を持ち出すことは良くないことである。

また、現宮家が、その宮家を存続させるために、旧宮家から「跡継ぎ」として男系男子の養子を迎へることとすると、それは、以下に述べるやうに、実系の父子による継承（その父の實子による継承）を基本とする「宮家」の血統システムを紊乱びらんさせることになるのである。

現在の男子皇族方は、元もとを辿れば総て「閑院宮家」の御血統であり、他方、旧宮家の男

系男子孫の方々は、元は総て「伏見宮家」の御血統である。もし、旧宮家の男系男子孫の方々が、現宮家に養子に入り現宮家の当主として現宮号を継がれた場合には、現宮家のそれまでの血統の流れが、天皇から下賜された既存の「宮号」のもとで、「閑院宮家」系血統から「伏見宮家」系血統に入れ替り、実系の父子継承であるべき宮家の血統の流れが崩れてしまふのである。「男系継承」を皇位継承の血統原理とし、かつ、「天皇による宮号下賜の制度」を「宮家創設並びに宮家維持の制度」としてゐる皇室にとつては、各宮家において実系による父—嫡男への継承（男子のみない宮家は絶家となる）が保たれることが要求される。「天皇下賜の宮号制度」のもとで宮家間養子縁組が行はれ、同じ「宮号」のもとで血統の流れが入れ替り、「宮家での実系血統保持の原則」が崩れると、その崩れは、天皇下賜の「宮号」の尊厳を毀損きそんすることにもなるのである。

どうしても「この方策で」といふことであるならば、その場合には、更なる配慮が必要とならう。現宮家の跡継ぎ養子として皇族になられた旧宮家の男系男子孫の方が、その後宮家の当主になられる時に、天皇陛下から、「既存の宮号」とは別の「新しい宮号」を特別に御下賜いただき、その新宮号のもとで、「実系で継承するといふ宮家本来の姿」に立ちかへることが必要とならう。すなはち、それまでの「現宮家との養子縁組」の解消で

ある。

だが、前述したやうに、「現宮家への名目猶子」になられ「皇族身分」を取得された後に、さらに、一定の「教育期間」と「皇室会議の議」を経て「皇位継承資格」を保有された時点以降において、天皇陛下から「新宮号」をお受けするといふ段階を踏むことにすれば、旧宮家出身の男系男子孫の方々は、現宮家の既存の宮号を継がなくてすむのである。

ここで、筆者の提案をまとめ直して再度簡潔に述べると、以下の三点となる。

筆者の私見としての提案（令和四年十二月末時点での筆者の私見）

(1) 「現宮家」と「旧宮家の男系男子孫」との猶子（養子）縁組は、「跡継ぎ養子」ではなく「名目猶子」とする。

(2) 名目猶子になり皇族となられてから一定の「教育期間」（註・例へば教育期間として五年程度）を経た後に、「皇室会議の議」を経て速やかに「皇位継承資格」を保有するものとする。

(3) 皇位継承資格の保有後に、天皇陛下から「宮号」の下賜を仰ぐこととする。

現在の皇室制度では、「宮家間養子縁組」は禁止されてゐるが、皇位継承の危機を乗り越えるために、今回、政府有識者会議報告書が提議した方策②に従つて、「宮家間養子縁組」的手法で制度的検討を進めるとすると、このやうな「猶子縁組」による具体策が考へられるのである。この筆者の私見としての提案は、皇室の伝統との調和をはからうとするものである。なほ、現宮家の名目猶子になられた方々は、教育期間とは言つてもこの間は、もちろん皇族として皇族方の居住区域内に居を構へられることになるものと考へられる。

第四節「国民主権」概念からの速やかなる脱却を

《『国民同胞』平成十五年十月号所収。改題・一部加筆》

昭和八年（一九三三）十二月二十三日、全国各地は歓喜の声に包まれた。待望の親王様（現・上皇陛下）がお生れになつたからである。その日、東郷平八郎元帥は、八十七歳の病軀を押し直ちに筆をとり、「皇太子殿下御誕生の日」と詞書（こほがき）を添へて、万感の想ひを込めて「天

「天壤無窮」と墨書した（この遺墨は現在、広島県江田島の教育参考館に掲げられてゐる）。

この「天壤無窮」といふ言葉は、少なくとも記紀万葉時代から続く長い歴史の中で、国民の思想に多大な影響を及ぼしてきた。近くは、教育勅語に「以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」と書かれ、また明治、大正、昭和に天皇方が渙発せられた御詔勅には、「天壤無窮の宏謨」「天壤無窮の宏基」「天壤無窮の丕基」「天壤無窮の神勅」「天壤無窮の寶祚」「天壤無窮の皇運」と、「天壤無窮」を冠した言葉が数多く使はれてゐる。

「天壤無窮」の語源を尋ねると、『日本書紀』の「神代の下」の「一書」の天孫降臨の叙述に到達する。そこには、天照大神が皇孫瓊瓊杵尊に勅した次の御言葉がある。

葦原千五百秋之瑞穂國は、是れ、吾が子孫の王たる可き地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮無かるべし。

この皇位永続の伝統精神は、日本国憲法のどこにも見られない。今は亡き三島由紀夫、村松剛、江藤淳の三氏は、第一条と第二条の論理的矛盾を憂慮し、現行憲法下の皇統は、「象徴天皇制」として安易に理解されてゐるやうな形で安定してゐるわけでは決してなく、一

つ間違へば共和政体に移行し、日本が日本でなくなる契機を常にその構造に潜在させてゐると指摘された。第一条の後段に出てくる「主権」といふ用語を「最高絶対の無制限の権力」と解するならば、皇位とは、共和政体の上に乗つてゐる、いつでも廃止可能な飾り物と解釈されかねない。「皇位永続の伝統精神」と「国民主権概念」とは、本質的には矛盾をきたすものであり、「国民主権」といふ用語には、大きな問題があると思はれる。

八木秀次高崎経済大学助教授（当時）によると、「国民主権」とは多義的な概念であつて、一般には、「国民」といふ用語を「過去、現在、未来に存在する歴史的な総国民」と解することにより皇位の永続が期待される「狭義の国民主権」と、人民の意思を代弁するときにされる前衛党が皇位の廃止を決定することに帰結してしまふ「人民主権」の二つに分類できるといふ。さらに重要なことは、憲法学や国家学では、国家における「主権」の所在を必ずしも明確にする必要はなく、また、「主権」概念自体が、本来的に立憲主義と矛盾するといふ（八木秀次著『日本国憲法とは何か』、PHP新書、平成十五年）。すなはち、「主権」概念を憲法の条文に持ち込むことは、元来不要であり不適なのである。

小田村四郎氏（日本戦略研究フォーラム副会長）は、この「国民主権」といふ用語ほど国民思想を混乱させたものはないとされて、以下のやうに述べられてゐる（小田村四郎「日

本戦略研究フォーラム季報・第五十三号から）三党の憲法草案、改正案を読み解く―自民党・たちあがれ日本・みんなの党―、『国民同胞』平成二十四年八月号所収）。

「天皇主権から国民主権に変わった」といふ教科書記述に教育されて国民の多くがさう信じ込まされてゐる（しかし天皇が主権者であるなどとは帝国憲法のどこにも書いてゐない）。もともと主権とは国家の属性で独立性を意味し、それ故に最高、絶対、無制限などの性質を附与されて来た。しかしこのやうな概念は国際関係のものであつて、これを内政に使用するときは独裁政治の根拠ともなり得るし、特に天皇統治の理念とは全く異質の概念である。また「国民」の意義も多義であつて、本来は「観念的統一体」（小嶋和司教授）を指すが、国民個人が主権者であるとの誤解すら与へてゐる（選挙権の行使を国民主権の行使と称するが如き）。いかやうにでも解釈されるかかる多義的な概念を憲法上使用してはならない。

最大の難点は「国民主権」が「君主制」の対立概念として革命の根拠とされることである（この点は憲法改正議会に於て芦田均（とら）小委員長が最も戒めたところであつた）。それ故に昭和二十一年当時の政府当局者は、当時これを「国民の意思が至高であること」、「国

民の至高の総意」と翻訳して「主権」の語を排した。ところが、これに対しGHQのケーデイスはかう反論した。「至高と主権とは異なる」、「天皇を除去せよとの要求（註・極東委員会のこと）を斥ける唯一の方法は国民が何時でも欲するならば天皇を除去する道を拓いておくことである。……（その）基礎はあくまで憲法になければならない。それは国民の意思が主権であるといふことである。」（昭和二十一年七月十七日、ケーデイス・金森会談）。斯くして衆議院修正によって「国民主権」の明記を強要されたのである。このやうな経緯から見ても「国民主権」は廃さなければならぬ。

なほ天皇の地位は現存する国民の総意だけに基いてゐるのではない。「皇室の歴史及び伝統ならびに国民の歴史的総意に基く」とする「たちあがれ日本」案が正確な表現と言へよう。しかし敢て皇位の根拠を記述する必要もないやうに思はれる。

また、小田村四郎氏は、次のやうに述べられた。

皇室の永続性を示す「萬世一系」の用語が三党案のいづれにもない。我が国の最重要の特質であるから（少くとも前文には）明記しなければならぬ。また象徴規定は存置

して差支へないが「日本国の象徴」は「日本国の永続性の象徴」とすべきであらう。

さらに、小田村四郎氏は、次のやうにも述べられた。

皇室典範及びそれに基く宮務法は、本来皇室の家法であるから、皇族会議及び皇室会議（現行人選は要検討）の審議に委ねるべきで、国会が関与すべきではない。

その通りであらう。それでは、「新憲法」第一条に、いかなる明文規定を置くべきか。参考になるのが、大原康男、百地章 他・日本会議新憲法研究会編『新憲法のすすめ―日本再生のために』（明成社、平成十三年）の次の条文案である。

日本国は立憲君主国である。天皇は日本国の元首であり、日本国の永続性及び日本国民統合の象徴である。

この案は、「主権」なる冗語を廃し、古より歴代天皇によって引き継がれ、日本国民によつ

て扶翼されてきた皇統の、現在及び将来の法的地位、象徴機能を簡潔に表現してゐる。

安政六年（一八五九）十月十一日、吉田松陰は、同囚の水戸の志士、堀江克之助よしのすけに宛てて和歌を書き送った。その詞書ことばがきの中で、天照大神の「天壤無窮の神勅」に思ひを馳せて、「只今ただいまの時勢に頓着するは神勅を疑ふの罪軽からざるなり」と、絶望的な状況の中にあつても国の行末に期待を寄せてゐる。

吉田松陰、東郷元帥に共通するものは、国を憶ひ皇位の永続を願ふ、強き篤き思ひである。かかる先人達が抱いて来た日本思想の核心を「憲法」に書き込めるか否か、日本の知性が問はれてゐる。

第三章 「女性宮家」と「皇女制度」の是非

第一節 皇位継承問題について思ふ

《『国民同僚』平成十八年三月号所収。改題・一部加筆・修正》

一・議論の前提となる現況情報の把握

「女系継承」の是非について答を出すには、まづ、現況の情報を的確に把握しなければならぬ。そのポイントを以下のやうにまとめてみた。

(1) 過去の八方はちかたの女性天皇方は、男系男子の皇位継承候補者が存在してゐた時代に、それらの候補者を一人に絞りかねるといった政治的事情、あるいは、男系男子の有力候補者がまだ幼少であるとの理由などから、当面の中継ぎ役として即位された方々であった。今日のやうに、数十年後には男系男子の皇位継承資格者は、悠仁親王殿下のほかは一人もなくなるかもしれないといった危機的な状況のもとで、女性の皇嗣こうしをお立てすべきか否かについて論じ合ふやうなことは、史上かつて無かつたことである。これまで皇位

の継承が危惧された折には、たとへ遠い傍系からであらうとも、必ず「男系の男子」を立てたのである。

(2) 我が国の歴史においては、皇室を含めて「一族一家」の継承方法として、「氏の継承」と「家の継承」といふ、二つの継承形態が存在した。「氏」とは、共通の始祖神をもち、その始祖神と男系血統で繋がることとされる血族集団のことを指して言ふ。「皇位の継承」はこの「氏の継承」の考へ方に立脚してゐる(新田均「皇位継承の伝統」、『日本の息吹』令和二年六月号、七月号所収)。

「氏の継承」は、男系で継承することを原則としてゐるので、当然のことながら父子による直系継承を重視はする。だが、皇室においては、根本的な考へ方としては、父親の天皇から天皇の位を承継ぐといふ考へ方ではない。皇室の始祖神・天照大神に連なる「男系の子孫」が、始祖神・天照大神から直接、「天照大神を祀る祭り主の地位」(皇位)を承継ぐのだとする考へ方なのである。もし必要といふことならば、傍系の者が皇位を継いでもよいのである。天皇が、「天皇としての靈威」を継承するのは、先代の天皇からそれを継承するのではなくて、天皇が、「皇室の始祖神の靈威」を始祖神・天照大神

から直接に継承するのだとする考へ方である(例へば吉田孝著『歴史のなかの天皇』、岩波新書、平成十八年)。「大嘗祭」と「新嘗祭」はその祭儀である。それは、「日の御子」天皇にとつての、「天皇としての靈威」の継受と更新の儀式なのである。天皇とは、皇室の始祖神・天照大神を御先祖としてお祀りになる御方おんかたなのである。

一方、「家の継承」とは、親の財産・地位・職業などを親から受継ぎ、それらを守ることを本旨とする。その場合は、血統の継承は二の次、三の次と考へて、息子のみない家では、血縁関係を意識せずに、男子の適格者を娘の婿むことしたり、あるいは適格者を養子に迎へ入れて、「その家」の維持・発展を図るといふ考へ方である。今日では、男女が結婚して「家」を作るといふことが建前になってゐるので、この「家の継承」といふ意識も希薄化してゐると思はれる。

現在の一般国民は基本的には「家の継承」の考へ方に立つてゐるので、「氏の継承」の考へ方に立脚してゐる皇室古来の「皇位継承の考へ方」は、一般国民には、なかなか理解しにくいのである。

(3) 皇室におかれては、皇位は、「氏の継承」の考へ方に立つて、第一代・神武天皇か

ら第二百二十六代・今上陛下きんじょうまで一度の例外もなく、「男系の天皇」によって継承されてきた。また、皇室の始原神しげんしん・イザナギの大神から神武天皇に至る神代六代の継承も、『古事記』や『日本書紀』の文献上からは、イザナギの大神に始まる「男系皇胤こういん（子孫）による継承」と解釈することが出来るのである。皇室の始祖神・天照大神は男系の独身の女神ではあられるが、実は皇室の根源における「皇胤（父種）」の授与者でもあられたことが示されてゐるからである（これらの神代における「皇祖神の系譜」については、著者なりの見解を本書の「第四章」で詳しく述べてゐるので、参照されたい）。

(4) 現在の「皇室の構成」は、天皇と上皇、並びに、皇位継承資格を保有する「皇統に属する男系の男子」の皇族方と、婚姻により出入籍が可能な「女性皇族」の方々から成つてゐる。

二・皇室典範の基本条文

現行の皇室典範によると、天皇並びに宮家の当主になることのできる条件は、以下の二

つである（明治の皇室典範も同様である）。

第一条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

（引用者註・これは「血筋に関する条件」である。）

第二条 1 皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

一 皇長子

二 皇長孫

三 その他の皇長子の子孫

四 皇次子及びその子孫

五 その他の皇子孫

六 皇兄弟及びその子孫

七 皇伯叔父及びその子孫

2 前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。

3 前二項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

(引用者註・これらは「皇族身分の序列に関する条件」である。)

三・皇室伝統がそのまま維持できる解決策A

皇位継承資格者が極めて少ない危機的な現状を改善するためには、その方途を見つけ、何らかの法的措置を講じなければならぬが、一つの試案として、皇室典範の第一条はそのまま厳守して、第二条の内容を種々に緩和することが挙げられる。すなはち、皇族の身分に列することのできる者の範囲を、従来の「皇族生れ、皇族育ち」の皇族方、並びに、婚姻によつて皇族になられる一般国民出身の女性の方々に加へて、戦後の昭和二十二年十月まで実際に皇族であられた旧宮家の、「皇統に属する男系の男子」たる「超特別な一般国民」の御子孫にまで、その枠を広げるのである。皇位継承資格を保有する皇族とは、基本的には、その特別なお血筋によつて得ることのできる身分(社会的地位)である。従つて、第二条に示される「皇族であること」よりも、第一条の「皇統に属する男系の男子であること」の方が、より根源的・本質的な条件である。そこで、この案が出てくる訳だが、これを実現するためには、現行皇室典範の第十五条に示されてゐる「一般国民である男子の

皇籍への復籍・入籍の禁止条項」を緩和するのである。そして、皇室会議の議を経てその了承のもとに、例へば、新たに皇族になられる一般国民の男子の方々には、かつての親王宣下（第二章の第三節を参照のこと）のやうな、天皇陛下からの「皇族宣下^{せんげ}」を受けていただくことにする。

そのやうにすれば、天皇と上皇、並びに、皇位継承資格を保有する「皇統に属する男系の男子」の皇族方と、婚姻により出入籍が可能な「女性皇族」方から成る現在の「皇室の構成」は、その形を全く変へなくて済む。それが、この皇族数を確保するための解決策Aの最大のメリットである。これにより、皇室の伝統も男系継承も確実に守られるだらう。

なほ、令和三年十二月二十二日付の政府有識者会議報告書には、「昭和二十二年十月に皇籍離脱を余儀なくされた旧宮家の男系男子孫の方々」に、今後皇籍を取得していただくといふ具体案が、方策②と方策③として提示されてゐる。

四、革命的変革となる解決策B

いま一つの皇位継承を確保し皇室の存続を維持するための試案は、皇室典範の第二条は

そのまま厳守して、第一条を種々に緩和することである。この解決策Bは、かつて小泉政権下で開かれた「皇室典範に関する有識者会議」の報告書（平成十七年十一月二十四日付）の内容に代表される。すなはち、「皇統に属する男系の男子」の条件を緩和して、「皇統に属する男系の女子」をも認めることにする。これは、「女性天皇」の容認、また、それと関連して「女性が当主の宮家」の創設容認となる。さらに、「皇統に属する女系の男女」をも認めることにする。これは、「女系皇族の容認」、また、「女系天皇」の容認、さらには、男女の別なく「直系の長子優先」となる。

この解決策Bは、第一条の根本的改変である。何故なら、女性天皇や宮家の女性当主の御夫君、並びにその御子孫までもが、皇族となられることになるからである。すなはち、皇族の身分に列することができる者の範囲を、従来の「皇族生まれ、皇族育ち」の皇族方、並びに、従来の「婚姻によって皇族になられる一般国民出身の女性」に加えて、「皇胤にあらざる一般国民出身の男性」にまでその枠を拡げることになるからである。これは、男系継承の皇室にあっては、革命的変革となる。その結果、「皇室の構成」には、婚姻により皇籍に入った「皇胤にあらざる一般国民出身の男子皇族方」が加はることになり、一方、女性の皇族方が皇位継承資格を保有するといふ変化が生じて、これまでの長き皇室の伝統

である氏の継承制度に全く反する構成に、大きく変質してしまふことになる。

「男系継承の皇室伝統」の観点からこれを眺めると、この皇室の構成は、初代・神武天皇から一度の例外もなく男系の天皇方によって継承されて来た、「万世一系の皇室（万世一系の神武王朝）」といふ我が国の歴史的「皇位継承の形」の終焉（しゆうえん）を意味する。これは最早（もはや）解決にはあらず、皇室を破壊する革命策そのものである。

五・国柄破壊の女帝・女系継承

女性天皇が擁立され、女性が当主の宮家が続々と創設されて、皇胤にあらざる一般国民の男性が次々と皇族の仲間入りをするやうになる、さらに女系の代が重ねられてゆくと、神武天皇以来の皇室の家系も、もはや一般国民の家系と変らないものになつてしまふ。

いや、その前に、女系天皇がひとたび出現すると、万世一系の「皇位継承の形」は途端に失はれて、伝統的な「氏の継承」形態が失はれることになる。皇室の始祖神・天照大神や皇統初代の神武天皇を祀（まつ）り捧（たか）まれる祭祀も、男系皇胤による祖先祭祀（氏神祭祀）の意義を失ふことになるので、天皇による「祖先祭祀」御親祭そのものの意義も、最早（もはや）女系天

皇自身にも国民にも分らなくなるだらう。

天皇や皇族方は、本来、国民の集合体とは制度的には異なる御存在であって、国民が長きにわたって守り伝えてきた民族宗教の核心となる高き御存在のはずである。そして、その天皇陛下を中心に国家が一つにまとまってきたのである。しかし、この解決策Bに従えば、天皇や皇族方は、「民主主義下の天皇制度」といふ合言葉のもとに、いつしか国民の中に埋没せしめられて、国家は統一を失ひ、天皇は、バラバラになった国民の中で溶解されてしまふのではないか。

「国家の伝統」である「歴代天皇による祭政一致」が生み出した「国の形」を変へてしまふ解決策Bは、我が国の国柄の機軸である天皇制度を消滅へと導く内容である、と言へると思ふ。

第二節 否定すべき「女性宮家」創設

《『国民同胞』平成二十四年五月号所収。改題・一部加筆》

政府は、女性皇族が当主の「女性宮家」の創設を検討してゐる。配偶者の存在を前提とした「女性宮家」が創設されれば、「一代限り」と当初は言つてはゐても、なし崩し的に漸次法改定がなされて、皇位がやがて「女系」の子孫に移る可能性が予見されるのである。もし皇統が女系に移れば、皇室は長い歴史的伝統を失ふことになり、皇室の權威が揺らぐことにならう。従つて、宮内庁、内閣官房、内閣法制局の各関係者が、何故「女性宮家」の創設を考へるのか、不思議でならない。

一・ゆるぎなき伝統、男系による「万世一系の皇統」

小堀桂一郎東京大学名誉教授が代表を務める「皇室典範問題研究会」は、「皇位の安定的継承をはかるための立法案」をこの度発表した（『正論』平成二十四年三月号所収）。その提言である「臨時特別措置法案」の立法化を推進する一環として、法案とは別に、「皇室典範改正に関する想定問答集」を作成してゐる。その問答集には、「皇位が男系であるべきこと」について、次のやうに書かれてゐる。

男系による皇位継承は、初代神武天皇以来、百二十五代二千余年にわたってたび重なる皇位継承の危機を克服しつつ堅持されてきた。この継承形態を万世一系といい、わが国皇室のゆるぎなき伝統である。この伝統は、明治になって帝国憲法および皇室典範において成文化されたが、元来、建国以来の「不文の大法」に基くものである。

したがって、男女いずれにせよ女系の方が皇位を継げば、万世一系の皇統はそこで断絶する。これは王朝の交替を意味し、力づくによるものではないにせよ、世界史に頻発する易姓革命と同じ結果をもたらす。

建国以来、君主の血統が一系で連続しているという事実は世界に唯一の貴重な例であり、それゆえに日本の皇統は古くから諸外国の羨望せんぼうの的であった。この光輝ある伝統を今日あえて変更すべき理由は全くない。

二、あつてはならない「女性宮家」創設案

「女性宮家」の創設は、我が国の根幹に関する重大な問題である。主要なポイントを以下に三点列記したい。

(1) 今のままでは、悠仁親王殿下が御即位になる頃には、他の宮家が皆無になってしまふ。少なくともその時までには、皇室の中にはこれまで通り、男系の男子が当主の諸宮家が、悠仁親王殿下を取り囲む形で併立してゐなければならぬ。そのためには、「皇室典範問題研究会」が提案してゐるやうに、GHQ（連合国軍総司令部）の経済的圧迫によつて、昭和二十二年十月十四日に、現行皇室典範の規定（第十一条ほか）に則る形で皇籍離脱を余儀なくされた、「旧十一宮家」の男系男子孫の方々に、所定の手続きを経て皇族の身分を取得していただかなければならない。この方々は、皇族解体を企図したGHQの峻烈な占領政策が無ければ、今なほ皇族であり得たはずの方々だからである。

ところが、このやうな方策を実現せずに、たとへ一代限りではあつても「女性宮家」の創設を軽率に決めてしまへば、「女性宮家」に出生する女系子孫が、その後のなし崩しの法的な法定によつて、皇位の継承権を得るやうになる。その結果、男系皇統は悠仁親王殿下の御一家のみとなり、皇統は、女系に移る可能性が極めて高くなる。従つて、「女性宮家」創設といふ方策は、「神武天皇以来の万世一系の皇統が断絶してしまふ」といふ致命的な意味を理解できない者にしか決して言ひ出し得ない、誤つた方策なのである。

(2) 明治の皇室典範は、皇位継承資格者を「男系の男子」皇族に限定し、皇族生れの男子を永世にわたって皇族とする「永世皇族制」を採用した。しかし、明治四十年に皇室典範が増補され、その第一条に、勅旨又は情願に基づき「五世以下の王の臣籍降下」を許すことが謳はれた。大正九年には、臣籍降下の内規「皇族の降下に関する施行準則」が定められ、五世以下の王のうち八世以内の長子孫（長男系統の子孫）を除くその他の王が、臣籍降下の対象になった。伏見宮家系統については、附則により、故邦家親王（くにいへ）の御子を五世王と見做す、としてゐる。この内規は、宮家の数の増大に伴ひ施行されたものである。

この準則を挙げて、「戦後皇籍離脱をされた旧宮家の御子孫方は、この準則に照らせば皇族の範囲には入らないことになるので、皇族の身分取得は出来ないのではないかと、疑問を呈する者がゐる。だが、この準則は現行皇室典範の施行前に失効してをり、元皇族方は、この準則ではなく現行皇室典範の条文に則り皇籍を離脱されたのであるから、今日、この準則を持ち出す必要は全くないのである。なほ、現行の皇室典範は、「永世皇族制」を採用してゐる。

(3) 皇位の継承は、古来、「不文の大法」に従ひ行はれてきたと思はれる。その「不文の大法」の一つは、歴史上に存在した女性天皇及び宮家の女性当主（註・桂宮家第十二代当主・淑子内親王が唯一の女性当主の事例）は、総て「皇統に属する男系の皇親」であり、かつ、天皇や皇太子の未亡人か、あるいは終生独身であられたことである。「御在位の期間とそれ以降は、生存する配偶者を持たれなかった。また、皇親である内親王や女王が、親王や王以外の、臣籍にある者と婚姻された場合には、婚姻を通じてその臣下の者を皇親になさることは、決して出来なかった。なぜなら、皇親とは、基本的には生れながらの血縁上の御身分だったからである。その結果、皇胤にあらざる男子が婚姻により皇親になることは、史上一度もなかった。従って、皇室の中には、「皇胤」以外の「種」を保有する男子皇親は皆無であった。その意味で、天皇（上皇を含む）と皇親から成る皇室は、聖域であり続けたのである。

「明治の皇室典範」成立以降においては、「明治の皇室典範」第四十四條の規定「皇族女子の臣籍に嫁したる者は皇族の列に在らず（以下略）」も、また、「現行皇室典範」第十二條の規定「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる」も、共に歴史上の実質的実態に基づく「不文の大法」を受継いだものになっている。

ただし、明治前期までは、生れながらの血縁で決まる「皇親身分」については、婚姻後もそのままの取扱ひであったが、皇親女子は、臣下の家に嫁いだ後は、実質的には皇室を離れてその臣家の「家の者」になられたのである。すなはち、「皇親身分」は名目化して、実質的実態は「元皇親」の身分になられたのである。この古来の「不文の大法」を破つてまでして「女性宮家」を創設することは、大きな誤りであると考へる。

三、所功氏の考へ方

所功氏は、「女性宮家」の創設を世に説き続けてきた。著書『皇位継承のあり方』（P H P新書、平成十八年）の中では、以下に示す皇室典範改正試案を提示してゐる。

第一条 皇位は、皇統に属する皇族が、これを継承する。

（中略）

第十二条 皇族女子も、婚姻したとき宮家を立てる場合に限り、皇族の身分に留まる
ことができる。

所氏が、試案提示の前提とした考へ方を、前掲の『皇位継承のあり方』から抄出して、以下に示さう。

「皇統」は、旧皇室典範で「男系の男子」に限定されたが、皇統概念には女帝・女系も含みうる。今後もし女性天皇が即位され、その御子孫が皇位を継承されても、代々天皇の系譜を繋いでいくのだから、それによって皇統の変更とか断絶ということになるはずがない（二〇七頁～二〇八頁）。

根本的に重要なのは、「皇族」身分の範囲にある方々が、皇位継承の有資格者として自覚をもたれ、君徳の涵養に努められておられることであろう（九四頁、二〇九頁）。

所氏は、以上の二点を補強するために、二箇所村尾次郎氏の文章を引用して次のやうに述べてゐる。

旧憲法の第一条に明文化された「万世一系の天皇」というのも、村尾次郎博士の指摘されるとおり、男系か否かではなくて、「天皇の位が必ず皇族の籍を有せられる方に

よって継承され……皇族以外の他姓の者に皇位が移されたことは絶対にならないという意味」に解される（九四頁、二〇八頁）。

この部分が、所氏の立論の出発点である。村尾次郎氏は、四十四年前の著書、『よみがえる日本の心―維新の靴音―』（日本教文社、昭和四十三年）で、この点について次のやうに述べてゐる（二二九頁）。

皇統一系とは、天皇位が必ず「皇族」に籍を有せられる方によつて継承されてきたこと、つまり言葉を変えていえば、皇族以外の他姓の者に皇位が移されたことが絶対にないという意味であつて、「父から子への相続関係」で貫かれてきたという意味ではありません。

村尾次郎氏が書かれたこの文章の意味は、かういふことではないのか。すなはち、

皇室では、男子皇族（あるいは男子皇親）は、総て神武天皇に男系血統で繋がる「皇胤」

である。その大前提があるので、皇位の継承は「父から子への直系継承」だけで行はれてきた訳ではなく、必要であれば、大家族主義の皇室内において、広く傍系継承をも含みつつ行はれてきた。皇統一系の一系とは、さういふ意味である。当然のことだが、「皇族」に籍を有せられる男子皇族の方々は、男系で神武天皇に繋がらない「他姓の者」であってはならない。

四・村尾次郎氏の願ひ

平成十七年の晩秋に、村尾氏が入院先の病室で口述して筆記された文章が、月刊誌『日本』（平成十八年二月号所収）に載つてゐる。その中で、村尾氏はかう語つてゐる。

皇位継承は、皇統に属する男系の男子による世襲が基本でありますから、極力これに添ふやうに現状を整へる必要があります。（中略）その世襲制度を末永く貫き通すため、私は同憂の人々とともに旧宮家の復興を切に請ひ願ふものであります。（中略）敗戦後六十年、峯の彼方に遠ざかつたそのかみのことを想ふと、痛烈なくやしさが湧いて

きます。いまの人びとはその時に行はれた戦勝者の驕慢きょうまんと暴行を、どう受けとつてゐるのだらうか。

その時村尾氏が抱いてゐた願ひは、「皇室典範問題研究会」の立法案と同趣旨であつた。所氏は、明らかに村尾氏の真意を取り違へたのである。「女性宮家」を創設すれば、たとへ当初は「一代限り」で出發しても、歴史上初めて、婚姻を通じて「皇室」の中に一般国民の男性、すなはち、「他姓の者（他の一族の種の保有者）」を引き込む結果になる。その後、なし崩し的に法改定がなされて、「他姓の者」の子孫が皇位を継ぐ可能性が出てくるであらう。

「男系継承」を守るために今後採るべき道は、以下の二点である。

- ①前例のない「配偶者のある女性宮家」の創設を、断乎阻止すること。
- ②現行皇室典範の下で皇族であられた旧宮家の、男系男子孫の方々の皇籍復帰（皇籍取得）を実現すること。

皇室の特異性（伝統）を失はせる「女性宮家」の創設を、決して許してはならない。

第三節 内閣官房公表の『論点整理』の問題点

《『国民同胞』平成二十四年十一月号所収。改題・一部加筆・修正》

内閣官房皇室典範改正準備室は、平成二十四年十月九日、今後の議論の参考にさせていただくためとして、一般国民からの意見募集の受付を開始した。実施期間は十二月十日(月)までの二カ月間、対象は、十月五日に内閣官房が公表した『皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理』(以下、『論点整理』)に対してである。極めて重大な案件なので、以下に、この『論点整理』の問題点を指摘したい。

一、『論点整理』が提示した基本的視点 ―ひと握りの官僚達の暴挙―

現在直面してゐる課題は、宮家数、皇族数の減少が不可避なことである。今後、「皇室の規模」を適切に維持していくためには、有効な方策を見出すことが肝要である。『論点整理』が提示した「検討に当たっての基本的な視点」を簡約して示すと、以下のやうになる。

- (1) 皇室の伝統を踏まへ、かつ、戦後の象徴天皇制度と整合性が図れること。
- (2) 男系男子による皇位継承を規定する皇室典範第一条には触れないことを前提とする。
- (3) 旧十一宮家の男系男子孫の皇籍復帰論は、今回の検討対象からは外す。
- (4) 規模を適正な範囲にとどめ、財政支出を抑制できること。
- (5) 改正対象を内親王にとどめ、内親王の御意思が尊重できる仕組みであること。

これらの『論点整理』の視点には、「皇室の伝統を踏まへ」とはあるものの、「皇室の伝統」とはいかなるものであるのかを表明してはゐない。内閣官房の官僚達は、そのステップを意図的に避け、「男系による皇位継承」に直接関はる前掲(2)と(3)の最重要事項を、今回の対象から外してゐる。これでは、「女系皇族」、「女系天皇」出現への道を切り拓くべく、その前段階となる「女性宮家」の創設に向けて、脇目もふらず一気に走り出したとしか考へやうがないのではないか。「男系男子による皇位継承」といふ「皇室の伝統」を全く無視した「ひと握りの官僚達」のかかる暴挙を、このまま許してよいのだろうか。

二、皇室伝統の大原則

我が国の長い歴史の中に見出された皇室の伝統は、よく「万世一系の天皇」や「万世一系の皇統」といふ言葉で表現される。これは、我が国の歴史では、傍系も含めてある幅を持った同一の系統の皇統が、一度の例外もなく、男系のみ継承でもって皇位を引き継いで来たことを意味し、今後もそのことが永続してほしいとの願ひを込めて用ゐる用語なのであらう。この「同一の系統の皇統」といふ内実の基本的特性を具体的に見てみると、それは、次の四つの事実に集約され得ると思はれる。

①明治の皇室典範、並びに現行皇室典範のそれぞれの第一条に、同様に成文化されてゐるごとく、「皇位は、皇統に属する男系の男子（そぞう祖宗の皇統にして男系の男子）がこれを継承する」こと、これが皇位継承の基本であった。

②反面、歴史上には女性が皇位に即かれた事例が散見される。しかし、それらは、あくまでも臨時、異例の措置であった。その場合は、内親王か、あるいは皇統に属する男系の皇親でなければならず、かつ、御在位中、並びに、それ以降は、独身でなければならなかった。この「生存する配偶者を持つことを許さず」が、女性天皇に課せられた「不文の法」であった。

③皇位継承資格を保有する宮家当主の位の継承も、前掲①、②と同様であった。

④皇位並びに宮家当主の位の継承は、父から子への直系継承とは限らず、幅の広い傍系継承をも含むものであった。

以上の四点は、「皇室伝統の大原則」と称すべき歴史的事実である。多少補足すると、「皇統に属する」とは、「父系のみを遡り辿ることによって、必ず歴代天皇方のうちのどなたかに繋がること出来る」、すなはち、「父子直系を遡れば必ず第一代の神武天皇に辿り着く」、そのやうな血統に属してゐる皇親または皇族であることである。

前述の四つの原則に従ふことによつて皇位の男系継承が保障され、また、今後、皇位継承の基盤となる皇室といふ「聖域」が、「聖域」であり続けることが保障される。すなはち、皇室内の男子の皇族方は、総て皇統に属され、皇位継承権を保有される男系男子のみであり、天皇と上皇と皇族から成る皇室といふ「聖域」が、全く変質せずに存続することが出来るのである。皇室の中には、皇統に属さない、すなはち、他系の血統を保有する男性は、一人たりとも存在させてはならないのである。なほ、男子皇族の配偶者は一般国民の女性の方がなる場合が多いが、その御子は、父親が皇族でさへあれば皇族の御血統（皇胤）と

なり、聖域内の御存在となる。

三、今、採るべき方策

「皇室の伝統」を弁^{むす}へた方策としては、皇位継承資格を保有する男系の男子が当主の宮家といふものを、まづは考へなければならぬ。その家族構成も含めて、それらの宮家を含む集合体としての「皇室」の規模をいかに適切に維持するかが、最重要の課題であると考へる。従つて、女性皇族が婚姻後も「皇族の身分」を保持しつつその世帯の女性当主となり、さらには、その世帯を宮家にする案などは論外なのである。何故なら、それは、前述した「皇室伝統の大原則」の②と③に、明らかに抵触するからである。このやうなことを防ぐために、明治の皇室典範も現行の皇室典範も、冒頭第一条に、「皇位継承の有資格者は男系の男子」と明快に謳つてゐるのである。これは、「男系のみによる皇位の継承」を明確化し、少しの翳^{かげ}りも生じさせないためである。皇室といふ、宗教と深く結びついた「聖なる領域」の「聖なる性格」を確保するためには、皇室の伝統から外れるところの、一般男子の夫を持つ「女性天皇」や「宮家の女性当主」といふものを、完全に排除しきらねば

ならない。従って、『論点整理』の「I—A案」並びに「I—B案」、すなはち、「女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とする案」は、あつてはならない案なのである。女性皇族の世帯の一員である配偶者及びその子が「準皇族としての身分」を付与されたかの如き結果となり、その者達が皇室の内部に入らざるを得なくなる状況を生み出すことになることを考へると、それらは排撃すべき対象となる。

前述した「皇室伝統の大原則」からすれば、まづ真つ先に、旧十一宮家の男系男子孫の方々に、皇籍を取得していただく方策を採り上げるべきなのである。実は、それが進むべき大道なのだが、何故、官僚達はその深遠なる意義を理解することなく、安易にそれを避けようとするのか。不思議である。

第四節 御譲位についての大御心の率直な御表明を拝して

《『祖國と青年』平成二十八年十月号所収。一部加筆》

(註・『国民同胞』平成二十八年九月号所収の文章に基づき改題・加筆)

一・戦後の天皇陛下のお立場

明治時代には、「皇室典範」は、国務法頂点の大日本帝国憲法と同格に並び立つ、宮務法頂点の法典であった。その皇室典範の公的逐条解説書である『皇室典範義解』には、冒頭に次の文章が掲げられてゐた（伊藤博文著『憲法義解』所収、岩波文庫本）。

恭て按ずるに、皇室の典範あるは益々其の基礎を鞏固にし、尊嚴を無窮に維持するに於て缺くべからざるの憲章なり。（中略）将来已むを得ざるの必要に由りその條章を更定することあるも、亦帝國議會の協賛を経るを要せざるなり。蓋皇室の家法は祖宗に承け、子孫に傳ふ。既に君主の任意に制作する所に非ず。又臣民の敢て干涉する所に非ざるなり。

皇室の家法である「皇室典範」は、皇祖皇宗より相承け皇室の子孫に相伝へるものであるから、明治天皇が自由に作り定めたといふものは、一つもない。もし将来、皇室典範の条項を改正または増補する必要が生じた場合には、帝国憲法の条項を改正する場合のやう

に帝国議会の議に付す必要はなく、「皇族會議」（註・天皇が親臨し、成年以上の皇族男子を以て組織した會議）及び「枢密顧問」（註・重要な國務並びに皇室の大事に関して、天皇の諮詢しじゆんに應へることを主な任務とした合議機関）に諮はかるにとどめ、天皇が御親おんみつからお定めになるのである（「皇室典範」第六十二條に規定）。すなはち、皇室の事は、皇室自らが決定すべきであるといふ考へ方であつた。

一方、現行の皇室典範の場合には、軍事占領のもと、GHQ（連合国軍総司令部）によつて、憲法と同じくその変更を力づくで強要された。名称は同じ『皇室典範』ではあるが、明治の皇室典範とは法的連続性のない、「日本国憲法下の一法律」とされてしまった。一法律であるから、天皇陛下は、皇室典範に規定された皇室制度の改正を發議することもお出来になれず、また、天皇陛下の御意向を伺ふ、あるいは、天皇陛下の御意向を生かすといふことも、現行制度のもとでは難しいのである。

二、讓位制不採用の理由

明治の皇室典範制定以前は、「讓位のきまり」があつた訳ではなかつたが、幾十代にも

わたって譲位の事実が存在した。ところが、明治の皇室典範も現行の皇室典範も、ともに譲位制を採用せず、終身在位制を採つてゐる。両皇室典範が譲位制を採用しなかつた理由、あるいは、譲位制が好ましくないと判断された理由としては、以下のものが挙げられてゐる。

- ①ひとたび即位された後は終身御在位が当然なため、
- ②摂政制度があるのだから譲位制度は不必要なため、
- ③歴史上譲位が為政者の事情に左右されるといふ弊害があつたため、
- ④退位の自由を認めると不就位の自由も認めざるをえなくなるため、
- ⑤自由意思によらない強制退位の可能性がありうるため、
- ⑥恣意的な御退位は国民統合の象徴にはそぐはず皇位の安定性を損ふことになるため、
- ⑦在世の先帝が相並ぶことになり国民統合の力を分散させる可能性があるため、

等々である。

三、この度のお言葉と大御心

この度のメッセージに込められた御意向は、天皇のお務めを長年にわたり全身全霊をもって果してこられた御体験をもとに、日本の神々に最も近き座に就かれ人の上に立たれる天皇のお立場について、熟慮を重ねてこられた御省察によるものと拝される。御高齢ゆゑに「譲位制適用」の御希望を示唆された今回の御提起は、事柄の性格上、天皇のお立場にあられるお方にしかお出来にならないことであつた。

近現代の歴史では、天皇陛下御親おんみづからが御意向を表明されることは、別に意外なことではない。しかし、この度のお言葉は、「憲法の下もと、天皇は国政に関する権能を有しませんので、天皇といふ立場上、現行の皇室制度に具体的に触れることは控へながら」と断られつつ、皇室制度に具体的に踏み込まれてゐる。陛下は「憲法に定められた象徴としての務めを十分に果せる者が天皇の位にあるべきである」とお考へのやうである。今回の陛下のメッセージは、「退位して、陛下の御一身が楽になるといふためではない。国にとり、国民にとり、また、陛下のあとを歩まれる皇族方にとって、『高齢天皇の御譲位』といふ対応策が、『最も望ましい天皇御在位の在り方』には必要である」といふ、率直な大御心の御表明である。

と拝する次第である。

四、今後の対応について

摂政制度があるので、例へば摂政を置く条件に「高齢で国事に関する行為を自ら行ふことが難しくなったとき」を加へれば、それで済む問題ではないのかといふ意見も当然ながらある。だが、メッセージをお受けした今、新たな観点からの検討が必要なのではないか。高齢化時代を迎へ、今や、皇室制度にも新讓位制を導入すべき時期なのかもしれない。

歴史上の天皇の御讓位では、天皇は讓位された後も「太上天皇」(略して上皇^{じよこう})の称号を保有され、その高く貴い御地位を維持された。その伝統を引き継いで、今上陛下の場合にも、同様の称号のもと国民を終生お見守り下さるやうなお立場になられることが望まれる。史上、上皇の御存在をめぐって少なからぬ弊害が生じてゐたとしても、それは、今後の立法作業により抑制すればよいことである。まづは臨時特別措置法により、今上陛下御一代限りの讓位措置を執るのが妥当であらう。「万世一系の皇室」の基礎を鞏固ならしめるために、また、皇室制度の基盤弱体化を招かぬために、前述した讓位制不採用の理由の吟味を含め

て、慎重な検討が必要である。

それとともに、ここで付言したいことは、日本国憲法「第四条一項」を削除することは出来ないかといふことである。

第四条① 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

これを削除出来ないならば、田尾憲男のりを氏の以下の改正案を採用するのがよいと思はれる。

一番すつきりするのは、憲法第4条を改正して、

「天皇は国の元首であり、この憲法の定める国事に関する行為を行う」

とだけ規定するのがいい。そうすれば、「国事に関する行為」という義務的行為以外の、解釈上許されるとされている象徴としての公的行為は、元首に属する一般的な行為として堂々と位置付けられます（百地章、田尾憲男共著『御代替り―平成から令和へ、私たちが受け継ぐべきもの』、明成社、令和元年）。

第五節「伝統に則した皇位継承」の永続を願って

《『国民同胞』平成二十九年七月号所収。改題・一部加筆》

一 「附帯決議」の中の「女性宮家の創設等」について

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が、平成二十九年六月九日に成立した。三月の衆参正副議長による「議論のとりまとめ」では、「安定的な皇位継承を確保するための女性宮家の創設等については、政府において（中略）速やかに検討すべき」としてゐた。三月十八日付産経新聞「主張」欄は、直ちにこれに異議を唱へた。すなはち、「安定継承の方策として女性宮家の創設を例示したのは極めて疑問である。（中略）百二十五代の天皇すべてが男系で続いてきた。女性宮家は皇位継承の大原則を崩す。皇室の親族である旧宮家の皇籍復帰を含め、皇室を厚くする検討が自然である」と。

この度の特例法の衆参「附帯決議」には、かう書かれてゐる。

政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について（中略）検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。

「安定的な皇位継承を確保するための」といふ修飾句を「女性宮家の創設等」といふ用語から切り離して、解釈上の余地を揚げ得たことは良いが、配偶者のゐる女性が当主の「女性宮家」なるものは、これまで歴史上、排斥の対象であったのである。

二．「万世一系の皇室の永続」か「皇室の永続」か

打破すべき論点の一つは、「皇室の永続」といふキーワードに象徴される「女系でもよし」とする論である。特例法案の審議では、民進党は、女性宮家ばかりか女性天皇、女系天皇を含めた検討を政府に促した。馬淵澄夫氏は、「皇位継承資格を女性皇族や女系皇族に拡大することについて、国民的な議論を喚起していくべきだ」と発言した。この主張は、昨年（平成二十八年）十二月に民進党の「皇位検討委員会」がまとめた「論点整理」に基づき為されたものである。

さて、繰返しになるが、皇室御存在の根本的意義は、「皇位が男系のみで継承されてきたといふ皇室の伝統に則って、皇嗣（こうし）が天皇になられ、国家統治と祖先祭祀をなさるその天皇陛下を、国民が、国民統合の中心として仰ぎ戴くこと」にある。「女系皇族に皇位継承権を付与する」、「女系宮家、女系天皇を認める」といふことは、皇統の中に「男系血統」と「女系血統」を混在させ、「氏の継承」の考へ方に立脚した厳格な男系主義の「皇統原理」を消滅させてしまふことになる。これは「皇室」にとつては革命的変革となる。

「皇室」におかれては、古来、「氏」の考へ方に立って男系血統による継承を最重要視してこられた。広く傍系を含む血族範囲内において、厳格な男系主義に基づいて皇位の継承が行はれてきたのである。男系継承を前提とするならば、女系皇族にとつての先祖は、皇胤にあらざる父君系統の先祖となる。さうであるなら、現在、天皇陛下が御齋行の、天照大神に始まる皇祖（こうそ）皇宗の御魂（みたま）を祀り（まつ）拜まれる皇室祭祀は、女系皇族にとつては最早祖（もはや）先祭祀としての意義を失ふ。さらに、女系皇族が即位すれば、その時、初代の神武天皇以来続いてきた万世一系の「皇室」（註・神武王朝）は断絶となる。

我が国では、皇位が、氏の考へ方に立脚して、一度の例外もなく男系の歴代天皇方によつて継承されてきた。その一貫した姿は、「万世一系」と称され尊ばれてきた。すなはち、

君民が相共あひに守り抜くべきものは、「皇室の永続」ではなく、民族信仰に基づく皇室祭祀と深く結びついた「男系による万世一系の皇室の永続」でなければならぬと考へる。古来大切に守られてきた、「伝統に則つた皇室」を戴く我が国の「国の姿・形」を守り、国民統合の実をあげることが、今、第一に求められることであらう。はるかに遠い祖先の方々から永い時を経て受継がれ伝へられてきたこの「国家理念」を明確に理解して、それを守り抜くことが、今、求められてゐることなのである。

三、現行皇室典範の立案過程における高尾亮一氏の意見

現行皇室典範の第一条には、皇位継承資格が、かう謳うたはれてゐる。

第一条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

この条文に関して想ひ起されるのは、現行皇室典範の法案骨格の立案作業に携はつた高尾亮一つうしやういち氏の文章である。氏は、昭和二十一年七月に臨時法制調査会第一部会の幹事を命ぜ

られ、以後、部会長以下委員二十七名、幹事二十名（委員兼任を含む）の部会構成のもとで、主に宮内省側の考へ方をまとめて調整する業務に従事した。その際に、高尾氏は小委員会に意見書を提出してゐる。その意見書の主意を、要約して以下に示さう（大原康男「高尾亮一『皇室典範の制定経過』、『國學院大學日本文化研究所紀要』第七十三輯所収、平成六年）。

①日本国憲法第二条の「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」は、明らかに、男女同権等を定めた第十四条の例外をなしてゐる。

②世襲といふ觀念は伝統的歴史的觀念であり、世襲が行はれる各具体的場合によつてその態容を異にする。例へば俳優の襲名の如く血統上の継続すら要件としない世襲の例も存し得る。

③皇位の世襲といふ場合の世襲はどんな内容をもつか。『皇室典範義解』はこれを

一、皇^{こうそ}祚を踐むは皇胤に限る。

（引用者註・『皇室典範義解』に「祖宗^{そそう}の皇統とは一系の正統を承くる皇胤を謂ふ」とあり。）

二、皇祚を踐むは男系に限る。

三、皇祚は一系にして分裂すべからず。

の三点に要約してゐる。

④前記③の一、二は、歴史上一つの例外もなく続いて来た客觀的事實にもとづく原則である。皇位の世襲といふ觀念について他に依るべき基準がない以上、これに依らなければならぬ。さうすれば少なくとも女系といふことは皇位の世襲の觀念の中に含まれてゐないと言へる。

⑤女系を否定する以上、女帝を認めるといふことは、その御一代だけ男子による皇位繼承を繰り延べるといふだけの意味しか持ち得ない。歴史上女帝は存するけれども、一時的な摂位（引用者註・間に合せのに代つて就く位）に過ぎない。

以上だが、おそらく、この高尾氏の提出した宮内省側の考へ方が支持されて、前掲の第一條になつたものと思はれる。

四、明治皇室典範第一條に関する枢密院審議

明治皇室典範の第一條にも、同一の趣旨が、かう謳はれてゐる。

第一條 大日本國皇位は祖宗そそうの皇統にして男系の男子これ之を繼承す。

明治天皇臨御のもとに行はれた枢密院での明治皇室典範の草案審議では、出席者間で重要な遣り取りが交はされてゐた。その詳細な記録「皇室典範草案枢密院會議筆記」が残されてゐる（小林宏、島善高共編著『明治皇室典範（下）日本立法資料全集十七』所収、信山社出版、平成九年）。

例へば、第一條に関して、大木喬任たかたふ顧問官から「皇統と言へば、その用語の中に既に男系の含意があるのだから、さらに男系の語を重ねると同義反復になるのではないか」といふ意見が出た。これに対して伊藤博文議長は、将来「皇統には女系も含まれる」との解釈の余地が生じる結果、「国家の伝統」が破壊されることが危惧されるとして、出席者に注意を喚起する一幕がある。新田均ひとまく皇學館大学教授が既に要領よく紹介されてゐるが（新田均「小林よしのり氏の皇統論を糾す」、『別冊正論』第十四号所収、産経新聞社、平成二十三年）、貴重な証言なので、抄出して以下に示さう。

(大木喬任) 本官は(中略)左の修正案を提出せんとす。「大日本皇位は萬世一系なる皇統の男子之を繼承すべし」。

(伊藤議長) 修正案に男系の字を除けり。故らに之を省くの意なるか。

(大木) 然り。

(議長) 第一條の修正如何に就ては最早議論も尽きたりと信ずるを以て表決を取るべし。其前に於て各位の注意を喚起すべき重要事件あり。原案には祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承スとあり。然るに修正案には故らに男系の字を削除せり。果して此の如くなるときは則將來に於て我皇位の繼承法に女系をも取るべきに至り上代祖先の常憲に背くことを免れず。

(中略、修正案否決。)

(副島種臣) 皇統の男子と云へば男系の男子たることにして説明に於ても亦判然たり。

(大木) 皇統の男子と云へば男系の男子たることに相違なし。況んや第一條は大体を論ずるの條にして其男系の男子たることは後條の所載に於て判然たるに於てをや。然れども本官の修正説は少数の爲に否決したれば今更論ずるも亦詮なき事なり。

以上、近現代の歴史を垣間見たが、我が国の歴史の流れの全体を通観した場合はどうなるか。それを充分に探求して制定にまでこぎつけた成果が、明治の皇室典範であった。明治の皇室典範と現行皇室典範の間には法的連続性はないが、「皇位の継承は男系の男子に限り、女系、女子を排す」ことを始めとして、基本的内容は、ほぼ受継がれてゐる。

五. 今後採るべき方策

「皇室伝統」を弁わきまへた皇位の安定的継承方策としては、皇位継承権を保有される男系男子が御当主の宮家といふものを、まづは考へなければならぬ。その家族構成も含めて、それらの宮家を含む集合体の「皇室」の規模をいかに適切に安定的に維持するかが、衆参「附帯決議」の中の「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」の意味する所ところである。

女性宮家、女性天皇については、危機管理上の問題として、天皇と男子皇族方が突然お一人もゐなくなった場合等において、皇統に属する男系の「未婚の女性皇族」が急遽きんげん一時的にその役割を果さざるを得なくなるやうな、極めて例外的な非常時における可能性も考へられない訳ではないが、現状では課題とはなり得ない。

安定的な皇位継承を確保する方策としては、戦後、皇籍離脱を余儀なくされた「旧十一宮家」の男系男子孫の中の適切な方々に、まづは「皇族の御身分」を取得していただくことが先決の事項とならう。

明治時代に入ってから神宮の式年遷宮の御用材の檜が不足し、それをしのぐための諸方策が検討された。「御正殿ごしょうでんの柱の基礎をコンクリートや石材を用ゐて強化し、遷宮の実施間隔を二十年の倍以上に引き延ばす方策」も検討対象となった。その時、明治天皇は、「原理原則を變へる前に、用材確保の方法を考へよ」と仰せられた。最終的には、神宮の建築様式には一切変更が加へられず、神宮備林（御み杣山そまやまと呼ぶ木曾きその御料林）や神宮の宮域林で新たに「造林」事業が開始されることになったといふ（竹田恒泰、八木秀次共著『皇統保守』、PHP研究所、平成二十年）。

安定的皇位継承方策に関しては、明治天皇のこの例に倣ならひ、古来の伝統を重んじた皇位継承の在り方を、ひたすら踏襲する道を選ぶべきであらう。

第六節「女系継承」に道を拓く皇女制度

《書き下ろし。令和四年十一月執筆》

令和二年十一月の菅政権の時に、政府が「皇女制度」といふ新しい制度を検討してゐるとの報道があった。この制度は、御結婚により皇籍を離脱される女性皇族に「皇女」といふ呼称を贈り、御結婚後も、一般国民の身分で引き続き皇室の御公務を担っていたたくとする案である。この案は、かつて、平成二十四年の野田政権の時に、「尊称保持案」といふ名称で議論されたものである。

この「皇女制度」について、竹田恒泰氏と竹内久美子氏が、いち速くその危険性を指摘して、警鐘を鳴らすべく反対論を展開された。筆者もそれらを一読して、納得させられた次第である。

竹田氏の論文は、『皇女』制度は問題だらけ」といふ題目であった（『正論』令和三年二月号所収）。竹内氏の論文の副題は、「皇女制度で『女系天皇回避』と思つたら大間違いですヨ！」であった（竹内久美子「皇族の公私を問う」、『WILL』令和三年二月号所収）。以下に、

それぞれの表題が示すところの要点を、参考に供するために抄出して示しておきたい。繰返すが、筆者は、両論文の内容に納得し賛同してゐる。

一・竹田恒泰氏の『正論』掲載論文の抜粋（令和三年二月号所収）

私が尊称保持案（引用者註・皇女制度のこと）に反対する最大の理由は、なし崩し的に「女系」天皇へ誘引されることが目に見えているからである。

「皇女」がご結婚後も御公務をなさること、「皇族と民間人の間に位置する」ような印象を国民は持つだろう。（中略）

その「皇女」の御公務は国民からも注目され、「皇女」が男の子をお産みになったら、そのことも大きく注目されるに違いない。「皇女」ご一家は、民間人ではあるけれど、限りなく皇族に近い存在として、国民から親しみを持って見守られることになるだろう。

そして、「皇女」の子が聡明で感じの良い青年に育った頃、万一皇室の若い世代（悠仁親王殿下の子や孫の世代）に男子がいらっしゃらない状況だったら、「皇女」の子を天

皇に推す意見が持ち上がることは間違いない。もし、世論が味方したら、「女系」天皇が成立することになるだろう。(中略)

皇位継承を担うことができない宮家(「女性宮家」)や、「皇女」を確保するよりも、皇位継承を担える皇族を確保することが先決ではないのか。(中略)

女性皇族がご結婚後も、現在のお役割を担い続けることは自由であり、担わないことも自由である。したがって、「皇女」制度がないから、元皇族が公のお役割を担えないということはないのであり、「皇女」制度は何のための制度であるか不明と言わざるを得ない。秋篠宮家の内親王二方も、「皇女」制度とは無関係に、将来の天皇の姉として、弟宮をお支えになるのは当然である。

二. 竹内久美子氏の『WILL』掲載論文の抜粋(令和三年二月号所収)

(令和二年)十一月二十四日、菅政権が提示した「皇女」——これは表向き、女系天皇の誕生を危惧する保守派から「女性宮家」創設への批判が強く、それを避けるための措置ということでしょう。ですが、納得するのはまだ早い。この「皇女」も女系天皇誕

生の危険性を孕^{はら}んでいるからです。(中略)

本来「皇女」とは、天皇の娘を指す言葉です。しかし、ここで言う「皇女」とは民間に嫁いだ女性皇族を指します。一部、公務を担う特別職国家公務員として扱われ、当然ながら給料も支払われる。要するに、皇籍離脱はされるが、皇室の公務は継続的に担うということです。

今後、(引用者註・例へば小室眞子さんが)もし順調に公務をこなして「小室さん共々皇籍復帰していただく」「もう認めてあげてもいいのでは」という論調が強まるとどうなるのか。お二人の間に子どもがお生まれになれば、その子が初の女系天皇となる可能性は十分にあります。

「皇胤たる元皇族」といふことは、それだけで、実は立派な「御身分」なのである。結婚された「元皇族」の女性方は、一応は民間の中の一般国民として分類されるであらう。だが、現皇族と一般国民の間に位置するところの、おそらくは公的警護の対象にもなる「特殊な方」扱ひにならざるを得ないだらう。従って、もし、結婚前に皇族として扱はれてゐた公的なお役目を結婚後も担はれるといふ場合には、そのお役目は「皇室の御公務では最^も

早ないのである」といふ建前にしなければ、のちのち、皇室が引き継ぐべき御公務の数が増す一方とならう。さう考へると、結婚前に担はれてゐた御公務を「皇室の御公務」から外して、その後に新たに「元皇族」である皇胤女性の「一代限りのお役目」として引き受けられることにするのが、制度的には適切と思はれる。もし「二代限り」としなければ、皇室の女系子孫の方々が、「皇室の御公務」であつたお役割を家系として継いでゆくといふことにもならう。それは制度として果して好ましいことなのか。

第四章 「皇祖神の系譜」

第一節 記紀神話に見る「皇祖神の系譜」

《『国民同胞』 平成十八年四月号、並びに平成二十七年八月号と十月号所収の二つの小文を一つにまとめて、さらに加筆・修正。改題》

皇位継承問題を論じる場合、「神話伝承と歴史を混同してはならない」と語られることがある。神代の叙述には、上古の人々の思想や『記』『紀』成立以前の歴史の断片が反映されてゐるとはいへ、歴史事実と同等には扱へないとは思ふ。しかし同時に、人の心に及ぼす影響の点では、古来絶えることなく続いて来た日本民族の神話の伝承と神々への信仰の方が、「人ノ代」の歴史的事実や経験のみに基づく人智よりも重きをなす場合が実はしばしばある、とも思ふ。はるか古より千年を優に超える時を経て、今なほ伝へ続けられてゐる神話（神代の物語）といふものは、日本民族の「心の事実」として重視されるべきであらう。以下では、皇位継承問題を考へる上でも大切と思はれる、「皇祖神の系譜」について論じてみたい。

一、「女系継承」を容認すべきとする見解と、その依拠古文

皇位継承問題については、残念なことに、いはゆる保守系学者の間で見解が分れてゐる。それらの見解は、当然ながら古文に論拠を求めてゐる。そこで筆者も、「女系による継承」を容認すべきと主張してゐる田中卓皇たくわ學館大学名誉教授の論拠を簡潔に整理し、それに異を唱へる立場から、古文を辿りつつ、我が国の神話の世界における「皇室の御祖先の神々の系譜（神々の血統関係を図的に記したものの、皇祖神の神統譜）とはいかなるものなのか」を確かめてみたい。

田中卓氏は、かつて、女性天皇、女系継承を認める見解を発表した。（寛仁親王殿下へ―歴史学の泰斗たいとからの諫言かんげん 女系天皇で問題ありません、『諸君！』平成十八年三月号所収）。氏の論拠となつてゐたものは、『日本書紀』（神代卷、第一の一書）に載つてゐる、天孫降臨の際にあまてらすおほみかみ天照大神（『日本書紀』での表記）がニニギの尊みことに「こと依よさし」なされた「天壤無窮の神勅」である。

葦原あしはらの千五百秋ちいほあきの瑞穂みづほの国は、是れ吾こが子孫うみのこの王きみたるべき地くになり。宜よろしく爾皇孫いましすめみまゆ就ゆき

て治せ。行ませ。宝祚の隆えまさんこと、当に天壤と與に窮まり無かるべし（前掲・田中卓論文）。

田中氏は、この神勅の「吾が子孫の王たるべき地なり」を取り出して解釈し、「天照大神の子孫であれば、男子でも女子でも、また、男系であつても女系であつても、皇位に即かれて何の不都合もない」と言ひ切つてゐる。続けて、皇室典範の第一条条文の改定私案として、「皇位は、（中略）皇統に属する子孫がこれを継承する」を提示して、「皇統に属する男系の男子」の規定を「皇統に属する子孫」に拡張すべきと主張してゐた。

神話が語る神々の御意思は、田中氏が指摘するやうな所に果して存するのであらうか。

二、「皇祖神歴代系図」と「天皇歴代系図」

神社本庁は、「皇統に属する男系による皇位継承の大原則」を護らうと、チラシ（平成十七年当時に配布）を作成してゐる。それには神武天皇から始まる「天皇歴代系図」が記されてゐて、皇位が男系の歴代天皇によつて継承されてきたことが、一目瞭然となつてゐる。

また、明治二十八年に明治天皇に上進された『旧譜皇統譜』（宮内庁書陵部所蔵）所載の「皇祖神の系譜」を見てみると、そこには神武天皇以前の、イザナギの大神から神武天皇に至る神代六代の継承が示されてをり、筆者の眼から見れば、それらは総て「男系継承」であるかの觀を呈してゐる。そこで、以下に、『古事記』と『日本書紀』の記述に沿つて、「皇祖神の系譜」を辿りつつ、筆者なりの説明を試みてみたい。

三、靈的御行為で御出現の神々

『古事記』の叙述では、イザナギの大神とイザナミの大神の二柱ふたはしらの始原神しげんしんが、日本の国土を造り固め森羅万象しんらばんじやうを生み出された。その後、しばらくしてののちに、イザナギの大神が、お独りで左の御目みめを洗はれた時に天照大御神（『古事記』での表記）が、また、御鼻みはなを洗はれた時にスサノヲの命みことがそれぞれ出現されてゐる。この二柱ふたはしらの御子みこは、「禊ぎ祓ひ」といふ御行為によつて靈的にお生れになつたのである。靈的父親は共にイザナギの大神である。

【筆者註】ここで「靈的」といふ言葉を用ゐたが、この「靈的」といふ言葉は、分りにくい言葉かもしれない。本居宣長は、『古事記伝七之卷』で「必ず夫婦めをあは交合あはされば、

子は成ぬ物と思ふは、神ノ道の奇靈（ふしぎ）を思はで（思はないで）、尋常の理に迷へるなり」と説いてゐる（倉野憲司校訂『古事記伝（二）、岩波文庫本』）。ここでは、「尋常の男女の肉体的關係」を伴はずに子が成り出でる場合に、「靈的」といふ言葉をそれぞれ言葉の頭に付け加へてゐる。すなはち、「神ノ道の奇靈による場合」（人智でははかりがたい靈妙な力の發動による場合）にである。

さて、次の代のアメノオシホミミの命は、「スサノヲの命」と「天照大御神御所有の物実（物の出来るもと、材料。ここでは神々の成るもと）」との靈的御關係で出現されてゐる。

ここで、夜久正雄・亜細亜大学教授の著書『古事記のいのち』所載の「古事記のあらずち」部分を拝借させていただき、それに多少の説明を加へると、『古事記』のその件は、以下のものとなる（註・対象となる『記』『紀』の件は、「誓ひ」と「詔別」の段である）。

誓ひは、天の安の河を中にして行はれました。まづ天照大御神がスサノヲの命の剣を受け取つて三つに折つて、珠の音もさやかに天の眞名井の水に振り滌いで、その折つた剣の一つを御自身の口に含ませて、こまごまになるまで嘔みに嘔んで吹きだすその息吹のさ霧の中から、タケリビメが生まれます。最終的には、天照大御神からは三柱

の女性の神々が生まれます。次にスサノヲの命が天照大御神の左の「みづら」に纏まといていらっしやる五百津いほつの御統みすゑの玉たま（註・多くの勾玉まがたまを緒をで貫くき連ねて輪にしたもの）を乞ひ受け取って、前のやうに天の眞名井の水に振り滌いで、それを自身の口に含ませて、嚙かみに嚙かんで吹きだすその息吹のさ霧の中から、正勝まさか吾勝あかつかはや勝速日あめの天之忍穂耳おしほみみの命といふ勝利の男神をがみが生まれます。最終的には、スサノヲの命からは五柱いつはしらの男性の神々が生まれます。間髪を入れずに為された天照大御神の言挙げのりわけ（詔別）によって、この五柱の男性の神々は天照大御神の御子孫となられ、三柱の女性の神々はスサノヲの命の御子孫といふことになりました（夜久正雄著『古事記のいのち』、国民文化研究会発行、平成十年第三刷版に基づく）。

さて、天照大御神が身につけられてゐた「物実」の五百箇の御統の珠たまは、大御神御自身みこの靈的御分身でもあるから、お生れになつたアメノオシホミミの命は、天照大御神の靈的御子みこであられるとともに、スサノヲの命の靈的御子でもあられる。「誓約うけひ」（神に祈いのって審判を仰ぐ行為）といふ靈的御行為でお生れになつたとはいへ、その靈的親神おやがみは、天照大御神とスサノヲの命なのである。続いて次々と成り出でられた四柱よせしらの男性神の場合も同様

である。

この場面での、スサノヲの命に向けて発せられた天照大御神の言挙げは、『古事記』では以下のものとなつてゐる。

この後に生れし五柱の男子は、物実我が物によりて成れり。故（それゆゑに）、自ら吾が子ぞ。先に生れし三柱の女子は、物実汝が物（そなたの物）によりて成れり。故、すなはち汝が子ぞ（倉野憲司校注『古事記』、岩波文庫本）。

一方、『日本書紀』の本文での言挙げは、「是の時に、天照大神、勅して曰はく」として、以下のものとなつてゐる。

其の物根を原ぬれば、八坂瓊の五百箇の御統は、是吾が物なり。故、彼の五の男神は、悉に（ことごとく）是吾が児なり。（中略）其の十握剣は、是素戔嗚尊の物なり。故、此の三の女神は、悉に是爾が児なり（坂本太郎ほか校注『日本書紀（一）』、岩波文庫本）。

ここで、天照大御神は、実に明快に理屈づけをなさつてゐる。『記』と『紀』の本文での理屈は同一で、それは、「出産された子供といふものは、その子供を出産した当人に帰属するのではなく、その子供が生まれる元となつたところの、《種（物実、物根）》を提供した者に帰属するものなのだ」といふ理屈である。これを、「人ノ代」の理屈に置き換へれば、子供といふものは、出産した母親ではなく、種を提供した父親に帰属するものなのだといふ理屈になる。これは、祖先を遡るには、まづ父、次にその父と、古に向つて順次父系を辿つてゆくものなのだといふ、正に「男系（父系）継承の理屈」である。皇祖神の系譜における「男系継承の神勅」、それが、高天原を統治される天照大御神が、スサノヲの命（尊）との戦ひの中で発せられた勅であつた。この件では、スサノヲの命（尊）は、何の抵抗も示さず、それを受容れたと受け取れる。そして、この時のアメノオシホミミの命の父親神は、明らかに天照大御神であられた。

かう考へると、天照大御神は、イザナギの大神に始まる「男系継承の系譜」を守り抜くといふ明確な御意志のもとに、まづは長子アメノオシホミミの命たち五柱の男子を、御自身「父親神の役割」を担はれて誕生させ、次いで、この男子達を御自分の跡を継ぐべき「御自身の霊的御子」と定められた（詔別られた）ものと、解釈することが出来るであらう。

四、「御合して」御誕生の神々

次の代のニニギの命は、アメノオシホミミの命とトヨアキヅシヒメが「御合して」（御結婚して）お生れになった。トヨアキヅシヒメは、他系である高木の神のムスメである。次の代のホヲリの命は、ニニギの命とコノハナノサクヤヒメとの「一宿婚」でお生れになった。コノハナノサクヤヒメは、傍系の大山津見の神のムスメである。次の代のウガヤフキアヘズの命は、ホヲリの命とトヨタマヒメとの「婚」でお生れになった。トヨタマヒメは傍系の海の神のムスメである。次の代の神武天皇は、ウガヤフキアヘズの命がタマヨリヒメを「娶る」（妻にする）ことでお生れになった。タマヨリヒメは傍系の海の神のムスメである。

以上のやうに、イザナギの大神——父親神としての天照大御神——アメノオシホミミの命——ニニギの命——ホヲリの命——ウガヤフキアヘズの命——神武天皇と、イザナギの大神に始まる皇祖神の系譜（神統譜）は、実に見事に「男系」一系で描かれてゐるのである。

五、皇室の最初の祖先神（皇室の始祖神）としての天照大御神

では何故、至高至貴の皇祖神こうそしんは始原神・イザナギの大神ではなくて、次の代の天照大御神なのであらうか。天照大御神（天照大神）をもつて、地神ちじん第一代、すなはち、皇室の祖先神の初代（皇室の始祖神しそじん）と位置づけたその理由（解釈）は、北畠親房著『神皇正統記』（一三三九年）と山鹿素行著『中朝事実』ちゅうちょうじじつ（一六六九年）に見ることができ、親房と素行が述べる理由は同じで、それは以下に示すやうに『日本書紀』本文の記述に基づく。すなはち、

天照大神とアメノオシホミミの尊みことは降臨されずたかまのほらに高天原にとどまられたが、地神第一代、第二代と数へ申し上げる。その理由は以下の通りである。

「イザナギの大神とイザナミの大神は、大八洲国及び山川草木をお生みになった後に、共に相談して、天下の主者あめのした きみものを生まうとして、その結果、天照大神がお生れになった。そこで、その初志を大切にして、天照大神をもって皇室の最初の祖先神（皇室の始祖神）とした」。

おそらくさう考へたのであらうと、親房と素行は、それぞれの著書で述べてゐる（北

畠親房著・岩佐正校注『神皇正統記』、岩波文庫本、平成二十年版。並びに、荒井桂著『山鹿素行』中「朝事実」を読む」、致知出版社、平成二十七年）。

筆者も、さう考へるのが妥当であると考へてゐる。イザナギの尊は神世七代の最後に連なる神であり、かつ、神功を了へられて途中で早々と御退場になるので、次の代の天照大神をもつて、「世系第一」や「地神第一代」と表現することが多い。イザナギの尊は、さらに「古い」別の神群である神世七代にも同時に属すといふ取扱ひなのであらう。

さて、スサノヲの命は、高天原から追放され、その後八咫のヲロチを退治するが、その尾の中に草薙の大刀（草薙剣のこと）を発見して、それを姉君・天照大御神に献上して伸直りをされた。神話では、スサノヲの命は天照大御神を超えて尊位を占めるやうな神としては、決して描かれてはゐない。天照大御神は、御夫君を持たれず、男系の独身の女神として、高天原の統治者たる尊威を全く損なはれることなく、今日もなほ照り輝かれてゐる。そして、皇統初代の神武天皇から数へて第二百二十五代の今上陛下（現上皇陛下）は、男系のみで継承されてきた「万世一系の皇統」の正統な御子孫であるばかりでなく、さらに「古い」神代の「イザナギの大神」から続く、男系継承の末裔でもあられるのである。

従って、冒頭に紹介した田中卓皇學館大学名誉教授の「男系であっても女系であっても、どちらの継承も容認」といふ主張は間違つてゐるし、氏が提示した皇室典範第一条の改定私案は受容れ難い案なのである。

六、『大日本史』本紀の巻頭文

田中卓氏は、その後、平成二十五年に著した著書の中で、やはり「女系継承」を容認すべきとして、以下のやうな別の趣旨の主張を展開してゐる。

血統（世系）の上からは天照大神から始まるというのが皇室の所伝であり、天照大神が^ク女神であることを思えば、皇統のそもそもの始まりは既に^ク女系であつたのだから、皇統というものは女系であつてもよいのである（田中卓著『愛子さまが将来の天皇陛下ではいけませんか 女性皇太子の誕生』、幻冬舎新書、平成二十五年）。

確かに、女神である皇祖神・天照大神を、「初め」、あるいは「間あひだ」に入れる系譜であれば、

その系譜を「男系継承」と見做すことには無理があると感じる向きもあらう。しかし、初代・神武天皇以来、百二十五代にわたって、嘗々として男系継承により「万世一系の皇統」が守られ続けてきた我が国の「国家の伝統」からすれば、神代の物語においても皇祖神の系譜は男系継承であるとする解釈が最もふさはしいと考へるのも、また、自然な成りゆきであらう。このやうな考へ方からか、『古事記』や『日本書紀』所載の天照大神は女神ではあられるけれども、実は、イザナギの大神から始まる血統の継統を示す神統譜では、「天照大神は、男系継承の一翼を担はれる確乎とした御存在なのだ」との解釈が、古来、我が国の代表的思想家達によって示されて、その解釈が当然のこととして守られ続けてきているのである。

従つて、ここからは、「皇祖神の系譜」について過去の代表的先人達がこれをどのやうに理解してきたのかを、我が国の代表的な歴史書である水戸藩の『大日本史』だいにほんしに基づいて、以下に確認してみたい。

水戸藩では、長い期間と多額の費用をかけて、『大日本史』を刊行してゐる。この事業は明暦三年（一六五七）に始まり、最終的に完成したのは明治三十九年（一九〇六）のことで、

本紀・列伝・志・表の四部門、全三九七卷（別に目錄として五卷）となつて結実した。

『大日本史』の紀伝（本紀と列伝の総称）については、文化三年（一八〇六）から出版の準備が開始された。はじめに刷り上がった本紀二十六卷（神武紀—天武紀）の版本が、まづ文化六年に幕府へ献上された。翌文化七年には、上表文を添へて朝廷に献上された。

『大日本史』本紀は、皇統第一代・神武天皇の御治績の記述から始まる。だが、その冒頭部においては、神武天皇の御祖先神である天照大神から説き起こし、神々の系譜を略述した後、この神代の部分を格調高き一文で締めくくつてゐる。その大要は、以下の通りである。

神武天皇は諱彦火火出見、小名は狭野。天祖大ひるめの尊、高天原を治めたまふ。是を天照大神と為す。天照大神の子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、高皇産灵尊の女栲幡千千姫を娶りて、天津彦彦火瓊杵尊を生みたまふ。（中略、この間、三種の神器、天壤無窮の神勅、天孫降臨、日向三代等の記述あり。）瓊瓊杵尊より下、葺不合尊に至るまで、世世相襲ぎ、天津日高の号あり。後世之を尊びて亦皆天祖と称す。天祖の胤、無窮に伝ふ。故に騰極は之を日嗣と謂ふ。上世の事は年代悠遠、神異測られず。総て之

を称して神代かみよと曰ふと云ふ」(大日本史普及会編『譯註大日本史 一本紀第一卷』所収、昭和三十一年)。「傍点、引用者」

『大日本史』のこの冒頭の記述では、天忍穗耳尊を「天祖天照大神の子」と認識してゐる。また、瓊瓊杵尊より葺不合尊までの日向三代を、「天祖」と称してゐる。従つて、天照大神—天忍穗耳尊—瓊瓊杵尊—彦火火出見尊ひこほはでみのこと—葺不合尊の五世代・五柱いつほしらの神々を、総て「天祖」と称してゐることになる。また、この『大日本史』冒頭の記述には、素戔嗚尊すさのをのみことの名前は一切出てこない。

次に、この冒頭部では、騰極(登極)、すなはち、天皇の御即位は、直接的には皇位の継承を意味するが、同時に、「天祖の胤いん」を窮まりなく伝える意味も有すとす。そして、『大日本史』が述べる神統初代の天照大神、すなはち、「日の神」の、その「胤たね(父種)・胤いん(男系子孫)」の継承でもあるが故に、皇位の継承を「日嗣ひつぎ」と言ふ、としてゐる。最後に、「人ノ代」の皇統初代・神武天皇より以前を「神代」と総称して、明快に「人ノ代」と区分けしてゐる。

神武天皇から遡ること天忍穗耳尊までの世々は神代のことではあるが、これに「人ノ代」

の理屈を当てはめて、あへて「胤の継承」について検討してみると、この範圍におけるそれら神統の継承は、明らかに総て「男系男子の血統による父子継承」と見做せる。しかし、その一代前、世系第一（『旧譜皇統譜』）とも地神第一代（『神皇正統記』）とも称される天照大神と、その御子であられる天忍穗耳尊の間の「胤の継承」となると、これを、一体、どう解釈したらよいのか。『大日本史』は、これを『日本書紀』の記述にならひ「天照大神の子」とだけ簡潔に表現してゐる。『古事記』、『日本書紀』、『古語拾遺』等を参考にしたことが割注から読みとれるが、納得するに足る先学の十全な学問成果があつたからであらう。その先学の一人が谷川士清であり、いま一人が本居宣長ではなかつたかと、筆者には思はれる。

七. 神武紀への神代紀の付加

ここでは、その要点となる江戸時代の国学者・本居宣長と谷川士清の見解をそれぞれ紹介し、記紀の誓ひ・詔別の段において、女神であるアマテラス大神が「父神の役割」を担はれて、その結果、アメノオシホミミの尊が御誕生になつたといふ、国学者二人による神

話の解釈を、以下に簡潔に示してみたい。

谷川士清と本居宣長は、江戸中期にそれぞれ伊勢の国に生れた。二十一歳年上の士清は、宝暦十二年（一七六二）に、『日本書紀』の註釈書『日本書紀通証』三十五巻の大著を刊行してゐた。一方、宣長は、寛政十年（一七九八）に、『古事記』の註釈書『古事記伝』四十四巻の大著を書き上げた。二人は、ともに医を業としてゐた。交際が深まるにつれ、参考書を互ひに貸与、融通し合ふ親密な仲になつたといふ（谷川士清先生事跡表彰会編『谷川士清先生伝』、大日本図書、明治四十四年）。

さて、『大日本史』は、明暦三年（一六五七）に、当時はまだ世子であつた水戸藩第二代藩主・徳川光圀の命により編纂が開始されたものだが、文化七年（一八一〇）に、前述したやうに、本紀の刊本二十六巻が、第七代水戸藩主・徳川治紀より朝廷に献上された。それに先立つ七年前の享和三年（一八〇三）閏正月四日には、特筆すべきことが行はれてゐる。水戸藩の史臣、高橋廣備・藤田一正（註・藤田幽谷のこと）達が、上公、すなはち第六代水戸藩主・徳川治保に数条についてお聞き入れを願ひ出たところ、お許しを得たのである。

（閏正月）四日、廣備・一正等、神武帝紀の首に天祖の世系を加書し、及び其の他紀事

の間、務めて本書（註・『日本書紀』のこと）に従ふ等の事數條を請ふ。上公之を可とす。（岡崎正忠「修史復古紀略」、大日本史普及会編『譯註大日本史 十二後付 第十二卷』所収、昭和三十一年）。

すなはち、『大日本史』神武紀の首部に、前述した天祖世系（せいけい）と神器・神勅のことが書き加へられたのである。

これについては、三木正太郎氏（後に皇學館大学教授）の論文「大日本史と國學者」がある。その中で三木氏は、谷川士清が、安永三年（あんえい）（一七七四）に既に藤堂家所蔵の『大日本史』紀伝に眼を通し、「もし神代紀を除外してしまへば、無窮の皇統をはじめとして各氏の出自を知ることができず、國体の本源が明確にされない」（『読大日本史私記』）と批判してゐること、また、本居宣長も寛政五年（一七九三）に書き始めた『玉勝間』（たまかつま）の中で、「神代史を除外して神武天皇より筆を起したのは、外国の史書に捉はれたためで、彼我國体（ひが）の相違を考へないところより出た誤りである」と批判してゐることを、それぞれ紹介してゐる（日本學協會編『水戸学集成5 大日本史の研究』所収、国書刊行会、平成九年復刻版）。『大日本史』神武紀に神代紀が略述付記されたことは、士清、宣長両者による『大日本史』批判が

直接的契機であつたかどうかは分らないが、このやうな考へ方が水戸藩の史臣達に受容れられたからなのであらう。

神代紀を抜きにしては、天皇の御存在や天皇を戴く日本の国柄、日本通史の理解も不可能である。『大日本史』が用ゐた「天祖の胤、無窮に伝ふ」といふ簡潔な表現に、神代から続く「男系継承」への篤信が見出せるのである。

八・宣長と土清の解釈

宣長は、『古事記伝』七之巻で次のやうに述べてゐる。

物実は毛能邪泥と訓べし。書紀には物根とあり。佐泥と多泥とは、其ノ物も名も通へり。後ノ世にも人の母を云には某ノ腹、父を云には某ノ種と云フ。木草の種子も同じ。此も其意なり。【谷川氏が、五男神は、物実日ノ神の物なれば、日ノ神は父の如く、須佐之男ノ命は母の如しと云るは、さることなり。】（中略）

詔別賜とは、五男三女渾て一ツに、大御神と須佐之男ノ命との御子にて、本は何れが

何れの御子と云別は無きを、今始めて物実を尋て、如此別たまふなり（以上は、倉野憲司校訂『古事記伝（二）』、岩波文庫本）。

一方、土清は、『日本書紀通証』巻四の中で、次のやうに簡潔に言ひ切つてゐる。

今按ずる（考へる）に、吾が国家、日胤（引用者註・天照大神の御血統）に非ざれば則ち踐祚の例無し。（中略）是れ誓約の本旨、万世の法を立つる者なり。（中略）

今按ずるに、（中略）夫れ根系統脉父に在りて母に在らず。五男の如きは、則ち日ノ神猶父のごとし。素尊（引用者註・素戔嗚尊）猶母のごとし。物根固より日ノ神に出づ。日種（引用者註・天照大神の御種）に非ずして何ぞや。（中略）

今按ずるに、生めるは素尊に在り。故に「取りて子養したまふ（引用者註・天照大神が受取られて養育なされた）」と曰ふ。後世養子の謂（引用者註・意味）に非ざるなり（以上は、谷川士清著『日本書紀通証二』、臨川書店、昭和五十三年、漢文体。書き下しは引用者）。

宣長、土清両者の解釈は、『古事記』、『日本書紀』をそれぞれ全巻読み通しての綿密な

判断である。「大日本史」の「天祖の胤、無窮に伝ふ」の意味も、これによって明らかとなるのである。

九、「大日本史」の「天祖の胤」といふ記述を受継いだ水戸藩の史臣達の考へ方

『大日本史』所載の「天祖の胤」といふ言葉を受継いだ後進達は、以後、これをどう解釈したのか。それを理解しようとするならば、後に『弘道館記』の解説書を執筆した二人の水戸藩史臣の遺文に頼るほかないと思はれる。

第九代水戸藩主・徳川齊昭は、天保八年（一八三七）六月に、建設予定の藩校「弘道館」の建学主旨の起草を、藤田東湖なりあきほかに命じた。東湖は、早くも翌月、齊昭に草案を提出。翌九年三月には、徳川齊昭撰『弘道館記』が出来上がった。

会沢正志斎は、齊昭の命を受けて、この『弘道館記』の主旨を和文体で分り易く解説した『退食間話』を執筆した。正志斎と同じく当時弘道館総教の職にあった青山延のぶゆき于らと相談して書き上げたとされる。この書名は、「官吏かんりが役所から帰宅して食事をとる間に、客に聞かせた話（公務の余暇に客に聞かせた話）」といふ意味で、客の問ひに丁寧ていねいに答へるとい

ふ問答形式を採つてゐる。この書は、天保十三年（一八四二）には出来上がつてゐたと考へられてゐる。

その『退食問話』の中で、正志齋は、「君臣の義」と「父子の親」について、かう述べてゐる。

人の五倫ごりんは、君臣、父子、夫婦、長幼（引用者註・兄弟のこと）、朋友の五品ごひんにて、是を五典ごてんとも申まをなり。

第一に君臣の義と申は、天照大神あまてらすおほみかみ、高天原たかまのほらにましまして、皇孫天津彦彦火瓊々杵尊あまつひこひこほのくにぎのぬすに

天位てんゐ（註・天皇の位）を伝へまゐらせし時、八坂瓊やさかにの曲玉まがたま・八咫鏡やたのかがみ・草薙劍くさなぎのつるぎ、三種の

神器たみかを授給まづひて、「葦原千五百秋之瑞穂国あしはらのちいほあきのみづほのくには、是吾子孫王これあがらのこのきみたる可べき地也くになり」と宣のたまひしより、

此神器たみかを以て、永く天位の信しんとなし給たまひ、是より君臣・父子の大義おほ著あはれて、天位の尊

き事こと、天地と共に窮きつりなく、天地闢ひらけし日より今日の今に至るまで、一人も天位を犯

すものなきは、即ち、君臣の義にして、言語を待たずして、其教自然そのをに備そなへる也。

父子の親と申は、天照大神、神器を授給まづひし時、御手に宝鏡たから（註・八咫鏡）を取らせられて、

「吾兒あがこ、此宝鏡たからを視ままさむこと、当まさに吾あれを視まるが猶ごとくすべし。」と宣のたまひしより、床ゆかを同

くし、殿とのを共にして、宝鏡たからを以て、天祖の神あまのつひこ（註・天照大神の御神体）となし給たまひ、是

より父子の親彰あはれて、天日嗣あまひつぎを受継せ給ふ君は必日神かならず（註・天照大神）の御末にましまして、神代の古より今に至るまで、皇統易かはらせ給はず、宝鏡は、天祖の神にて、永く伊勢（註・皇大神宮）にまします。今も日嗣の君、大神宮を拜し給はば、宝鏡に映し給ふ御容みすがたは、即ち、日神の遺体（註・皇祖天照大神が残された、天照大神の血統をひく御身体）にましますれば、玉体（註・天皇の御身体）は即ち日神と同体にまします。万億年といへども、同体の親したみ尽つきさせ給はざるは、父子の親、是より悖あつきはなし（今井宇三郎ほか校注『日本思想大系53 水戸學』、岩波書店、昭和六十一年版）。

正志斎にあつては、皇室の始祖神・天照大神と御歴代の各天皇とは、さながら実系による父子直系の如き男系血統で、例外なく結ばれあつてゐるものと、確信をもつて認識されてゐた。正志斎にあつては、信仰上は、御歴代の天皇とは正に「日の神」と同体、すなはち、「生ける天照大神」であられたといふことにならう。

一方、藤田東湖は、やはり斉昭の命を受けて、かつて起草に携つた『弘道館記』の含意を人々に十分に呑み込ませるために、漢文体の解説書『弘道館記述義』を執筆した。修訂を経て完成したのは、弘化四年（一八四七）九月である。

その『弘道館記述義』の中で、東湖は、「あまつひつぎ」について、かう説明してゐる。また天業を称して「阿麻都斐都岐」と曰ふ。「阿麻都斐」は天日なり、「都岐」は繼嗣なり。蓋し必ず日神の胤（註・天照大神から続く男系血統の子孫）にして、然る後に皇緒を継ぐべきを謂ふなり。（割註略）爾來、天日之嗣、世その神器を奉じて以て万姓に君臨したまひ、群神の胤、また皆その職を世にして、以て皇室を翊戴（註・たすけ敬ふ）す。これ蓋し神州、基を建つるの大端なり（前掲・今井宇三郎ほか校注『日本思想大系 53 水戸學』）。

ここに言ふ「天日之嗣」とは、「日神の男系血統を受けつぐ天皇」を指して用ゐる水戸学の慣用語で、正志齋もこの語を用ゐてゐる。「群神の胤」とは、神を祖先とする多くの氏の子孫達のことである。ここには、「氏の継承」の考へ方が示されてゐる。

【補註1】北畠親房著『神皇正統記』の見解

前記『大日本史』と同様の内容を述べたものに、『神皇正統記』がある。南北朝時代の

公卿・北畠親房は、延元四年（一三三九）秋、常陸国筑波山麓小田城において、和文体の歴史書としては初めてとなる、神代史を冒頭に置いた日本通史『神皇正統記』を執筆した。親房は、この『神皇正統記』を次の一文から書き始めてゐる。

大日本者神國也。天祖はじめて基をひらき、日神ながく統を傳給ふ。我國のみ此事あり。異朝には其たぐひなし。此故に神國といふなり（岩佐正校注『神皇正統記』、岩波文庫本、平成二十年版）。

「日神ながく統を伝給ふ」の「統」とは、「国を統治する者の血統」の統であらう。すなはち神統・皇統を貫く血統である。親房は、それまでの我が国の歴史を顧みて、「人皇」第一代・神武天皇以降の皇統においては、一貫して男系継承により「皇位の継承」が行はれてきたことを確認した。さらに信仰上の世界に遡及して、地神第一代・天照大神以降に於いても、この「男系継承」の原理が認められることを把握した。そこで、神代から続く「この最重要の事実（特質）」を、「我が国のみ独自性」と捉へて、確乎たる自信と誇りをもつてこれを表現した。それが、「日神ながく統を伝給ふ」といふ簡潔な一文である。

「天祖はじめて基をひらき」とは、天照大神が、さらに先に出現された神々に連なること存在であることを、親房が、『日本書紀』の本文に即して述べたものであり、「天祖」とは、くわんとしたちのみこと国常立尊を指してゐる。国常立尊の五行の徳（木・火・土・金・水）にこきよう応じて現れた国常立尊の五種の御分身が一つにあはさり、それが陰陽の二種に成りわかれて、陽神、陰神が成りいでられた。我が日本の始原神・イザナギの尊とイザナミの尊の御誕生である。

親房は、国常立尊一柱と、国常立尊の五種の御分身と、イザナギの尊・イザナミの尊の夫婦一組をもつて、てんしんしちだい天神七代（かみよななよ神世七代）と解釈したのである。

【補註2】 洞院満季撰『本朝皇胤紹運録』の見解と、付記された説明文

古来、権威ある代表的な皇室系譜として認められてきたものに、『ほんちゆうこういんじょううんろく本朝皇胤紹運録』がある。この天皇・皇親の系図は、おうえい応永三十三年（一四二六年）に、ごこまつ後小松上皇の命により、とういんみつすゑ内大臣・洞院満季が新作した系図であるとされる。既往の「帝王系図」を基礎として編集されたもので、くわんとしたちのみこと国常立尊に始まるてんしん天神七代、天照大神以降のちじん地神五代を冒頭に掲げ、にんのう神武天皇以下のにんのう人皇の系譜をそれに続けてゐる。この系譜は、天神七代、地神五代、人皇第一・

神武天皇と捉へる点では、『神皇正統記』と同一の「神統譜」（皇祖神の系譜）となつてゐる。これは、両者が共に『日本書紀』の「本文」の内容に沿つて書かれてゐるからであらう。

天神七代の最後の一代である陽神・イザナギの尊と陰神・イザナミの尊の夫婦神以降からは、親子・兄弟の続柄が縦・横の系線でそれぞれ示されてをり、この夫婦神は、天照大神とツクヨミの尊、そしてスサノヲの尊を産んだことが記されてゐる。

さらに、この系図では、天照大神とアマノオシホミミの尊ほかの五男神だけが「縦の系線」で結ばれてゐて、両者は親子関係にあることが示されてゐる。アマノオシホミミの尊の次の代であるニニギの尊からは、縦の系線に沿つて各名前の下に「母」の名前が記されてゐるが、一代前のアマノオシホミミの尊の名前の下には、アマノオシホミミの尊の「母」の名前は記されてゐない。その代りに、アマノオシホミミの尊の名前の下には註記がされてゐて、それは、以下の一文である。

スサノヲの尊第一子。天照大神、誓約を立てて、以て子と為す。

これをどう理解するか。アマノオシホミミの尊は、まづは、天照大神の「父系上の実子」

であることを「縦の系線」をもって示し、同時に、スサノヲの尊の「第一番目の子」でもあることを、「母」の註記にならひ、あたかもスサノヲの尊が「母」に当るかの如きこの「註」をもって示したものと、筆者には受け取れるのである（以上は、『群書類従 第五輯』所収の「群書類従 卷第六十 本朝皇胤紹運録」に従ひ、その系譜の内容を略述した。また、神名はカタカナ書きで略記した）。

○

以上、「皇祖神の系譜」に関して、「過去の代表的先人達が、これをどう理解してきたのか」を辿ってみた。そこには、田中卓氏の主張とは異なる見解が示されてゐる。「神代において、天照大神をはじめとする神々は一貫して男系継承を求められてゐたのだ」と判断できる見解を、過去の代表的先人達は示してゐたのである。

第二節 近代皇室制度における「皇祖神の系譜」

《『国民同胞』平成二十七年八月号所収の一部、並びに令和三年七月号所収の小

文とを一つにまとめて、さらに加筆。改題》

一・昭和二十一年年頭詔書の渙発にひそむ御英断

昨年（平成二十六年）、『昭和天皇実録』が公開された。『文藝春秋』では、早速、半藤一利氏らの鼎談が企画された。そこでは、昭和二十一年元旦に渙発された詔書の起草をめぐる『実録』記事を、話題の一つに採り上げてゐる（『文藝春秋』平成二十六年十一月号所収）。その『実録』の部分を、以下に紹介する。

《昭和二十年十二月二十七日の『昭和天皇実録』の記事》

（昭和天皇は、今後の国家の進路を示す観点から）詔書案中に五箇条の御誓文の趣旨を挿入するよう御希望になる。なお天皇は、後水尾天皇が御病氣治療のため譲位されたことに触れ、天皇が現人神とされていた時代は非常に不自由なりし旨を述べられる。

《昭和二十年十二月二十九日の『昭和天皇実録』の記事》

（引用者註・この日、政府詔書案に修正を加へたGHQ修正案が届いた。その中でGHQは「天

皇をもつて神の裔すゑなりとするのは架空なる観念である」と書き換へてゐた。昭和天皇は、これに
対して）

朕が神の裔でないとするには反対である。

（引用者註・と御意見を述べられた。結局この部分は、三日後に渙発された詔書では、直接的表
現としては触れられてゐない。）

二十五年前に上梓じまうしされた木下道雄著『側近日誌』（文藝春秋、平成二年）には、昭和二十
年十二月二十九日の条に詳しい関連記事が載つてゐる。当時侍従次長だった木下氏は、詔
書案について相談するため、前田文相、次いで吉田外相とそれぞれ面談した。木下氏が詔
書案中最も気に入らなかつたことは、次の一事である。

（朕と我國民との間の紐帯ひもたひは、）日本人を以て（木下註・これをMac自身はEmperorと書き改
めた）神の裔すゑなりとし他の民族に優越し世界を支配すべき運命を有すとの屢々しばしば日本人
の責に帰せしめられたる（木下註・これは学習院プライスの原文に首相が加入せる文句）架
空なる観念に依り説明せらるるものにも非ず、と云う所である。日本人が神の裔なる

ことを架空と云うは未だ許すべきも、Emperorを神の裔とすることを架空とするこ
とは断じて許し難い。そこで予はむしろ進んで天皇を現御神まぎみかみとする事を架空なる事に
改めようと思つた。陛下も此の点は御賛成である。神の裔にあらざると云う事には御反
対である。よつて、予は改めて考え直し、左の文を作つた。

昭和二十年の年末とは、十二月十五日にはゆる「神道指令」が発出され、我が国の文
化伝統に対して、GHQの本格的な破壊工作が開始された時期であつた。昭和天皇はその
渦中であられて、木下侍従次長とともに、「天皇は現人神ではない」とすることに賛成
されたが、「天皇は神の裔ではない」とすることには反対され、その御姿勢を貫かれたの
である。

今日の時点で昭和天皇の御治績を振り返る時、この事実を再確認することは極めて重要な
ことと思はれる。何故なら、「天皇は神の裔にあらざ」と天皇御自身が公式に認めたとな
れば、そのことは、昭和天皇ばかりでなく、各時代の歴代天皇がこれまで御齋行になつて
こられた重要な祭祀、すなはち大嘗祭だいじうさいや新嘗祭にひなめさい、さらには、神嘗祭かんなめさいや神宮祭祀までもが、
歴代の天皇方にとって「祖先祭祀」ではなくなるとともに、今後の御歴代の天皇にとつても、

それらの祭祀は、「祖先祭祀」ではないことになってしまふ。もしこれが実現してゐたら、我が国の民族信仰にとつて計り知れない打撃となつてゐたはずである。元且詔書の渙発を強要された昭和天皇が、その時に下されたこの御英断は、五箇條の御誓文を詔書冒頭に掲げられた御英断とともに、特筆されるべきことと思ふ。

二・『大統譜』に登録の「神代の大統」と『旧譜皇統譜』所載の「皇祖神の系譜」

筆者が眼を通したことのある近代の『皇統譜』に、明治二十八年七月に編集が完了して、浄写の上、つしよのかみ 図書頭・兒玉愛二郎が、宮内大臣を経て明治天皇の御手元へ上進したといふ、『旧譜皇統譜』と呼ばれるものがある（宮内庁書陵部所蔵）。この皇統譜の凡例はんれいによると、この皇統譜は、皇統第一代の神武天皇以降の人皇にんのうを主とするが、神代をその前に略載して、皇統の源を明らかにすること、また、皇統の代数を掲げて皇位継承の順序を明らかにし、かつ世系せいけい（「世系第一」である天照大神から数へた世数せすう）の数も註して、世数（天照大神に始まる「男系」の世代数）の次第を詳らかにすることに意を用ゐたとされてゐる。

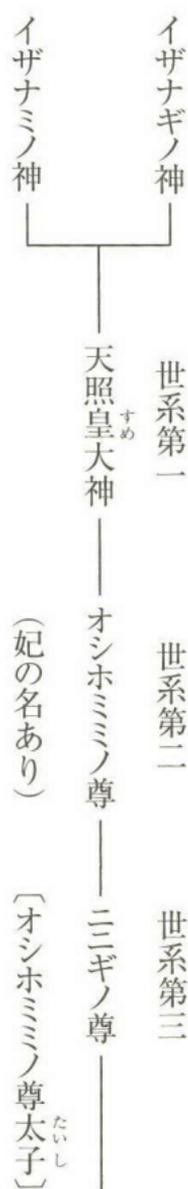
（筆者註・天照大神を「世系第一」として、天照大神からの「男系」の世代数（世数）

を数へると、上皇陛下は「世系第七十七」、今上陛下は「世系第七十八」に当られることになる。竹田恒泰^{つねやす}、谷田川惣共著^{むねとも}『入門「女性天皇」と「女系天皇」はどう違うのか』、PHPエディターズ・グループ、令和二年、に「歴代天皇系図」が載つてをり、歴代天皇の「神武天皇に始まる代数(即位の順序数)」と「天照大神に始まる世系の世数」が示されてゐるので、参考になる。)。

この旧譜皇統譜に示された神代の「皇祖神の系譜」は、概略、以下のやうになつてゐる。

(1) イザナギノ神とイザナミノ神の以前に、『記』『紀』所載の多くの神々の名が列挙されてゐるが、縦の系線、並びに横の系線は、全く引かれてゐない。それらの神々は、血統上は各々独立してゐる。

(2) イザナギとイザナミの両神に始まる以降の系譜には、縦の系線が引かれてをり、その概要は左の通りである。ただし、引用に当つては、神名は出来る限り略記し、かつカタカナ書きとした。全体の表現は、読者の理解を得やすくするために、筆者の判断で可能な限り略して表現してある。



(妃の名あり)
(御母の名あり)

世系第四

世系第五

皇統第一

世系第六

|
 ホホデミノ尊
 |
 ウガヤフキアヘズノ尊
 |
 神武天皇
 |

〔ニギノ尊第二子〕

〔ホホデミノ尊太子〕

〔ウガヤフキアヘズノ尊第四子〕

(御母の名あり)

(御母の名あり)

(御母の名あり)

(妃の名あり)

(妃の名あり)

(皇后の名あり)

この「皇祖神の系譜」の特徴は、以下の三点である。

- ・スサノヲノ尊の名は、この系譜には全く出てこない。
- ・オシホミミノ尊の御母の名は、記されてはゐない。
- ・天照大神の配偶者の名は、記されてはゐない。

この系図では、イザナギノ神と（アメノ）オシホミミノ尊の間に、スサノヲノ尊ではなく天照大神が置かれてゐる。この神代における系譜意識は、「人ノ代」^{ひとよ}における父系（男系）の血統系譜に相通ふものであると思はれる。

さて、大正十五年十月二十一日、皇室令^{こうしつれい}の一つ「皇統譜令」が裁可された。その「第四章 補則」には、「神代の大統」^{だいたう}を大統譜の首部に登録することが、第三十九条として次のやうに謳はれてゐた（内閣印刷局編『大正年間法令全書第十五卷―2』、原書房、平成八年）。

第三十九条 神代の大統は勅裁を経て大統譜の首部に登録すべし。

「神代の大統」とは、「皇祖神の系譜」のことと思はれる。皇室の戸籍は皇統譜と総称され、大統譜と皇族譜とから成る。大統譜には、天皇、皇后に関する事項が記載され、皇族譜には皇族に関する事項が記載される。筆者は、大統譜の首部に登録された「神代の大統」の内容を知らないが、先人達は、古来の諸文献を通してこの「神代の大統」をどう読み解き、最終的には、これをどう定めたのか。この大統譜の首部に登録された「神代の大統」こそは、近代の皇室制度において明文化された、日本人が最終的に定めた「神統譜」、すなはち「皇祖神の系譜」に他ならないと思ふのである。

話は前後するが、大正三年（一九一四）、皇太子裕仁親王殿下（のちの昭和天皇）が学習院初等科をご卒業になったあと、それに伴ひ東宮御学問所（とうきゆうおがくもんじょ）が東京高輪（たかなわ）の東宮御所内に開設され、東郷平八郎元帥（げんすい）がその総裁に選任された。裕仁親王殿下は、以後、初等科の同級生から選ばれた五名の御学友とともに七年間、そこで研鑽（けんけん）をつまれた。その時に使はれた教科書の一つに、当時、御学問所の御用掛であった白鳥庫吉教務主任（しらとりくらきち）（東京帝大教授、学習院教授を兼任）の手になる歴史教科書『国史』があった（白鳥庫吉著・所功解説『昭和天皇の教科書国史―原本五卷縮写合冊』、勉強出版、平成二十七年）。その『国史』巻一の「第二章 神代」の最後の箇所には、「皇祖神の系譜」が載ってゐた。それは、簡略化されてはゐるが、『旧

『譜皇統譜』の記述と基本的には全く同じものであった。従つて、大統譜の首部に登録された「神代の大統」とは、おそらくは、明治二十八年作成の『旧譜皇統譜』の「皇祖神の系譜」に大變近いものであつた可能性が高いと、筆者には判断されるのである。

三・民族信仰に基づく「皇位の男系継承」

昭和天皇は、第二百二十四代の天皇であられるが、この歴代天皇の代数（皇統譜による即位の順序数）が制度として正式に確定したのは、昭和天皇の践祚の直前であつた。近代における御歴代確定までの概要は、以下の通りである。

政府は、明治三年（一八七〇）に、まづ、大友皇子を「弘文天皇」として御歴代に加へ、また、淳仁天皇と仲恭天皇の廢帝を取消して、御歴代に加へる措置を講じた。さらに、明治四十四年（一九一一）には、「南朝」と「北朝」のいづれを正（正統の皇位）とし、いづれを閏（正統でない皇位）とするかの正閏論争が明治天皇の御判断を仰ぐ仕儀にいたり、明治天皇は、これに応じて、南朝の天皇を正統としてこれを御歴代に加へるこ

とに定められて、後醍醐天皇以下、後村上天皇、後龜山天皇が御歴代として正式に認定された。

大正十三年（一九二四）には、『皇統譜』編纂の前提となる歴代天皇の史実調査を実施するために、臨時御歴代史実調査委員会が設けられて、同委員会は、後に、神功皇后を御歴代から外し、また、南朝の寛成親王を「長慶天皇」として御歴代に加へることを決定した。

大正十五年（一九二六）十月の「皇統譜令」公布当時は、まだ確定した『皇統譜』は存在してはをらず、臨時御歴代史実調査委員会の答申などを経て、昭和天皇の践祚直前に、やうやく歴代天皇の代数が確定したのである（以上は、皇室事典編集委員会編著『皇室事典』、角川学芸出版、平成二十一年による）。

近代になって、かうして確定された御歴代の各天皇方は、遡り辿る経路に違ひはあつても、過去の女性天皇も含めて、総て父子継承の男系血統一筋で皇室の始祖神・天照大神に繋がっていらつしやる。第百二十六代の今上陛下は、信仰において神統譜に繋がる御系譜にあり、かつ紛ふことなく男系皇統のお血筋を受継いでいらつしやる。

御祖先の天照大神にお仕へするといふ天皇陛下の祭り主のお務めは、男系皇統以外の者が決して代り得ない始祖神祭祀なのである。この事が、皇位が男系皇統に限定される所以であらう。「氏の継承」の考へ方に立脚した始祖神祭祀を核心とする、広く傍系を含む男系継承といふ皇位の継承形態は、一般国民の「家の継承」とは全く異なるといふことを、我々は肝に銘じなければならぬ。

天照大神にお仕へする祭り主としてのお姿の一端は、「御鈴の儀」に拝することができ、賢所における大祭（例へば元始祭や神嘗祭）、並びに賢所における小祭（例へば歳旦祭や賢所御神樂）では、天皇陛下にのみ「御鈴の儀」があつて、その間、陛下は、天照大神の御神霊の御前に平伏されて（神道の作法では、この体勢を平伏と言ひ、最大限のお慎みを表す作法である）、ひたすら神厳な御鈴の音を拝聴なされる。三分間以上、七分間とも八分間とも洩れ承る。

神統譜に繋がる「祭り主の御歴代の天皇方」は、神徳の体現者として、代々の我らの先人達が当然至極のことと仰いできた御存在である。かうした「男系による万世一系の高き御存在」が、この祖国日本において、永きにわたつて存続してこられたのである。

神々に連なる天皇を国民の上に戴く我が国の「国の形」は、実に二千有余年にわたつて保たれて、国民を一つにまとめてきた。我が国は、世界最古の国として、今なほ堅実堅固

に生き続けてゐることに誇りを持つべきであらう。小田村寅二郎氏（国民文化研究会初代理事長）が語られた、記紀万葉時代からの史観に基づく「悠久の国家理念」といふ言葉の意味を想ひ起して、この伝統ある祖国日本の「国の形」と「皇室制度」を、今後とも子々孫々に語り伝えて、これを守り抜く覚悟が求められてゐるのである。

第五章

「神祭り」

—靖國神社招魂式と合宿教室慰霊祭と—

第一節 明治天皇の靖國神社招魂式の御製に想ふ

《『国民同胞』平成二十六年十一月号、十二月号所収。一部加筆》

(上) 軍事費大幅増額への転換

日本海海戦の二十五日前のことになるが、明治天皇は、明治三十八年（一九〇五）五月二日の夜半、宮城（今の皇居のこと）の内廷にて次の御製を詠ぜられた。日露開戦以来の殉国の英霊を靖國神社に合祀する招魂式に、天皇の思ひを寄せられたお歌である（小堀桂一郎「御製に見る明治の精神」、共著『明治天皇と日露戦争』所収、明成社、平成十七年）。

鏡

國のためのちをすてしものふの魂たまや鏡にいまうつらむ

明治天皇をはじめ明治期の父祖達は、直面した国家存亡の危機にいかに対処し、その危急をいかに克服し得たのか。前掲の明治天皇の御製を手がかりに、その一端を振り返り、現在の安倍政権と各政党が果すべき課題について考へてみたい。

一・軍艦製造費をめぐる紛糾

今から百二十五年前（平成二十六年の時点）の明治二十二年二月十一日、紀元節の佳き日に、大日本帝国憲法（以下「帝国憲法」）が發布された。翌明治二十三年には、互選によって、貴族院の多額納税者議員、並びに、伯爵・子爵・男爵議員の選出が行はれるとともに、別途、貴族院の勅選終身議員の任命も行はれ、皇族議員、並びに、公爵・侯爵世襲議員を含む貴族院議員二百五十二名、さらに、衆議院議員の総選挙が実施されて衆議院議員三百名が定まり、同年十一月二十九日、第一回帝国議会の開院式が挙行された。明治天皇は、貴族院の本会議場にて御声も高らかに勅語をお読みになられた。この日を以て帝国憲法が施行され、成文憲法のもと明治の立憲政治が開始されたのである。

しかし、初期の帝国議会の運営は、混乱を極めた。当時、衆議院では、政府に反対の立

場をとる政党の集合を「民党」と呼び、他方、政府を支持する政党の集合を「吏党りとう」と呼んでゐた。議会運営の停滞の原因は、前者の民党側が常に議会で多数を占め、かつ、民党側は、常に「政費節減」（行政費節減）、「民力休養」（課税軽減）を旗印に、政府予算案の大幅削減を主張し、一歩も譲らうとしなかつたからである。

第一回帝国議会では、明治二十四年度予算がからうじて成立した。政府は、初めてのことなので、通り易いやうに予算の中身を控へ目に抑へて提出したからである。政府は、総選挙を挟んだ第二回、第三回の帝国議会には、新規の軍艦製造費を含む二十五年度予算案を提出した。しかし、予算は成立せず、帝国憲法第七十一条「帝国議会の於て予算を議定せず又は予算成立に至らざるときは政府は前年度予算を施行すべし」の規定に則り、明治二十五年度は、前年度予算の執行となつた。そのため、「新規の軍艦製造」は見送らざるを得なかつたのである。

第四回帝国議会では、政府は、二十六年度予算案の中に、軍艦製造費の初年度分・三百三十二万円（継続総額千九百五十五万円のうちの初年度分）を計上した。この軍艦製造費をめぐる議会は紛糾した。明治二十六年二月七日、衆議院では内閣不信任上奏案が可決され、翌日、星亨とほる議長は参内して明治天皇に上奏文を奉呈した。

二日後の二月十日、明治天皇は、伊藤博文首相をはじめ各大臣、枢密顧問官等を宮中に召されて、勅語を下賜された。この御処置により政局は一変し、政府と衆議院の間に妥協が成立、貴族院もこれに同調して、明治二十六年度予算は成立を見たのである。

明治天皇は、この勅語を「在廷の臣僚及帝国議会の各員に告ぐ」といふ言葉で始められ、後半部でかうお述べになった。

国家軍防の事に至ては苟も一日を緩くするときは、或は百年の悔を遺さむ。朕茲に内廷の費を省き、六年の間、毎歳三十万円を下付し、又文武の官僚に命じ、特別の情状ある者を除く外、同年月間、其の俸給十分一を納れ、以て製艦費の補足に充てしむ（明治神宮編著『明治天皇詔勅謹解』、講談社、昭和四十八年）。

すなはち、今後六年にわたって毎年、天皇の内廷費用から三十万円を捻出され御下賜になる一方、文武官の俸給一割を軍艦製造費の一部に充てるとされたのである。

予算の成立、執行により、時をおかず、富士、八島といふ二大戦艦の建造が始まった。しかし、時既に遅く、両艦は日清戦争には間に合はなかつたのである。なほ、後日、一た

び日清戦争の宣戦布告の詔書が渙発せられるや、広島（当時大本營が置かれてゐた）に召集された臨時の第七回帝国議会では、民党、吏党の両陣營は一致協力、臨時軍事費の支出を全院一致で可決した。

二、軍事費大幅増への大転換

日清戦争の宣戦布告から八カ月半後の明治二十八年四月十七日、我が国は、圧倒的な勝利のもと十一カ条より成る下関条約に調印して、ここに日清戦争の講和が成った。ところが、この調印の直後に、清国の要請を受けてゐたロシアは、フランス、ドイツを誘ひ込み、下関条約で我が国に割譲することになつてゐた遼東半島の返還を強く勧告して来た（三国干渉）。我が国は、三国と引き続いて戦ふだけの軍事力を備へてゐなかつたため、その恫喝的強要に應じざるを得なかつたのである。

その時、国民が一瞬にして体認したことは、各政党のみならず国民が一致協力して事に当らなければ、また、充分な軍事力の備へが無ければ、我が国の存立が西欧列強の勢力下に置かれて、手も足も出なくなつてしまふことであつたらう。そのことを明白に物

語ると思はれるものが、以下に示す軍事費の推移である。

松元崇氏たかし作成の表から、まづ、日清戦争勃発前の軍事費（一般会計決算の陸海軍省費）と、それが歳出総額（一般会計決算の歳出総額）に占める割合とを、臨時軍事費特別会計の無かつた明治二十三年度から明治二十六年度までの四カ年について示してみると、次のやうになる（松元崇著『大恐慌を駆け抜けた男 高橋是清』、中央公論新社、平成二十一年）。

| | | |
|--------|--------|-------|
| 明治二三年度 | 2569万円 | (三一%) |
| 明治二四年度 | 2368万円 | (二八%) |
| 明治二五年度 | 2377万円 | (三一%) |
| 明治二六年度 | 2282万円 | (二七%) |

日清戦争勃発前年の明治二十六年度までは軍事費は頭打ちで、むしろ微減の傾向にあったことが分る。

同様に、日露戦争勃発前の軍事費と、それが歳出総額に占める割合とを、臨時軍事費特別会計の無かつた明治二十九年度から明治三十五年度までの七カ年について示すと、次の

やうになる（松元氏の表に三四年度、三五年度分を追加）。

| | | |
|--------|---------|-------|
| 明治二九年度 | 7325万円 | (四三%) |
| 明治三〇年度 | 11054万円 | (四九%) |
| 明治三一年度 | 11243万円 | (五一%) |
| 明治三二年度 | 11421万円 | (四五%) |
| 明治三三年度 | 13311万円 | (四五%) |
| 明治三四年度 | 10236万円 | (三八%) |
| 明治三五年度 | 8577万円 | (三〇%) |

三国干渉後の明治二十九年度には、軍事費は一気に従来 of 三倍を超え、翌年には、さらに従来 of 五倍近くの値に増えてゐる。この格段に異なる軍事費の大幅な増加は、第九回帝国議会の成果による。

第九回帝国議会の開院式は、明治二十八年十二月二十八日に挙行された。明治天皇は、この開院式の勅語の後半部でかうお述べになつた。

国防は曾て漸を以て完実（完備充実）を期せり。今交戦の爲め欠損せるものを補充し、并に自衛に必要な設備をなさむとし、朕が臣僚をして賛画（計画をたすける）の任に当らしめ、必要の支出に付て議会の協賛（協議し議決する）を待たしむ。而して其止むを得ざる国費の増加は、朕が忠良なる臣民の進で之を負担するに躊躇せざるを信ず（前掲『明治天皇詔勅謹解』）。

国会開設以来、有力な政党は、予算議定権と上奏権を用ゐて常に政府提出の政策の否定に走り、一方、政府は、解散権を行使してこれに対抗し、国政はただ停滞するばかりであった。しかし、日清戦争、三国干渉を経て、政府並びに各政党にも反省の機運が一気に生じ、政府および有力政党は、従来の方針を変更して提携協力することになった。

第九回帝国議会に提出された政府予算案には、軍備拡張を求め大幅増額の軍事費が含まれてゐた。陸軍は、師団を六個師団増設する計画を示す一方、海軍は、七カ年の継続事業として、多数の一級品新鋭艦の製造・配備を目指す大計画を提出してゐたのである。この予算案は、衆議院では、政府に協力することに方針を変更してゐた自由党や国民協会の賛成によつて、ほぼ原案通り可決された。貴族院においても、衆議院の議決通りに可決さ

れたのである。

その結果、日露戦争開戦時における我が国の艦隊は、日清戦争時の五十三隻、五八、五五〇トンの総兵力から、世界一級品の戦艦六隻、装甲巡洋艦六隻を中核に据ゑた「六・六艦隊」、すなはち、合計九十一隻、二三七、四九〇トンの総兵力に増強されてゐた。また、開戦直前に、イタリヤで建造されたアルゼンチンの装甲巡洋艦二隻を急遽購入すること成功した。「日進」「春日」と命名された二隻は、開戦後に連合艦隊に編入された（以上は、田中健一、氷室千春共編『図説東郷平八郎』、東郷神社・東郷会、平成七年）。

日本国民も「臥薪嘗胆」がしんしょうたん、軍事費の大幅増額による厳しい国家の財政運営や、それによつて齎される増税等の国民生活への直接負担にもよく耐へ凌ぎつつ、これらの軍備増強に協力したのである。

三、今、果すべき課題（一）

現在の我々の頭ではとても考へられないことであるが、明治二十年代、三十年代の軍事費は、国家の歳出総額の、実に二七%から五一%を占めてゐた事実注目したい。平成

二十五年度の一般会計決算を参考に、現在の我が国の歳出総額を約百兆円、防衛関係費を約五兆円とすると、現在の防衛関係費が歳出総額に占める比率は、わづか5%となる。現下の国際情勢を考へると、我が国も防衛関係費を大幅に増額して、自主防衛力の抜本的強化に向けて歩を進めるべきではないかと思ふ。

現在は、国内総生産（GDP）に対する比率で国防費の多寡を論じる場合が多い。因に、主要国の平成二十四年度国防費の対GDP比率は、米国4・0%、ロシア3・1%、韓国2・6%、英国2・2%である。一方、我が国は、1・0%を下回つてゐる（平成二十六年版防衛白書）。中国は、今年度公表分の国防予算だけでも、我が国防衛関係費の約4・2倍、ここ十年間で国防費を約四倍に増額してゐる。南シナ海、東シナ海の支配を目的に他国の島嶼奪取を図らうとする中国共産党の野望に対抗するため、我が国政府は、今こそ明治の父祖達の事績に倣ひ、防衛関係費を一挙に大幅に増額して、それを長期にわたり維持すべきであると思ふ。

〔付記〕令和四年二月、ロシアによるウクライナ侵略が始まった。岸田政権は、台湾有事、日本有事に備へて防衛費をGDP比「2%」に増額すべく、やうやく舵を切った。

(下) 靖國神社参拝といふ責務

四、国家存亡の不安な日々

小泉信三氏に次の一文がある。

近代日本の歴史において、真にわが国の独立がおびやかされた日といえ、一九〇五年(明治三十八年)五月二十七日はまさしくそれであった。この日早暁、遠く本国から地球を半周して来攻したロシアの大艦隊は、未明の日本海にその姿を現わした。そうして、海軍大将東郷平八郎の率いたわが連合艦隊によって完全に撃滅されたのである(『産経新聞』、昭和三十九年二月十日付朝刊)。

小泉氏は、この記事を執筆した二年後に、三笠^{みかさ}保存会主催の講演会で次のやうにも語つてゐる(『正論』平成十六年十二月臨時増刊号)。

この大艦隊は、果して、いつどこに現われるか。万一にも、この艦隊の、少なくとも、その主力のウラジオ入港が成功したならばどうなるか。更に、万一にも、わが艦隊が撃破されたらばどうなるか。日本そのものの存亡はどうなるか。私は今もよく覚えておりますが、その後の日々における、日本国民の苦しい不安というものは、実になんとはいえないものでありました。

五・ 決戦に向けての招魂式

三国干渉より苦節十年、祖国存亡の瀬戸際ぎはに立たされた日本の命運を一挙に決定することになるロシア艦隊との決戦を前に、明治天皇は、日露戦争の戦歿者を靖國神社に合祀する旨、また、合祀の翌日から三日間、臨時大祭を挙行する旨おほ仰せ出いだされた。日本海海戦のひと月ほど前の、明治三十八年四月二十四日のことである。そして、五月二日の午後七時より、日露戦争戦歿者に対しては初めてとなる招魂式が、祭典委員長伊東祐亨すけゆき海軍大將のもと肅々と執り行はれた（靖國神社としては第三十一回目の招魂式）。伊東大將は、日清戦争時の連合艦隊司令長官である。

明治天皇は、五月三日の臨時大祭初日には、勅使を御差遣になられた。また、五月四日の臨時大祭二日目には、皇后とともに靖國神社に行幸啓なさる御予定であったが、御違例（おやまひ）のため、天皇御名代として伏見宮貞愛親王を、皇后御名代として閑院宮載仁親王妃智恵子を、それぞれ靖國神社に参向せしめられた。五月五日の臨時大祭の三日目には、皇太子嘉仁親王が、皇太子としては初めて靖國神社に行啓された（以上は、靖國神社編『靖國神社百年史 事歴年表』、昭和六十二年による）。

厳かに執り行はれた招魂式の莊嚴な模様は、時期により多少の相違はあるであらうが、靖國神社編『靖國神社遊就館図録』（平成二十年）に記載の「招魂式次第」の説明内容に従ふと、それは、おほよそ次のやうになる。

日本海海戦を二十五日後に控へた明治三十八年五月二日の夜半、東京九段坂上の靖國神社では、日露戦争戦歿者に対しては初めての、合祀の招魂式が行はれた。境内の一隅にある招魂斎庭には、萱ぶき屋根・黒木造りの簡素な仮靈舎が建てられ、その靈舎には、靈璽簿を納めた御羽車（御神靈がお乗りになる神輿）が据ゑられた。靈璽簿にその名が記された戦歿者達の「み魂」をお招きするのである。

一連の儀を経て靈璽簿にお降りになった三万余柱の戦歿者達の「み魂」をお乗せした御

羽車は、総ての燈火が消される中、儀仗兵の榮譽礼を受けて招魂斎庭を發進、前後にお列をなして、参列の遺族のあひだを静かに遷幸し、本殿の外陣げじんに向かふ。本殿内陣ないじんの奥に奉斎の御神体の「み鏡」には、嘉永六年（一八五三）以降の殉国の英霊達が、既に数多鎮あまたまられてゐる。

やがて御羽車は本殿の外陣に到着する。ここで官司は、御羽車から靈璽簿を奉戴し、捧持して、さらに奥の内陣に参入する。そして、御神体の「み鏡」が鎮まる御神座ごしんざの間近に靈璽簿を奉安するのである。ここに、三万余柱の「國のためのちをすてしものふ」達の新たな「み魂」は、靈璽簿から御神体の「み鏡」に乗り遷られる。

まさにその瞬間に思ひを馳せられて、宮城の内廷にて詠ぜられたと解釈されるお歌が、冒頭に掲げた次の明治天皇の御製である。

國のためいのちをすてしものふの魂や鏡にいまうつらむ

御製のなかの「うつる」とは、「遷る（移る）」の意と思はれる。

全国民の緊張と不安がまさに頂点に達しようとするこの祖国危急存亡の時に、明治天皇

は、日露開戦以来、祖国防護の戦ひに勇戦奮闘し、祖国に殉じた三万余柱の将兵達を偲ばれつつ、その「み魂」を、護国の英霊達にとつての「とこしへの御神座」、靖國神社内陣の「み鏡」に合祀せしめられたのである。また、御予定の靖國神社臨時大祭への行幸こそは叶はなかつたが、その二日前の招魂式の当夜、合祀の瞬間に思ひを馳せられて、宮城内廷にて御製を詠ぜられたのである。

この臨時大祭の間、明治天皇は、内廷において、山県有朋参謀総長、並びに、再び戦地に赴かんとする児玉源太郎満州軍総参謀長に、それぞれ謁見を賜られてゐる（『明治天皇紀 第十二』、吉川弘文館、昭和五十年）。

かかる国家的な祭祀（ある意味での国家的規模の同胞祭祀）を執り行はれることによつて、天皇陛下が、古からの神々に対してはもちろんのこと、殉国の英霊達にも感謝の誠を表され、国の行く末に加護を祈られるといふ御姿勢。そのやうな敬虔な御姿勢が生み出すところの御威光、強い御威勢の表現が、天皇陛下に対して使用される「御稜威」といふ独特の大和言葉なのであらう。そのもとで、はじめて全国民は一つ心になって、一大決戦に立ち向かふ心意気を發揮することができるのであらう。また、今はなき父祖達、先人達の激励をも感ずることができるのであらう。

招魂式から二十五日後の、明治三十八年五月二十七日早暁、全国民が固唾を呑む中、哨戒中の「信濃丸」が敵の艦影を発見。東郷司令長官はただちに連合艦隊に出勤を命じた。日本海海戦の戦端が開かれた時の模様は、『名歌でたどる日本の心』では、次のやうに描写されてゐる。そして、東郷司令長官の一首が紹介されてゐる。

午後一時五十五分、旗艦「三笠」のマスト上に高く乙旗を掲揚して、「皇国ノ興廢此ノ一戦ニ在リ、各員一層奮勵努力セヨ」との命令を発信、総員、戦闘態勢に入つた。午後二時五分、わが主力艦隊は敵前大回頭、午後二時十分、戦闘の砲門を開いた。ロシア・バルチック艦隊三十八隻を二日間に殲滅し、世界海戦史上未曾有の奇跡的戦果を挙げた日本海海戦の幕開きである。

三日後の三十日、東郷司令長官は佐世保に入港。次の一首を詠んでゐる。

日の本の海にとどろくかちどきは御稜威かしこむ声とこそしれ

「御稜威」とは、多くの御神靈に護られた天皇陛下の強い御威勢の意。東郷司令長官は、

日本海海戦の輝かしい勝利は、天祐神助てんゆうしんじよのもと、「天皇陛下の御稜威」の賜物たまものであつたと心底から得心したのである（小柳陽太郎 他編著『名歌でたどる日本の心』、草思社、平成十七年）。

六、今、果すべき課題（二）

明治天皇は、翌明治三十九年に次の御製を詠まれてゐる。

鏡

靖國のやしろにいつくかがみこそやまと心のひかりなりけれ

ここに「いつく」とは「齋いっく」で、「崇あがめたてまつる」の意である。

祖国日本を守り抜いた父祖達の歴史を顧みて、戦歿者達の御魂を奉慰・顕彰することは、本来、国家が果すべき重要な責務である。その奉慰・顕彰の姿は、我が国の文化、伝統に則したものでなければならぬ。靖國神社は、その中心の施設である。

我が国の首相は、国家主権を害する内政干渉を斥けるとともに、政府・国民を代表して、年ごとに靖國神社に額づくといふ重要な責務を負つてゐる。殉国の英靈達の御前に感謝の誠を捧げ、祖国防護の誓ひを年ごとに新たにすべきであると思ふ。

御親拝のための「天皇陛下の靖國神社行幸」は、明治天皇は七回、大正天皇は二回、昭和天皇は二十八回（戦前に二十回、戦後に八回）を数へる。行幸実現に向けて、安倍首相は意を用ゐるべきではないか。そのためにも、安倍政権並びに各政党が、祖国日本を守るために今取り組まなければならない重要な課題は、靖國神社への年ごとの参拝なのだと思はれてくる。これまでのやうに、天皇陛下の御親拝を仰ぐ自由とその機会を取り戻すのである。

同時に、安倍政権と各政党には、歌人であり思想家であつた三井甲之詠の次の一首を想起され、防衛力の飛躍的充実に向けて歩を進められんことを切望する次第である。

ますらをの悲しきいのちつみかさねつみかさねまもる大和島根を

第二節 合宿教室での慰霊祭の説明

《『国民同胞』平成二十年十一月号所収。改題・一部加筆》

一、「慰霊祭」を行ふ意味

これから執り行ひます慰霊祭では、戦時、平時を問はず、「祖国日本」を護るために尊い命を捧げられた、あるいは生涯を捧げられた総ての祖先のみ霊をこの祭場（齋庭^{ゆはば}）にお招き申し上げて、ご馳走をお供へしておもてなし申し上げます。慰霊祭は、遠き古^{いにしへ}より今日に至るまで、日本と日本の文化を営々として育み築いてこられた数限りなき祖先のみ霊（祖先の神々）に、参列者の一人ひとりが深い感謝の誠を捧げる祭りです。それは、①豊かな日本の文化に浴することが出来る幸せを喜び、②敬虔な気持ちで祖先の神々のみ前に額づき感謝の誠を捧げる祭りであり、また同時に、③自らも祖先の神々のみ跡^{あと}に続いてゆくことをしっかりと自覚し、④気持ち新たに、各自がそれぞれに決意を固める祭りでもあります。

つい先日(ついで)の八月十五日には日本武道館で、天皇・皇后両陛下ご臨席のもと、先の大戦において、国を護るために戦陣に散られた方々、また戦禍に倒れた方々に対する全国戦歿者追悼式が営(と)られました。また日本武道館のすぐ近くにありま(す)す靖國神社では、国のために尊い命を捧げられた二百四十六万六千余柱の護国の英靈に對(たい)しまして、毎日毎日、深い崇敬の心と感謝の心をもつて、丁重なお祭りが執り行はれてをります。さらに各家庭では、お正月やお盆、お彼岸など、季節の節目節目に御先祖のみ靈をお迎へして、「お祭り」や「供養」が行はれてをります。このやうに広く行はれてをります国民文化を背景といたしまして、この合宿教室でも例年、慰靈祭を執り行つてをります。

二．簡素な「しつらへ」の祭場

慰靈祭では、「神籬ひもつぎ」と呼ぶ榊さかきの大枝を祭壇中央の奥に立てまして、その神籬に神々にお降りいただく(お迎へ申し上げる)ことをいたします。

「祭り」といふものは、昨日きのう一緒に参拝いたしました皇大神宮こうたいじんぐうや、皆さん方のお住ひの近くにありま(す)す神社の御社殿といった特別な御殿が設けられてゐる所ではなくても、参

列者にその気持がありさへすれば、一時的に簡素な祭場を設けて執り行ふことの出来るものでありまして、古くは第一代の神武天皇が執り行はれた「鳥見山の祭り」とみやまや、近代においては、明治天皇が天地神明に「五箇條の御誓文」をお誓ひになつた御誓祭にも回顧されますやうに、簡素な形の「祭り」は、古代から明治時代、また今日に至るまで、その時代時代の日本人によつて変ることなく受継がれてきてをります。

三. 合宿教室での慰霊祭 — その次第 —

□ 修祓しゆばつ

私どもの心身には、知らず識らずのうちにチリやホコリが付いてをります。そこで「祭り」を始めるに當つて、そのチリやホコリを祓ひ清めるために「修祓」を行ひます。この修祓に先だつて「祓へ詞」はらへことばといふものが唱へられるのが普通ですが、その詞に代へまして、この合宿教室では歌人であり思想家であられた三井甲之氏みつあこうし詠の和歌を朗詠いたします。その後、大麻おほぬさで修祓を行ひます。(この時は、一同、低頭)

□ 降神こうしんの儀

「降神」とは神々にお降りをお願いしてお迎へ申し上げることです。この時には「降神詞」と「警蹕」が唱へられます。「降神詞」とは「祭り」を行ふに当って、神々にお降りいただくことを「乞ひ願ふ」言葉です。微声で奏上されますので参列者には聞こえません。「警蹕」とは「み先払ひ」の声で、「オー」といふ声を尾を引くやうに長く伸ばすものです。神々のお降りをお告げて参列者を警め謹ましめる呼び掛けの声のことです。「神々がお降りになるから、頭を垂れてつつしんでお迎へなされよ」といふ意味になります。同時に長い声で「声の橋」を架けて、そのお架け申し上げた「声の橋」を辿って、神々にお降りいただくといふ意味も併せ持つてゐます。(この時は、一同、最敬礼)

□ 献饌の儀

神々がお召し上がりになる「神饌」(海の幸、山の幸、野の幸など)をつつしんでお供へいたします。

□ 御製拝誦

代表者が御製を拝誦して神々に捧げます。参列者は神々と一緒に拝聴して大御心を仰ぎます。(この時は、一同、低頭)

□ 斎主祭詞奏上

「齋主」とは、「祭詞」を神々に奏上する大切な役目を担ふ方です。神々にそのみ恵みを奉謝し、気持ち新たに怠りなく努める決意をお告げ申し上げるのが「祭詞」です。（この時は、一同、低頭）

□『海ゆかば』奉唱

神々は、私どもが神々のみ前で歌ったり、舞ったりいたしますと、お喜びになられます。そこで、『海ゆかば』といふ歌を全員で奉唱いたします。そして、私どもの歌声を神々に嘉納していただきます。

□玉串奉奠・拝礼

代表者数名が、齋主を筆頭に一人づつ、つつしんで神々に玉串をお供へ申し上げ拝礼いたします。残りの参列者全員は、合宿運営委員長の拝礼に合はせまして、「二拝二拍手一拝」の作法で拝礼いたします。

□撤饌の儀

神々にお供へした神饌をお下げいたします。

□昇神の儀

「昇神」とは、神々にお帰りをお願いして、お送り申し上げることです。この時には降

神の儀の時と同様に「昇神詞」と「警蹕」が唱へられます。この時の警蹕は、「神々のお帰りを頭を垂れてつつしんでお送りなされよ」といふ意味になります。（この時は、一同、最敬礼）

□直会なほらひ

「祭り」が滞りなく終わりますと、神々にお供へしたお神酒みき（または甘酒あまぎけなどの飲み物）をつつしんで頂戴して、そのお力を身にいただきます。そして「祭り」の緊張を解いて、私どもは日常の生活に戻ります。

四. 三井甲之氏詠・和歌「ますらをの…」について

先に述べましたやうに、慰霊祭では、「修祓」の前に「祓へ詞」を唱へることに代へまして、三井甲之氏の次の和歌を朗詠いたします。

ますらをの悲しきのちつみかさねつみかさねまもる大和島根を

この歌は「蕨機関長故福田氏をしぬびまつる」といふ詞書の付いた九首連作の結びの歌で、これらは綜合雑誌『日本及日本人』の昭和二年十月十五日号に発表されました。

駆逐艦「蕨」は、昭和二年八月二十四日の深夜、島根県三保ヶ関沖合で夜間水雷攻撃猛訓練中に巡洋艦「神通」に激突し、十五分後に沈没しました。また、駆逐艦「葦」も、巡洋艦「那珂」に衝突して船体の最後尾を大破しましたが、沈没は免れました。「蕨」の殉職者九十名、「葦」の殉職者二十七名の、死者計百十七名を出す大事故となりましたが、その殉職者のお一人が、熊本県出身の「蕨」機関長・福田秀穂少佐でした。三井甲之氏の同志であった松田福松氏の姻戚に連なる方でした。少佐は米国に留学すること三年、主として軍艦燃料としての油の研究に没頭して実地研究も行ひ、海軍部内ではこの分野の権威者でした（以上は、昭和二年八月二十六日付『東京日日新聞』、『大阪毎日新聞』の記事等に基づく）。

この歌の中の「大和島根」とは、「日本の国」といふ意味です。三井甲之氏が福田少佐の殉職を悼んで詠まれた連作の追悼歌は、「父祖達の祖国防護の悲願」、すなはち、己れの人生をかけて、己れのいのちをかけて、我が国の独立と、万世一系の天皇を仰ぎ戴く我が国の国柄と、我が国の国土と、そして、我が国の文化・伝統を護り続けてきた父祖達の、営々とした努力の跡を憶念するこの絶唱をもって、結ばれてゐます。

五、大伴氏言立・『海ゆかば』について

慰霊祭では、『海ゆかば』といふ歌を、皆様に歌っていただきます。

海行かば／水漬く屍／山行かば／草生す屍／大君の／辺にこそ死なめ／
顧みはせじ

この歌は昭和十二年にNHKの企画で制作された国民歌謡です（作曲は信時潔）。作詞者は、今を遡ること千二百六十年も昔の天平の時代に活躍した、大伴家持です。歌詞そのものは『万葉集』巻第十八に載つてゐる長歌の一節です。

第四十五代・聖武天皇は、天平二十一年（七四九）四月一日、宣命（和文体の「みことのり」）を发出され、その中で大伴氏一族に昔から伝へられてきた「大伴氏言立」なる一門の「誓ひの言葉」を引用されました。越中国（今の富山県）に国守として赴任してゐた大伴家持は、感激して長歌を詠んでこれにお応へしました。その際に、「大伴氏言立」の一部を改変して、それを自身の長歌に詠み込みました。大伴氏は、天皇をお守りする近衛兵として朝廷に仕

へてゐた一族でした。その大伴氏が天下に向けて宣言してゐた一族の「誓ひの言葉」、それが『海ゆかば』の歌詞です。それは、「他の氏族の追隨を許さぬ武門・大伴氏の誇り」と、「一族が出陣・出撃に當つて心に期した覚悟」とを歌ひ上げた、勇壯な「言立」であります。その歌詞の意味は、かうなります。

もしも海を行くならば（海で闘ふならば）、水に漬かる屍しかばねになつてもよい。

もしも山を行くならば（山で闘ふならば）、草の生える屍になつてもよい。

どちらにせよ、さういふ屍になつても、大君（天皇様）のお側でこそ死なう。
決して、我が身を顧みたりはすまい。

大君、すなはち、天皇陛下に命を捧げて悔いぬ武人達の決意を端的に表現してゐます。我が国は、遠い昔から今日まで、天皇陛下を仰ぎ戴いて国民が一つにまとまって發展してきました。その国柄に通じる歌詞であると思ひます。

（附記）警蹕のこと等、岸野克巳氏に御教示をいただきました。

附録「昭和天皇と歴代天皇方のお心」

「今上陛下と歴代天皇方のお心」

第二十二回全国学生青年合宿教室での青年研究発表（数へ年三十一歳）

《『日本への回帰・第十三集』所収。昭和五十三年三月発行。一部加筆》

私は、十年前の大学三年の時（昭和四十二年八月）に、内田君といふ友人に誘はれて、初めてこの合宿教室に参加しました。そして、御講義の中で天皇に関するお話をお聴きしました。しかし、その時は別にこれといった感動を覚えませんでした。大学四年の時にも参加したのですが、今から振り返りますと、その時も同様であったやうな気がいたします。

その後、いはゆる大学紛争が東京工大にも起こりまして、それが鎮まった翌々年だったと思ひます。大学院博士課程一年の時に、奥富君といふ友人に誘はれて、三年ぶりに合宿教室に参加いたしました。その時、御講義の中で、御歴代の天皇がお作りになったお歌（註・御製といふ）をお聴きして感動いたしました。今から申し上げます二首のお歌を教へていただきますが、ゞ天皇のお心ゞについて勉強を開始する契機となったやうに思ひます（註・以後、小田村寅二郎、小柳陽太郎共編『歴代天皇の御歌おうた―初代から今上陛下まで二千首―』、日本教文社、

昭和四十八年、の御本にて、歴代天皇の御製に親しむやうになりました。

まづ、第九十二代・伏見^{かみ}天皇のお歌です。

述懐の御歌の中に

いたづらにやすきわが身ぞ恥かしき苦しむ民の心おもへば

伏見天皇は、鎌倉時代の中期に、御年二十三歳で天皇の位に即かれた方です。今で言へば、大学を卒業したばかりの社会人といった御年齢です。伏見天皇が即位をされてからの七、八年の間には、災害に関する歴史資料集を見てみますと、京都、鎌倉、さらには全国各地で大洪水や大地震があひ次ぎ、特に、御即位から七年目の年には、京都の町で大火災が起きてゐます。苦しむ民とは、おそらくは、大火災や大洪水、さらには大地震等によって、路頭をさ迷ふことになった多くの国民のことを指してゐるのではないでせうか。伏見天皇は、さういふ光景を直接にご覧になられてか、それとも側近の者からの御報告をお聞きになられてか、怠りがちな自らをみつめながら、国民一人ひとりの苦しい生活に思ひを馳せつつ、そのお心を率直にお歌に詠まれてゐます。

いま一つは、第二百二十一代・孝明天皇こうめいのお歌でした。

述懐（安政五年七月十一日神宮御法樂の和歌）

神かみごころいかにあらむと位山くらみやまおろかなる身の居をるもくるしき

孝明天皇は、明治天皇のお父様に当られる方で、幕末の大変な激動期に二十年間、天皇の御位に就かれてゐた方です。宮中では、「御法樂ごほうらく」といって、特定の御神靈をお慰め申し上げるために歌会が開かれてをりました。天皇方は、各神宮・神社への御法樂の歌会の折に、御製を奉納なさって来られました。詞書ことばがきにある「神宮御法樂の和歌」とは、孝明天皇が、「伊勢の神宮への御法樂の歌会の折あまてらすおほみかみに天照大神様にささげられたお歌」といふ意味です。従って、お歌の中の「神かみごころ」とは、御先祖である天照大神様のお心といふことになります。位山とは、「天皇の位」といふ意味です。

このお歌は御年二十八歳の時のお歌で、不平等条約としてその後の日本を苦しめることになる日米修好通商条約が締結された直後に作られたお歌です。幕府は外国の威圧に屈して、勅許、すなはち朝廷の許可を得ずに勝手に条約を締結してしまひました。その時の孝

明天皇のお気持は、大変悲痛なものでした。このお歌は、かう解釈出来ます。

御先祖の天照大神様は、御歴代の天皇に対してと同様に、子孫であるこの私に、今、この日本の統治を託されてゐる。一体、どのやうなお思ひでこの世を御覧になられてゐるだらうか。それを思ふと、おろかな身の自分は、天皇といふ位にゐるだけでも苦しい。

孝明天皇は、さういふ悲痛な思ひを率直にお歌に詠まれてゐるのです。

私は、その後合宿を終へて東京に帰つて来てから、奥富君に導かれるやうな思ひで、歴代の天皇方のお心について、一緒に少しづつ勉強するやうになりました。しかし、何かしら釈然としないまま時を過ぎしてゐたやうに思ひます。

さうかうしてゐるうちに、国民文化研究会の先生方が、しんごう「新輯日本思想の系譜」といふ部厚い御本をお作りになられ、それが時事通信社から出版されることになりました。大変立派な資料集でしたので、私も奮発して上・下一巻づつを早速買ひ求めました。その中には、神武天皇から始まり、吉田松陰や久坂玄瑞、高杉晋作、それから西郷隆盛といった、さま

さまざまな人物の短歌や文章が時代順に載つてをり、一体どの頁から勉強しようかなと迷ひましたが、結局、歴史上の大きな転換期に御位に即くことになられた明治天皇の、御即位に際しての御姿勢について調べてみようかと考へました。そして、たまたまその資料集に載つてをりました。明治維新の宸翰しんかんといふ文章を読んでみて、大変感動したのです。

明治天皇は、踐祚せんそされてから一年二カ月後に、五箇条の御誓文を天地神明に誓はれました。このことは皆さんもよく御存じのところですが、同じ日に明治天皇は、お手紙の形で国民にお気持をお述べになつてゐます。それが、明治維新の宸翰しんかんと呼ばれるものです。それは、かういふ言葉で始まります。

朕ちん、幼弱よわじやくを以て、猝にはかに大統たいとうを紹つぎ、爾來じらい何を以て萬國ばんこくに對立し、列祖れつそに事つかへ奉なまらんやと、朝夕あさゆふ恐懼おそに堪たざる也なり。

私は、この文章を読んだ時に、「列祖に事へ奉る」といふ言葉に目がとまりました。「列祖」すなはち、「御歴代の天皇」のお心を心とされ、そのお心に沿ふことが出来るやうにお仕へする、といふ御姿勢に目がとまったのです。そして、これは凄いなあと思ひました。

もうこの世にはいらつしやらない歴代の天皇方、肉眼では見ることの出来ない歴代天皇方の、そのお心に仕へ奉るといふお言葉は、強い使命感に裏打ちされた、何と心のこもった御姿勢を示す言葉でせうか。私は、歴代天皇方のお心に仕へ奉るといふこの御姿勢こそが、御歴代の天皇が代々継承して来られた大切な根本姿勢の一つであると、現在は考へるやうになりました。

次に、少しあとに出て来る文章を紹介させていただきます。

今般、朝政一新の時に膺り、天下億兆、一人も其處を得ざる時は、皆朕が罪なれば、今日の事、朕自身骨を勞し、心志を苦め、艱難の先に立、古、列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始て、天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし。

私は、この文章を初めて読んだ時、大変驚きました。特に、「天下億兆（全国民のこと）、一人も其處を得ざる時は、皆朕が罪なれば」といふ文章に驚いたのです。天皇として、何と深い御自覚なのであらうか。そして、咄嗟に、終戦の折の、天皇陛下（註・昭和天皇）の毅然とした御態度を思ひ浮べました。そして、この時やっと、私は、歴史を貫く天皇のお

姿、天皇の御本質とでもいふべきお姿について、確信が持てたやうな思ひがしました。

しかし、御決意や御自覚がいかにかに立派であらうとも、肝心要かんじんようの時に、その精神が発揮されないやうでは、それは、価値ある伝統精神とは言へません。逆に言へば、肝心要の時に発揮される精神こそ、本物の伝統精神と呼ぶにふさはしい精神であります。歴代天皇方のお心に仕へ奉りつつ、国民一人ひとりの生活に思ひを寄せてゆくといふ、御歴代の天皇の伝統精神が実に見事に発揮されたのが、今からたった三十二年前の、日本が歴史上最大の危機に直面した、あの終戦の時だったのではなかったでせうか。終戦を決定した御前会議での天皇陛下の御決断と、その後の、国民を思はれる一貫した御行動こそ、この伝統精神の見事な発露であったやうな気がいたします。

その時、陛下は、次のお歌を作られてゐます。

爆撃にたふれゆく民のうへをおもひいくさとめけり身はいかならむとも

身はいかになるともいくさとめけりただたふれゆく民をおもひて

國がらをただ守らんといばら道すすみゆくともいくさとめけり

陛下は、空襲のたびに炎上する東京の街を、どんな思ひで御覧になられてゐたのでせうか。爆撃によって次々と命を落としてゆく国民、燃え上がる東京の街中を逃げまどふ国民、それら国民一人ひとりの姿に心を馳せられた時、陛下の思ひは、おそろく、胸も張り裂けんばかりのものであつたのではなかつたでせうか。そして、国民の破滅を救はうとして終戦の御決心をなさつた時、それは捨身そのもののお姿でした。陛下が国民を守るために捨身の御行動をとられたことこそ、歴代天皇方が継承して来られた伝統精神の見事な顕現でありましたし、「国がらを守る」ことの、具体的証しだつたのではないでせうか。

陛下は、終戦後の昭和二十年九月二十七日に、マッカーサー元帥に会ひに行かれました。それから十年後の昭和三十年に、お二人だけの秘密とされてゐた会見内容が、マッカーサー元帥の口を通して公表されました。陛下は、その時、かうおっしゃられてゐたのです。

私は、日本の戦争遂行に伴ふいかなることにも、また事件にも全責任をとります。また私は、日本の名においてなされた、すべての軍事指揮官、軍人および政治家の行為に対して、直接に責任を負ひます。自分自身の運命について貴下の判断が如何様のものであらうとも、それは自分には問題でない。私は全責任を負ひます。

これを聞いたマッカーサー元帥は、興奮の余り、陛下にキスをしたといふ思ひに駆られたことを告白してをります。そして、続けて次のやうに述べてをります。

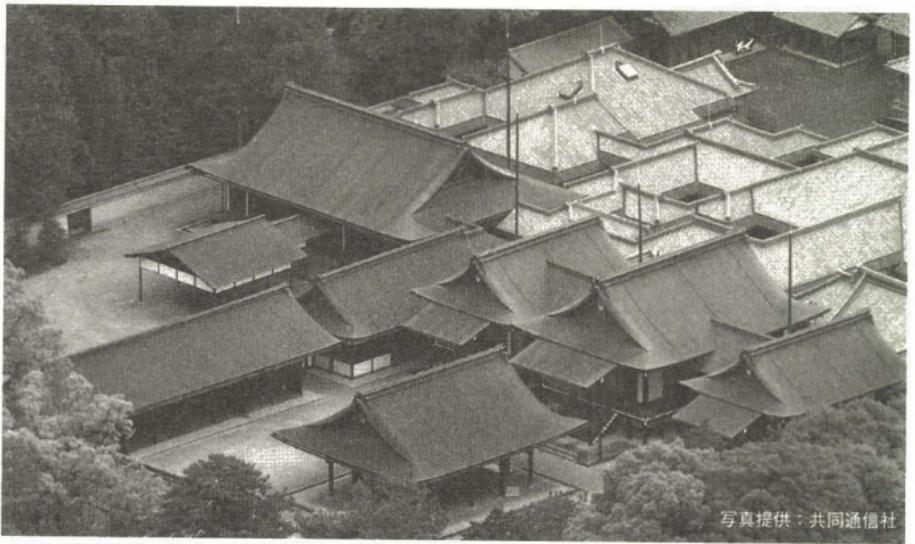
もし国の罪を贖あがなふことが出来れば進んで絞首台に上ることを申出るといふ、この日本の元首に対する占領軍の司令官としての私の尊敬の念は、その後ますます高まるばかりでした（註・昭和天皇に関する以上の経緯は、夜久正雄著『歌人・今上天皇（増補改訂版）』、日本教文社、昭和五十一年、に詳述されてゐます）。

このやうな事実を知るにつけ、また、神奈川県御巡幸を皮切りに、次々と全国津々浦々まで御巡幸になられ、国民生活窮乏さなかの最中、敗戦でうちひしがれた国民を励まして歩かれたこと等を思ひ浮べるにつけ、国民のことをまつ先にお考へになられる、無私の御精神、献身の自己犠牲の御精神、殉教者的御精神が、強く仰がれる思ひがいたします。最悪の事態に最高のお心を發揮されたお方、それが、日本国民統合の中心であられる天皇陛下だったのではなかったでせうか。そして、それは、御先祖の天照大神様をはじめとして、そのあとに続く歴代天皇方のお心にお仕へされて、日常不断に心を清らかに保たれ心を鍛錬さ

れて来られたが故に、はじめてとることのできた御態度ではなかったらうか。私には、さう思はれてなりません。

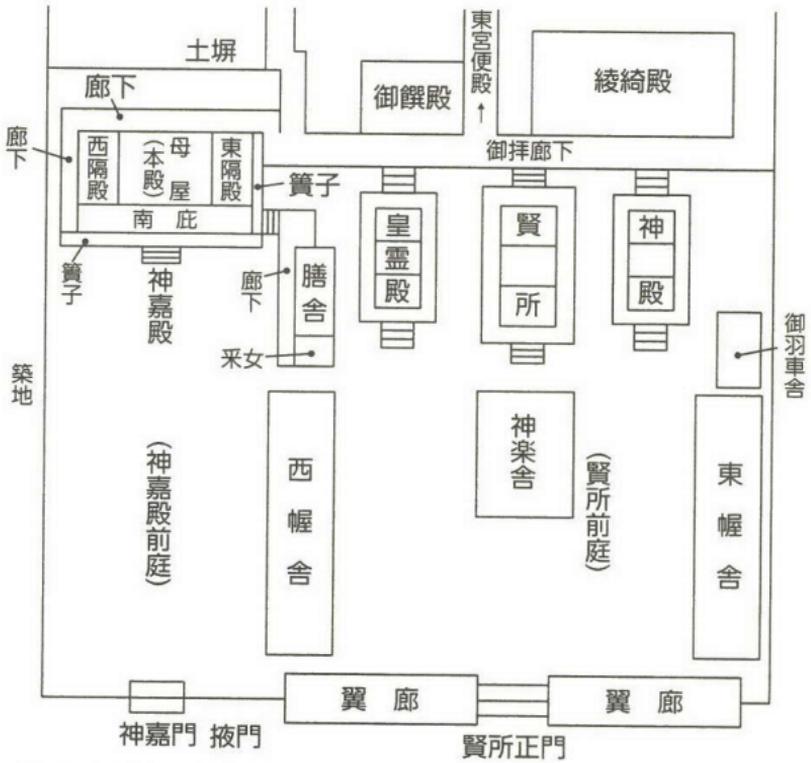
御静聴、ありがとうございました。

付図・付表



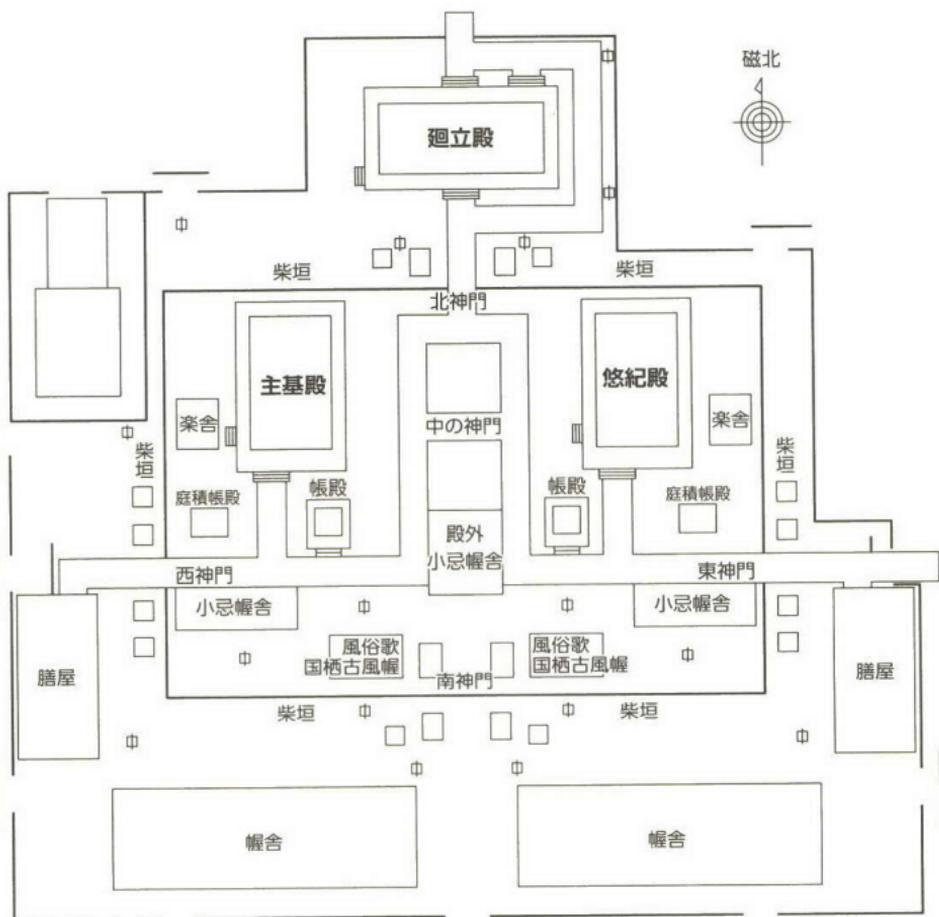
写真提供：共同通信社

上の写真は下図の右下上空より撮影したもの。一番手前に見えるのが神楽舎、その右手奥に宮中三殿が並び、その左手に並ぶ広い屋根の建物が新嘗祭が行はれる神嘉殿である。



【出典：川出清彦著『大嘗祭と宮中のまつり』（名著出版）の図に基づく。】

付図1 「宮中三殿」と「神嘉殿」の配置図

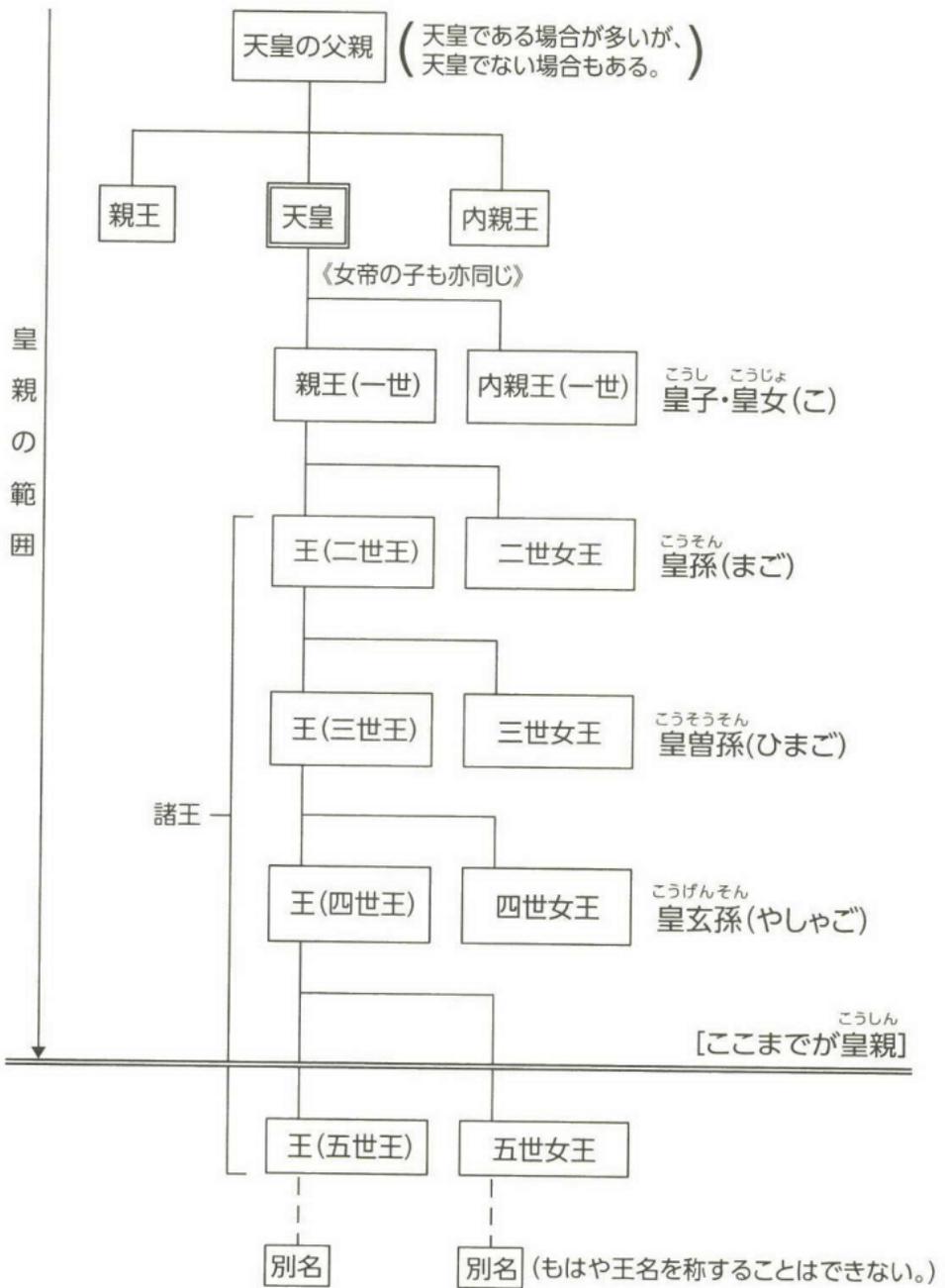


【註】大嘗祭の中心的儀式である「大嘗宮の儀」は、「悠紀殿供饌の儀」と「主基殿供饌の儀」から成る。令和の御代の悠紀殿供饌の儀は、令和元年11月14日の夕刻から夜にかけて行はれ、主基殿供饌の儀は、その翌日の11月15日の暁前に行はれた。

(註及び図は宮内庁ホームページに基づく)

【参考】令和の御代の「大嘗祭」や「大嘗宮」については、季刊『皇室』別冊の『令和のご大礼、ご即位の諸儀式の記録』（扶桑社、令和2年6月）などに詳しく解説されてゐるので、参照されたい。

付図2 「大嘗宮」の配置図



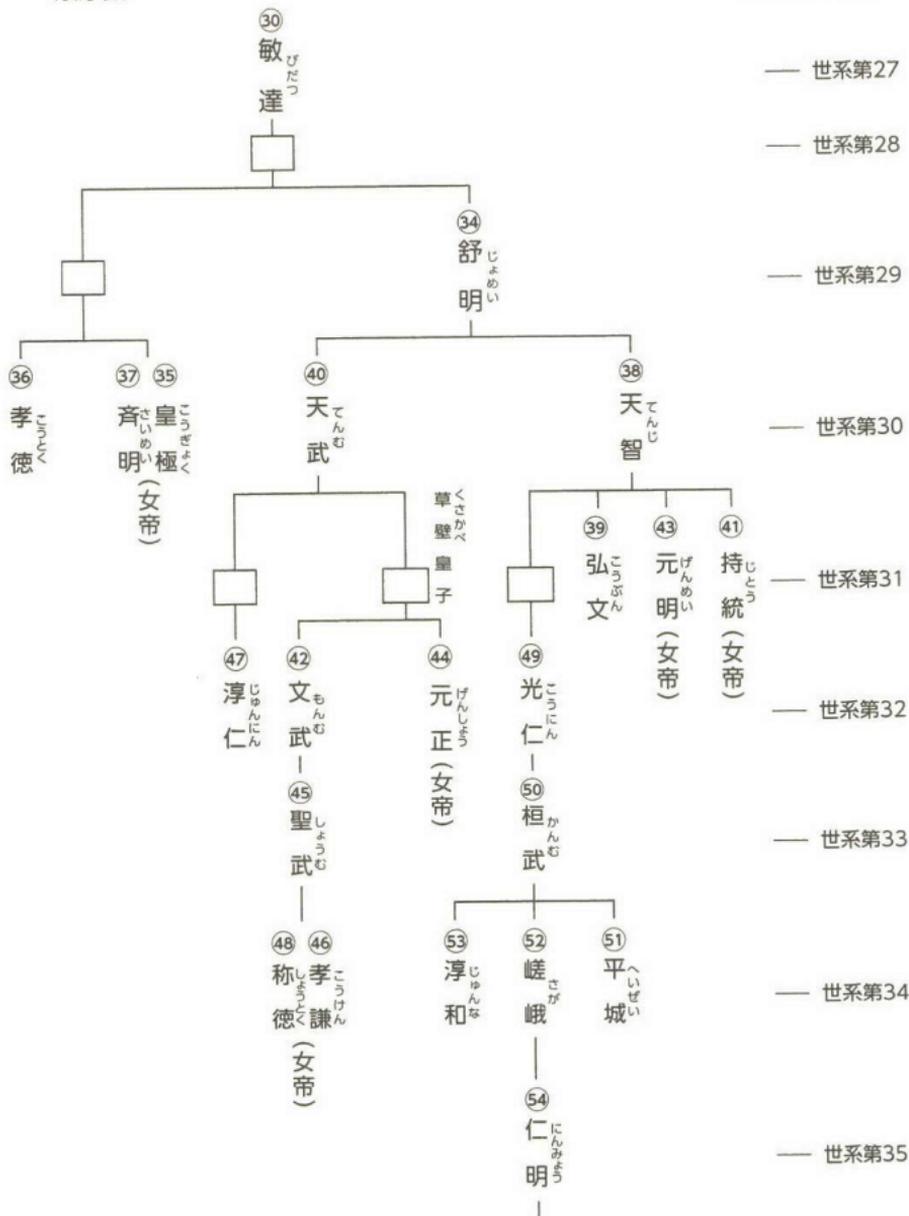
[註] 分り易くするために、女性の場合は、
「内親王」(ないしんのう)、「女王」(によおう)、「皇女」の語を用ゐて表現した。

付図3 大宝・養老継嗣令に規定された「皇親」の範囲図

[註] 丸印の中の数字は、神武天皇を①として数へた「皇統譜」による即位の順序数

[註] □ は、天皇ではない方

[註] 世系の数字は、天照大神を「世系第1」として数へた「男系」の世数(世代数)



付図4 律令体制成立前後の皇室略系図 (歴代天皇の「即位の順序数」と「世系の世数」)

付表1 昭和の戦前期における皇室祭祀「大祭」と
「国民の祭日・祝日」

| <p>◎「皇位」の起源と悠久の国家理念を確認される 「国家的祭祀」 ▲ 祖先の御遺徳を追慕され恭敬の礼を尽される 「皇霊祭祀」</p> | 種別 |
|--|--|
| <p>◎元始祭 一月三日 如し ◎紀元節祭 二月十一日 ▲春季皇霊祭 春分日 ◇春季神殿祭 春分日 ▲神武天皇祭 四月三日 ▲秋季皇霊祭 秋分日 ◇秋季神殿祭 秋分日 ◎神嘗祭 十月十七日</p> | <p>近代皇室祭祀の「大祭」 明治四十一年九月十九日、 「皇室祭祀令」公布。 昭和二年十月十四日の皇室令 第十二号をもって「皇室祭祀令」 を二部改正 第九条 大祭及其の期日は左の 如し</p> |
| <p>◎元始祭 一月三日 (祭日) ○新年宴会 一月五日 (祝日) ○紀元節 二月十一日 (祝日) 春季皇霊祭 春分日 (祭日) ○神武天皇祭 四月三日 (祭日) ○天長節 四月二十九日 (祝日) 秋季皇霊祭 秋分日 (祭日) ◎神嘗祭 十月十七日 (祭日) 明治節 十一月三日 (祝日)</p> | <p>昭和戦前期の「国民の祭日・祝日」 昭和二年三月四日公布・施行の 「勅令第二十五号」 〔註〕○印は、明治六年十月十四日の 太政官布告第三四四号をもって 休日とされてゐた祭日・祝日</p> |

◇ 国家の守護神たる天神地祇に神恩を感謝される
「神祇祭祀」

◎新嘗祭

十一月二十三日
より二十四日に
亘る。

▲先帝祭

毎年崩御日に相
当する日

▲先帝以前三代の式年祭

崩御日に相当する日

▲先后の式年祭

崩御日に相当する日

▲皇妣たる皇后の式年祭

崩御日に相当する日

第十条

式年は崩御の日より、三
年五年十年二十年三十年
四十年五十年百年及爾後
每百年とす。

神武天皇祭及先帝祭前項
の式年に当るときは式年
祭を行ふ。

○新嘗祭

十一月二十三日(祭日)

○大正天皇祭
(先帝祭)

十二月二十五日(祭日)

【註】祝日の天長節、明治節の日には、宮
中では天長節祭、明治節祭の祭典が
それぞれ「小祭」として齋行されてゐ
た。現在は二祭のうち、天長祭のみが
「小祭」として行はれてゐる。

【註】新年の祝日は、新年宴会のみでは
なく、一月一日、二日の朝賀の御儀と併
せた三日間とする。

付表2 令和の御代の「国民の祝日」と「皇室の祭祀と行事」

| 令和の「国民の祝日」 | | 令和の主要な「皇室の祭祀と行事」 | | 格式 |
|---------------------------|----------------------|---|---|----------------------------------|
| 元日 成人の日 | 一月一日 一月第二月曜日 | 四方拝 歳旦祭 元始祭 奏事始 昭和天皇祭 孝明天皇例祭 | 一月一日 一月一日 一月三日 一月四日 一月七日 一月三十日 | 行事 小祭 大祭 行事 大祭 小祭 |
| (建国記念の日) 天皇誕生日 | 二月十一日 二月二十三日 | 臨時御拝 祈年祭 天長祭 | 二月十一日 二月十七日 二月二十三日 | ※註 小祭 小祭 |
| 春分の日 | 三月春分日 | 春季皇霊祭 春季神殿祭 | 三月春分日 三月春分日 | 大祭 大祭 |
| (昭和の日) 【註】元の名称は天皇誕生日 | 四月二十九日 | 神武天皇祭 皇霊殿御神楽 | 四月三日 四月三日 | 大祭 ※註 |
| 憲法記念日 (みどりの日) こどもの日 | 五月三日 五月四日 五月五日 | | | |

※註

二月十一日の建国記念の日に斎行される「臨時御拝」は、「紀元節祭」に当る祭典で、旬祭の作法にて行はれる。四月三日の皇靈殿御神楽は、以前は二月十二日の「紀元節祭」の夜に行はれてゐたが、「紀元節祭」の中止に伴ひ神武天皇祭の夜に移されて、今日斎行されてゐる。

| | | | | |
|---|-------------------|-----------------------------|--|----------------------|
| (海の日) | 七月第三月曜日) | 香淳皇后例祭 節折 大祓 | 六月十六日 六月三十日 六月三十日 | 小祭 行事 行事 |
| (山の日) | 八月十一日) | 明治天皇例祭 | 七月三十日 | 小祭 |
| (敬老の日 秋分の日) | 九月第三月曜日) 九月秋分日 | 秋季皇霊祭 秋季神殿祭 | 九月秋分日 九月秋分日 | 大祭 大祭 |
| (スポーツの日) | 十月第二月曜日) | 神嘗祭 | 十月十七日 | 大祭 |
| 文化の日 勤労感謝の日 | 十一月三日 十一月二十三日 | 鎮魂の儀 新嘗祭 | 十一月二十二日 十一月二十三日 | 祭典 大祭 |
| 【註】()内の祝日は、昭和二十三年七月二十日に国民の祝日が定められた後に追加された祝日。 | | 賢所御神楽 大正天皇例祭 節折 大祓 | 十二月中旬 十二月二十五日 十二月三十一日 十二月三十一日 | 小祭 小祭 行事 行事 |

あとがき

本書は、月刊『国民同胞』（公益社団法人「国民文化研究会」の会報）に掲載された著者の「小文」を集め、加筆修正して「一書」としたものです。本書には平成十五年から令和四年までの二十一年間に、同紙に掲載していただいた文章を収めてあります。また、本書の末尾に「附録」として、著者が数へ年三十一歳の折に、「全国学生青年合宿教室」で行った「青年研究発表」の内容を収めてあります。

このたびは、はからずも「国文研叢書」への上梓といふ企画のもとに、これまで自分が若い後輩の方々にも伝へたいと願ってきた「国の形」と「皇室制度」について、貴重な「執筆の場」を与へていただき「一書」にまとめ得ましたことは、著者の深く喜びとするところであります。

本書の出版に当っては、小柳志乃夫国民文化研究会理事長をはじめ、今林賢郁前理事長、山内健生『国民同胞』編集長、並びに、池松伸典氏、内海勝彦氏、北濱道氏には、編集を含む多岐にわたって有益な御指摘、御教示、御助力をいただきました。心から謝意を表します。

また、編集の全般にわたって、三光社出版印刷株式会社の石松志津枝氏に、様々なご助力をいただきました。厚く御礼申し上げます。

終りに、本書に収めた小文を書くに当って、当時、ご指導、ご助言をいただいた国民文化研究会の諸先輩、諸友はもちろんのこと、これまでの長い人生の間に、厳しくも温かな御指導と御鞭撻を賜った今は亡き先生方に、深い感謝をささげます。

ふるさと鹿沼の地より国文研慰霊祭をしのびつつ詠みし歌

若き日ゆ浴せしめぐみのおもはれて師友したはし今日のみまつり

本書編集等にあたり先輩・諸友より御指摘、御教示をいただいて

み声うけ一年を経て案なりぬ友らのみなさけうれしかりけり

令和五年十月三十日

大岡弘

著者略歴

昭和二十二年、栃木県鹿沼市生れ。鹿沼市在住。
東京工業大学大学院・博士課程（建築学専攻）修了。
工学博士。昭和四十九年、建設省建築研究所に入所。
平成十一年、地震防災研究官を最後に退官。新潟工
科大学建築学科教授。「地盤の液状化」研究で学会賞
を二度受賞。建設行政事務功労で瑞宝双光章を受章。
平成十五年四月、國學院大學・第一文学部神道学
科に学士入学。平成二十二年、國學院大學大学院文
学研究科・博士課程後期（神道学専攻）単位修得満
期退学。文学修士。

共編著、共著には、『名歌でたどる日本の心』（草
思社）、「語り継ごう 日本の思想」（明成社）等、論
文には、皇室祭祀に関する「元始祭並びに紀元節祭
創始の思想的源流と二祭処遇の変遷について」（『明
治聖徳記念學會紀要』）等、講義録には、「日本の国
柄と皇室祭祀」（『日本への回帰・第五十五集』）がある。

国の形と皇室制度

国文研叢書 No.40

令和五年十一月三日発行

頒価 一〇〇〇円

著者 大岡 弘

発行所 公益社 国民文化研究会
団法人

理事長 小柳志乃夫

〒150-0011 東京都渋谷区東一十三一四〇二

電話 〇三―五四六八―六二三〇

FAX 〇三―五四六八―一四七〇

振替 〇〇一七〇―一六〇五〇七

印刷所 三光社出版印刷株式会社

東京都品川区上大崎一―二

<http://www.kokubunken.or.jp>

(既刊) 国文研叢書 (新書判)

| | | | | |
|-------|-------------------------|--------------------------|-----------------|------|
| No.1 | 夜久正雄著 | 古事記のいのち (改訂版) (原) | 昭和41年・(改) 昭和48年 | 316頁 |
| No.2 | 桑原暎一著 | 日本精神史鈔 親鸞と実朝の系譜 | 昭和41年 | 279頁 |
| No.3 | 高木尚一著 | 弁証法批判の歴史 | 昭和42年 | 241頁 |
| No.4 | 小田村寅二郎編 | 日本思想の系譜 文献資料集・上巻 (古代・中世) | 昭和42年 | 309頁 |
| No.5 | 小田村寅二郎編 | 日本思想の系譜 文献資料集・中巻 (近世I) | 昭和43年 | 317頁 |
| No.6 | 小田村寅二郎編 | 日本思想の系譜 文献資料集・中巻 (近世II) | 昭和43年 | 409頁 |
| No.7 | 小田村寅二郎編 | 日本思想の系譜 文献資料集・下巻 (近代I) | 昭和44年 | 403頁 |
| No.8 | 小田村寅二郎編 | 日本思想の系譜 文献資料集・下巻 (近代II) | 昭和44年 | 381頁 |
| No.9 | 川井修治著 | 歴史と人生観 ヴルケス主義の超克 | 昭和43年 | 283頁 |
| No.10 | 小田村寅二郎編 | 欧米名著邦訳 集 文献資料集 | 昭和45年 | 483頁 |
| No.11 | 桑原暎一著 | 日本精神史鈔 花山院とその系譜 | 昭和45年 | 310頁 |
| No.12 | 夜久正雄・山田輝彦共著 | 短歌のすすめ 創作と鑑賞 | 昭和46年 | 309頁 |
| No.13 | 夜久正雄・山田輝彦共著 | 短歌のあゆみ (続 短歌のすすめ) | 昭和46年 | 316頁 |
| No.14 | 桑原暎一著 | ヨーロッパにおける ヴルケス主義批判論集 | 昭和48年 | 338頁 |
| No.15 | 夜久正雄著 | 白村江の戦—7世紀・東アジアの動乱 | 昭和49年 | 324頁 |
| No.16 | 桑原暎一遺著 | 国史の地熱—聖徳太子と楠氏 の精神 | 昭和49年 | 293頁 |
| No.17 | 戸田義雄編 | 日本における ヴルケス主義批判論集 | 昭和51年 | 320頁 |
| No.18 | 三井甲之著 | 明治天皇御集研究 (復刊) | 昭和52年 | 354頁 |
| No.19 | 国民文化研究界編 | いのち ささげて 戦中学徒・遺詠遺文抄 | 昭和53年 | 450頁 |
| No.20 | 国民文化研究界編 | いのち ささげて 戦中学徒・遺詠遺文抄 | 昭和54年 | 421頁 |
| No.21 | 加納祐五・三浦貞蔵共編 | 社会主義理論との戦い (山本勝市博士論文選集) | 昭和55年 | 420頁 |
| No.22 | 桑原暎一・遺稿から—とつちやん—先生の国語教室 | | 昭和56年 | 172頁 |
| No.23 | 小柳陽太郎著 | 戦後教育の中で | 昭和56年 | 298頁 |

| | | | | |
|-------|----------|-------------------------|-------|------|
| No.24 | 山田輝彦著 | 明治の精神 | 昭和57年 | 335頁 |
| No.25 | 松田福松著 | 米英思想研究抄 | 昭和58年 | 270頁 |
| No.26 | 夜久正雄著 | 「しきしまの道」研究 | 昭和60年 | 320頁 |
| No.27 | 国民文化研究会編 | 学問・人生・祖国—小田村寅二郎選集 | 昭和61年 | 350頁 |
| No.28 | 国民文化研究会編 | 戦後世代からの発言 | 昭和62年 | 357頁 |
| No.29 | 国民文化研究会編 | 続・戦後世代からの発言 | 昭和63年 | 279頁 |
| No.30 | 廣瀬 誠著 | 萬葉集 その漲るいのち | 平成元年 | 328頁 |
| No.31 | 加納祐五著 | Belief that と Belief in | 平成元年 | 276頁 |
| No.32 | 廣瀬 誠著 | 和歌と日本文化 | 平成2年 | 326頁 |
| No.33 | 戸田義雄 | 祖国と人類の悲願 | 平成3年 | 336頁 |
| No.34 | 宮脇昌三著 | ソ連抑留と日本回帰 | 平成5年 | 338頁 |
| No.35 | 小田村四郎著 | 占領後遺症の克服—祖国の真の独立のために— | 平成6年 | 267頁 |
| No.36 | 山田輝彦著 | われらがマン・ツウ・マン運動の戦後史 | 平成8年 | 276頁 |
| No.37 | 長内俊平著 | 若き友らへ語りかける言葉 | 平成10年 | 282頁 |
| No.38 | 國武忠彦著 | 古典にふれる喜び | 平成31年 | 305頁 |
| No.39 | 山内健生著 | 「新日本学」論考—「深い泉の国」の文化学 | 令和3年 | 382頁 |
| No.40 | 大岡 弘著 | 国の形と皇室制度 | 令和5年 | 333頁 |

